



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲルにおけるヘルシルト制（3） 一同書（テキスト）成立史との関連においてー
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 51(2), 53-110
Issue Date	2000-07-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15009">https://hdl.handle.net/2115/15009</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(2)_p53-110.pdf



# ザクセンシュピীগエルにおけるヘールシルト制(三)

——同書(テキスト)成立史との関連において——

石川 武

## 目次

主要文献略語表

序章——問題の所在

第一章 「アウクトル・ヴェートゥス」におけるヘールシルト制

第二章 「ザクセンシュピীগエル・ラント法」におけるヘールシルト制

(以上五〇巻六号)

第三章 「補論——関連する諸問題」

A 「ザクセンシュピールゲル・レーン法」における一期分

B 「ザクセンシュピールゲル」における recht len

C 「ザクセンシュピールゲル」における egen

D 「ザクセンシュピールゲル」における gerichte

第四章 「ザクセンシュピールゲル・レーン法」におけるヘールシルト制

終章——結論

(以上前号)  
(以下本号)  
(以上本号)  
(以下次号)

第三章 補論——関連する諸問題(承前)

C 「ザクセンシュピールゲル」における egen

(一) アイゲンは、レーンや小作地とは異なり、「借地」ではなくて「自分の土地」(「自有地」)であり、しかもほんらい父祖伝来の、そして将来も子々孫々にいたるまで継承していくべき土地である。その主要な持主である参審自由人は、このアイゲンを物質的基礎として、グラーフに対する参廷義務を負い、その法廷でラント法上の裁判(権)に参画する。「ザクセンシュピールゲル」の著者(アイケ)自身の「定義」によれば、「アイゲン」に関する裁判権は、「あらゆる者の首(「生命・生命刑」)に関するそれと並んで、同書のラント法概念(「特に、ラント法上の(流血)裁判権)の中枢に位置してい

る。アイゲンの問題が「ラント法」の中心的主題(の一つ)になっていることはむしろ当然と言うべきであろう。<sup>(155)</sup>

アイゲンの持主(主に参審自由人)はそれを自分の家臣にレーンとして授封することもできる。いわゆる「アイゲン・レーン」(Eigenthum)である。<sup>(157)</sup>したがって、egenの語は(主に)この「アイゲン・レーン」との関連で「レーン法」にも姿を見せる。さらに「アイゲン・レーン」は、今し方本章・Bで前述したように、「共通のレーン法」(そして、実質的には recht)と対置され、そこで検討した条項で問題になっているだけでなく、egenの語は第一章で検討した「ヘールシルト(制)」にかかわる(AVの)条項(に「レーン法」で「補足」された箇所)にも登場してくる。<sup>(158)</sup>そこでここでは、次章における考察への準備をも兼ねて、ひきつづき「レーン法」における egen の用語法を——Hesseltの場合と同じ手法で——検討しておくことにする。

(二)「レーン法」には(右に述べた意味での)egenの語が八「九」条項中の一六「一八」箇所に現れるが、このうち二条項中の二箇所は(土地ではなく)城塞にかかわる。(以下、アイケ自身の手になるテキストに限ると)、これらのうち、「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のあるのは四条項(八箇所)であるが、そのうちの二条項(三箇所)においては、egenの語は「レーン法」で(新たに)「補足」された箇所で見られ、<sup>(160)</sup>実質的に「アウクトル・ヴェートゥス」に対応箇所があるのは二条項(五箇所)にすぎず、<sup>(161)</sup>それ以外の六条項(一一箇所)はいずれも「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項ないし対応箇所がない。<sup>(164)</sup>ここでもまた、この数字そのものがすでに「アイゲン・レーン」も(「ラント法」執筆後)「レーン法」で「補足」された主題の一つであることを示唆している、ということに注意しなくてはならない。

(三)次に、まず「アウクトル・ヴェートゥス」の関係諸項から「アイゲン・レーン」について判ることをまとめてお

く。因みに、(エッグハルト版の *Glossar* に拠る限り)、*egen* に対応する *proprietas* の語も以下の諸事項でしか用いられていない。

(a) (レーン法六五・四に対する) AV二・五と二・六。これについては、すでに本章・Bの(三)・(3)で述べたように、主君から *imperiale beneficium* (=ライヒの所領) を受領している家臣については、主君はその *beneficia imperialia* (=同上、複数) で家臣を問責すべきであり (AV二・四)、それに対して「主君の *proprietus* が家臣のレーンである場合には、(その) 家臣を主君は法に従い (*secundum ius*) 彼 (=主君) の *proprietus* で問責すべきである」(AV二・五) という原則を説いた上で、主君が上級主君からそのアイゲンをレーンとして受領し、それを(自分の) 家臣に(又) 授封した場合には、「主君はこの家臣を、城塞レーンだけは除き、彼 (=主君) のいずれの *beneficium* においても問責することができる」(AV二・六)、とするものである。因みに、これが「アウクトル・ヴェートゥス」において *proprietus* (*domini*) の語で「アイゲン・レーン」について述べられている最初の箇所であるが、その問題点、および、「レーン法」における対応条項との異同についても(前記の箇所) すでに述べておいた。

(b) 次に(レーン法七一・六に対応する) AV二・六九と二・七〇について。これについてもすでに本章・B、(二)・(2)・⑤で前述したが、この二つの条項は (*vulgar beneficium* =「普通のレーン」との対比において) 三つの「特別なレーン」の特殊性を説明する件に属し、「アイゲン・レーン」にはそれを受領した家臣の(主君の封相<sup>レヒ</sup>続人およびそれ以外の主君に対する)「授封更新請求権」がなく (AV二・六九)、また、主君がそれを必要とする場合、その代わりに(同等の価値をもつ)「ライヒの所領」を授封すれば、(いつでも) それを自由に取り戻すことができる、とされている (AV二・七〇)。

以上が「アウクトル・ヴェートゥス」において(直接「アイゲン・レーン」) について述べられていることのすべてである。念のためにその要点(および問題点) を摘記すれば以下の通りである。

①特に右の最後の点、すなわち主君は必要な場合に「アイゲン・レーン」を(いつでも)自由に取り戻すことができる  
とされていることは、もちろん、主君が(自分の土地である)アイゲンについては(上級主君から受領しているレーンにつ  
いてよりも)強い(実体的)支配権をもっていることにもとづくものであり、また、そのことを良く示しているが、その  
場合(にも)、家臣に対して代償として(同等の価値をもつ)「ライヒの所領」を授封することが条件とされ、家臣の権利  
が(実質的に)保護されるように配慮されている。

②家臣が死亡した場合の「相続」権については明示的な規定はないが、私見によれば、それは「アイゲン・レーン」  
について(も)認められている、と推定することができる。<sup>(165)</sup>このことも同じように家臣の権利を安定させ保護する機能  
をもつであろう。

③これに対して、主君に異動があった際の「授封更新請求権」が「アイゲン・レーン」にはない、ということについ  
ては次のような問題がある。まず、一般のレーン(≡「ライヒの所領」であるレーン、ないし、*Reich*)が上級主君の手許  
に戻る場合については、「主君のアイゲン」であるレーンにはそもそも上級主君が存在しないから、上級主君に対する  
「授封更新請求権」は(論理必然的に)存在しえない。<sup>(166)</sup>これに対して、封相続人をもつ主君が死亡した場合には、こうし  
た必然性はなく、封相続人に対する授封更新を認めようと思えばそうできないわけではないから、「アイゲン・レーン」に  
ついて「授封更新請求権」がないという規定が実質的に意味をもつのは(主に)<sup>(167)</sup>この場合であり、この場合について(も)  
(特にAV二・六九では明示的に)家臣の「授封更新請求権」が否定されていることは、①で述べたように、アイゲンに対  
する主君の強い支配権の現れと解するほかないであろう。しかし、この場合には家臣の権利を保護するための配慮がな  
される必要は(まったく)なかったのか、という疑問が残るであろう。<sup>(167)</sup>

④右に①で述べた「アイゲン・レーン」の特性は、家臣が(アイゲンの持主である)主君から直接にそのアイゲンをレ

ンとして授封された場合に限られ、家臣がそれをさらに自分の家臣(Ⅱ主君から見れば、又家臣)に又授封した場合には、その「レーン」は家臣の問責についてそうした(「アイゲン・レーン」としての)特性をもっていない。しかし、「ライヒの所領」を受領している家臣は「ライヒの所領」においてでなければ問責できないのに対し、(主君が上級主君から授封された)「アイゲン・レーン」を又授封された家臣は、主君の「ライヒの所領」に限らず、主君の「城塞レーンを除く主君のいずれのレーン」にも、したがって、「アイゲン・レーン」(である所領)においても問責することができ、その限りでは、又授封された「アイゲン・レーン」がその(「アイゲン・レーン」としての)特性をまったく失うわけではない、ということを見落とすわけにはいかない<sup>(188)</sup>。

(四)次に「レーン法」における「アイゲン・レーン」に関する条項を(特に「レーン法」において「補足」された条項なし箇所を中心に)検討する。

(一)まず取り上げなければならないのはレーン法七一・一五(Ⅱ「家臣(Ⅱ城臣)は(主君に異動があった際に)城塞レーンの授封更新を求め、それ(Ⅱ城塞レーン)を彼の息に相続させる(ことができる)、たとえ城塞と城塞レーンの双方が、あるいは、それらのうち一方が、それ(Ⅱ城塞レーン)を彼(Ⅱ城臣)に封与した主君のアイゲン、であつても」)であろう。

①すでに本章・B、(二)・(2)・⑥で述べたように、「アウクトル・ヴェートウス」(三・一)およびそれに対応する「レーン法」の關係条項(Ⅱ七一・九)では、「城塞レーン」については(原則として)又授封権がないことが明記されているが、「相続」権および授封更新請求権については、(これらの条項が「城塞レーン」と *vulgarē beneficium* ないし(実質的には) *recht len* との相違を説明する件に属することから、これら二つの権利が存在することはほぼ確実に推定できるもの)明示的に記述されてはいなかった。これに対してレーン法七一・一五は、その前段において、まず「城塞レーン」についても授

封更新請求権および「相続」権があることを明示的に述べており、それによって「城塞レーン」(一般)の特性がより明確になっていることは言うまでもないであろう。

② しかし、このように前段で「城塞レーン」(一般)の特性が明確にされ強調された結果、レーン法七一・一五の後段に現れるレーン財としての「アイゲン」の特性は抑えられ、あるいは、薄められたものになっている。すなわち、「アイゲン・レーン」については、本章・B、(二)・(2)・(b)で述べたように、「アウクトル・ヴェートウス」(二・六九)およびそれに対応する「レーン法」の関係条項(七二・六)では、「相続」権はともかく(主君に異動があった際の)授封更新請求権がないことが明記されていた。これに対して、レーン法七一・一五(後段)は、「たとえ城塞および城塞レーンの双方、あるいは、それらのうち一方が、主君のアイゲンであつても」、城臣には「城塞レーン」についての授封更新請求権がある、としているからである。

③ ただし、この場合、(主君のアイゲンである城塞ないし城塞レーンについて認められている)授封更新請求権が具体的に何を指し、あるいは、いかなるケースにかかわるのかは、少し厳密に考えて見なければならぬであろう。

まず、「城塞」・「城塞レーン」の双方がいずれも(上級主君から城主に授封された)「ライヒの所領」である場合を考えてみよう。この場合、城臣は「城塞レーン」について(それが「城塞レーン」である以上、当然又授封権はないが——この点は以下のすべてのケースに共通である)「相続」権と(この条項において新たに明言されているように、封相続人<sup>レレ</sup>に対してだけでなく、上級主君やその他の新しい主君に対しても)授封更新請求権をもっている。次に、「城塞」だけが「主君のアイゲン」であつて、「城塞レーン」は「ライヒの所領」である場合はどうなるか。この場合にも(「城塞レーン」そのものは「主君のアイゲン」ではなく、それについて上級主君が存在するから)、城臣は城塞レーンについて、(この条項によって明示的に認められているように)、「相続」権のほか、(主君の封相続人<sup>レレ</sup>に対してだけでなく、上級主君や新しい主君に対しても)授封更新

請求権をもつことになり、この点は(基本的には)右のケースと変わらない。ただし、城主が封相続人(＝息)なしに死亡した場合、「主君のアイゲン」である「城塞」——したがって「城主」の地位は、(上級主君の手許に戻ることはありえず、ラント法の準則に従って)ラント法上の相続人(主に娘)に相続されることになり、家臣が城主として仕えるべき「新しい主君」(の範圍)が(特に、主君の娘である「女性」へと)変わるようになるだけである。<sup>(169)</sup>

反対に、「城塞」は(城主が上級主君から受領した)「ライヒの所領」であるのに、(城臣が城主から授封された)「城塞レーン」は「城主のアイゲン」である場合はどうであろうか。この場合、特に注意を要するのは、上級主君は城主に「城塞」を授封しただけであって、城主からその「アイゲン」を(城塞レーンとして)授封された城臣は城塞レーンに關してはこの上級主君の又家臣で(さえ)なく、(城塞レーンが「ライヒの所領」であれば上級主君に授封更新を求めべき場合について)そもそも上級主君が存在しない、ということになる。<sup>(170)</sup>したがって、城臣がこの場合にもちうる授封更新請求権は、レーン法七一・一五の文章から受ける印象とは異なり、全面的なものではありえず、城主が息(＝封相続人)あるいはそれ以外の(ラント法上の)相続人を持ち、そのアイゲンが息あるいは(それ以外の)ラント法上の相続人(主に娘)に相続された場合に限られる。<sup>(171)</sup>最後に、「城塞レーン」だけでなく「城塞」も「主君のアイゲン」である場合を考えてみても、それによって城臣が「城塞レーン」についても授封更新請求権に生ずべき(＝「新しい主君」の範圍の)変化はすでにこの場合に含まれていて、城臣のもつ授封更新請求権は「城塞レーン」だけが「城主のアイゲン」である場合と同じことになる。

④以上の考察によって、レーン法七一・一五が「補足」されたことにより(実質的に)新たに明らかにされているのは、(その文章から受ける印象にもかかわらず)、実は「城塞レーン」が「主君のアイゲン」である場合であり、しかもその場合に城臣がもちうる授封更新請求権は城主の相続人に対するそれに限られる、ということが判る。また、この「補足」にもかかわらず、さらに、「城塞」があるいは、それとともに「城塞レーン」も、「主君のアイゲン」である場合に新しい

城主はラント、法上の準則に従って決まることになるから、「城塞レーン」のアイゲンとしての特性がこの「補足」によって薄められてはいても完全に失われているわけではないこともはつきりするであろう。<sup>(172)</sup>

(2) 次に、「アウクトル・ヴェートウス」の対応条項では「アイゲン・レーン」に言及されていなかったのに、「レーン法」において「改訂」ないし「補足」が施され、(主君が上級主君から授封された)「ライヒの所領」であれば当然上級主君の手許に戻るべき場合に、「アイゲン・レーン」を例外とする二つの条項を取り上げる。

③ まず、主従関係の(一方的な)解約(の帰結)を扱ったレーン法七六・三。<sup>(173)</sup>この条項は、まず「家臣が彼の主君に対して(主従関係を)解約するならば、彼(Ⅱ家臣)が彼(Ⅱ主君)から受領し(てい)た所領は主君にとつて自由になる(Ⅱ主君の手許に戻る)」とした上で、「また、主君が家臣に対して(主従関係を)解約するならば、彼(Ⅱ主君)は家臣が彼(Ⅱ主君)から受領し(てい)た所領を、それが主君のアイゲンである場合を除き、すべて失ったことになり、そして家臣はそれ(Ⅱその所領)について、本書が前のところで、説いているように、上級主君に授封更新を請求することになる」と言う。このうち、「それが主君のアイゲンである場合を除き」は、対応する「アウクトル・ヴェートウス」の条項(ⅡAV三・一五)に「補足」されたものであるが、この一句は次のようなかなり長い「補足」を導くためのものである。

すなわち、レーン法七六・三はさらに、「しかし、それが主君のアイゲンであるか、あるいは、ある教会(goddeshus)に属するものであって、それが(主君の支配権・支配圏の)外へ出ることができず、また家臣がそれをその先(上級主君の許)まで追いかける(volgen)授封更新を求めるの意<sup>(174・a)</sup>ことができなないのであれば、その所領を家臣は彼の存命中(主君に対する)勤務なしに保持すべきであり、またそれを彼の子に相続させ、またそれについてレーン法を行う(Ⅱ自分の家臣に又授封することでもできる)とした上で、ただしこれは、「主君が家臣に(主従関係を)解約し家臣は主君に(それを解約しない場合)、つまり「主君が一方的に、主従関係を解約した場合のことである」、と念を押した上でこの条項を閉じる。

⑥次に、本稿の主題である「ヘールシルト(制)」に(も)かわるレーン法を五四<sup>(175)</sup> Ⅱ「主君が(レーン法上の同身分者に対する)臣従礼(ないし、臣従関係)によって彼のシルトを下げる(ないし、下げた)ならば、彼は彼の家臣の(Ⅱ彼の)家臣に授封していた)レーンを、それが彼のアイゲンである場合を除き、すべて失ったことになり、そして家臣たちは彼等の所領を(改めて)上級主君から受領すべきであり、さもなければ(Ⅱ上級主君が自ら彼等にそれを授封しないのであれば)彼(Ⅱ上級主君)は彼等に彼等の主君の(レーン法上の)同身分者(を新しい主君として指定し、その)許へ赴くよう指示しなくてはならない。家臣は彼の主君が彼(Ⅱ家臣)の(Ⅱ家臣に授封されていた)所領(そのもののランク)を引き下げそれを彼(Ⅱ主君)が前に受領していたよりも身分の低い主君から受領する場合にも、同じことをなすべきである」。

この条項は、(少し分かりやすく言い直すと)、ある(ヘールシルトをもつ)者が自分と同じシルトをもつ者の家臣になるとそのシルトが一つ下がるといふヘールシルト制の原則を前提して、主君が(当該)家臣に授封していた所領そのものを従前の上級主君より身分の低い者(Ⅱ上級主君)から受領した場合だけでなく、主君が家臣に授封していた所領とは無関係な形で(レーン法上の)同身分者の家臣になつて、新たに別な所領を授封された場合にも、主君が家臣に授封していた所領は主君の手を離れて上級主君の手許に戻ることになり、したがって家臣はこのいずれの場合にも上級主君に対して授封更新を求めることができる(あるいは、そうすべきである)、と説いたものである。因みにこの条項は、第一章・(二)の⑭と⑮に訳出した「アウクトル・ヴェートゥス」の二つの条項(ⅡA V・一二四と一・一二六)を一つの条項にまとめ、そこでは(この場合、家臣の所領がいつ、また、なぜ上級主君の手許に戻るかという問題について)不明確であった点を「改訂ないし」是正したものであるが、「それが主君のアイゲンである場合を除き」という一句はその際に併せて「補足」されたものである。

以下、この二つの条項によって判ること、あるいは、それについて留意すべきことをまとめておく。

① まずレーン法五四・一から始めると、「アウクトル・ヴェートゥス」(特にAV一・一二六)は、「主君が臣従礼により彼の clypeus (＝シルト) を引き下げる(あるいは、引き下げた)場合、(主君は)彼の全、家臣の(＝全家臣に授封していた)レーンを欠くことになる、彼等(＝家臣たち)がレーン(の授封更新)を乞うべく上級主君の許に赴くことになれば」と、家臣たちが上級主君に授封更新を請求した場合にはじめて、主君が家臣に与えていたレーンを失いそれが上級主君の手許に戻ることになる、とも解される余地を残していた。改めて指摘するまでもなく、主君は(レーン法上の)同身分者の家臣になるといふ行為そのものによつて彼が上級主君から受領していたもののうち(少なくとも)自分の家臣に又授封していた所領は直ちに、上級主君の手許に戻ることになると考えなければ、なぜ家臣たちがこの場合上級主君に対して授封更新を求めることができるようになるのか、法的には説明がつかない。レーン五四・一が(全体として)こうした方向に向かつて「改善」ないし「是正」されていることは明らかであろう。念のために付言すれば、AV一・一二六の(主君は家臣のレーンを)「欠くことになる」(caedit)がレーン法五四・一では「失つたことになる」(hevet verloren)に改められていることはそのことを端的に示しているが、レーン法五四・一で「それが主君のアイゲン、である場合を除き」という「補足」が必要になったことも、(二つには)このこと(つまり、AV一・一二六によれば、上級主君のない「アイゲン・レーン」は、家臣が上級主君にその授封更新を求めることはありえないから、当然主君の手許に留まることになるの)に対して、レーン法五四・一では、この一文を補わなければ「主君のアイゲン」まで上級主君の手許に戻ってしまうことになりかねない、ということによつて触発された可能性もある。

② レーン法七六・三についても、これと同じ方向の「改訂」・「是正」が認められる。すなわち、「主君が家臣に対して(主従関係を)解約するならば、「彼」(＝主君)は家臣が彼から受領した所領を、それが主君のアイゲンである場合を除き、すべて失つた、(hevet verloren)ことになり、そして家臣はそれについて、本書が前のところで説いているように、上級

主君に授封更新を請求することになる」という件は、対応する A V 三・一五では、「主君は家臣が彼から受領していたレーンを失うことになる (Berat) — 「失うことになりかねない」という含意もある)、もし (主君が) 家臣に対して (主従関係を) 解約し、そして家臣が法に従い直ちに、上級主君に対してのレーン (の授封更新) を乞う (中略) ことになれば」となっているものを「改訂」、および、(一部)「主君のアイゲン」に関する件を「補足」したものである。これがレーン法五四・一の「改訂」・「補足」とまったく同じ方向を向いていることは改めて説明するまでもあるまい。(なお、レーン法七六・三で「本書の前」と言われているのは、具体的には、特にレーン法二〇・四やレーン法二五・一 (＝ A V 一・五七と一・五八 — 第一章・二二・⑧と⑨を参照) を念頭に置いたものと思われるが、レーン法五四・一も「本書の前」ところに位置していることを忘れるわけにはいかない)。

③ 主君が (一方的に) 主従関係を解約した場合の帰結について、レーン法七六・三は、家臣は「アイゲン・レーン」を「彼の存命中 (主君に対する) 勤務なしに保持」できるだけでなく、それを彼の子に「相続」させ、また、自分の家臣に「又授封」できる、ときわめて具体的に記述している。これは (文字通りに受け取れば) 「主君のアイゲン」が (限りなく) 「家臣のアイゲン」に近づくということに等しく<sup>(18)</sup>、家臣の権利はきわめて手厚く保護されることになる。一方でアイゲンに対する持主の (実体的) 支配権がレーンに対するそれよりも強く、また、それがレーンとして授封された場合に (＝ アイゲン・レーン) もそうしたアイゲンの特性を (少なくとも完全に) 失っていないことをはっきり認識していた著者アイゲンは、その場合レーンとして授封されたアイゲンについてなぜそこまで手厚く家臣権を保護しようとするのか。おそらくそれは、主従関係の解約が (現実には) 「フエーデ宣告」の意味をもちうることから、「平和」を指導理念 (の一つ) とするアイゲが、(特にアイゲンについて強い支配権をもつ) 主君に対しこのように (「禁止的」とも言えるほど) きびしい帰結を突きつけることによって、強く (そうした) 主君による恣意的な実力行使の自制を求めようとしたのではあるまいか。<sup>(182)</sup>

④これに対して、レーン法五四・一は、主君が(ヘールシルト制の原則に反する同身分者への臣従関係により)彼のヘールシルトを引き下げた場合にそれが「主君のアイゲン」を受領していた家臣にいかなる帰結をもたらすかについて、(それが上級主君の手許に戻らないという、「アイゲン・レーン」についてはもともと自明なことのほかは)具体的には何も述べていない。しかし、同条項における「アイゲン・レーン」に関する「補足」はレーン法七六・三への「補足」とおそらく同時に行われていること(つまり、著者は七六・三に「アイゲン・レーン」に関する「補足」する際に、五四・一についても同じような「補足」が必要なことを十分に意識していた、と推定されること)、および、ヘールシルト制の原則を維持し、主君が自分の支配するレーンをふやすために紊りに同身分者の家臣になることを抑止)するためには(同じく禁止的な効果をもちうるほど)きびしい規定を置くことも必要であつたろう、と考えられること、などから、私としては、レーン法五四・一の場合についても、著者は七六・三の場合と同じ帰結を考えていたのではないかと推定している<sup>(18)</sup>。

(3)次に、「アイゲン・レーン」が「ライヒの所領」(であるレーン)との(対比をも含め、それとの)関係において現れる四つの条項を順次検討する。

④まず、レーン法六五・四(ⅡAV二・四、二・五、二・六)。この条項は、本章・Bの(三)・(3)で詳細に検討したように、主君が家臣を問責するためにレーン法廷に召喚するに当たつて、「ライヒの所領」を受封している家臣は「ライヒの所領」に、また、「主君のアイゲンであるレーン」(Ⅱ「アイゲン・レーン」)を受封している家臣は「主君のアイゲン」に召喚しなければならない、という原則を述べたのち、主君が上級主君から授封された「アイゲン」を(又)受封している家臣は、「彼(主君)のいずれの *recht leu* にも召喚することができる」とするものであり、「アイゲン・レーン」が又授封された場合に、(このレーンはお上級主君の)「アイゲン」としての性格をとどめているものの、それを(できるだけ) *recht leu* 並みに扱おうとするものであつた。さらに、「アウクトル・ヴェートウス」の対応条項(ⅡAV二・六)と比較す

ることによつて、(この条項の) *rechten* の(語が、A V 二・六の「城塞レオンだけは除き、いずれのレオンにおいても」という表現には残されていた「紛れ」を取り除いただけではなく、その) 概念がほんらい「ライヒの所領」に関して成立するものであることを(少なくとも「アウクトル・ヴェートゥス」の *vulgar beneficium* の場合よりもはるかに明確に) 確認することができるようになつていた。

⑥ 次にレオン法七一・六(Ⅱ A V 二・六九と二・七〇)<sup>(184)</sup>。この条項は、対応する「アウクトル・ヴェートゥス」の(二つの) 条項を承けて、まずその前段で、「アイゲン・レオン」には(「共通のレオン法」、実質的には *rechten* の場合とは異なり) 授封更新請求権がないことを説いたのち、ひきつづき、しかしそれは、「ライヒの所領である他のレオンと同じく、第七の手まで」(又) 授封されるべきものであつて、「アイゲン」の持主である「最上級の主君」を除き、中間の主君は家臣に対し「授封更新」を拒むことをえない、とした上で、その後段で、アイゲンの持主である「最上級の主君」は、家臣に授封していたアイゲン(・レオン)を必要とする場合、家臣に同等の価値をもつライヒの所領を代わりに授封するといふ形で補償すれば、いつでもそれを取り戻すことができる、としている。

この条項のうち、「ライヒの所領である他のレオンと同じく」の一句は「レオン法」で「補足」され、また、「第七の手」は「アウクトル・ヴェートゥス」(Ⅱ A V 二・六九)において「第六の手」とあつたものが(「アイゲン・レオン」の特性をも考慮して)「第七の手」に「改訂」されたものである。この条項によつて、「アイゲン・レオン」のもつ特性が具体的に明確にされる一方、「アイゲン・レオン」がさらに又授封された場合にはそれを(できるだけ)「ライヒの所領」あるいは *rechten* 並みに扱おうとする志向が最も明確に打ち出されている、と見ることもできた。

⑦ この直後につづくレオン七一・七Ⅱ「アイゲンが(持主の死亡により)それがライヒに帰属して (*insuff*) ライヒの所領になつた場合、あるいは、人(Ⅱアイゲンの持主)がそれのある教会(*godeshus*)に贈与(Ⅱ寄進)する(あるいは、した)

場合、それ(Ⅱアイゲン)をレーンとして受領している家臣を人(Ⅱ新しい主君、具体的には、「ライヒ」に帰属したアイゲンを言わば「国庫」を代表して管理するラント法上の裁判官Ⅱ主にグラーフ、あるいは、「教会」の代表者)は *voogde* (レーンの承継、具体的には授封更新の請求) から却けることをえない<sup>(185)</sup>は、「レーン法」で新たに「補足」された条項である。

因みにホーマイヤーはこの条項を、(Ⅰ)で前述した(Ⅱ主君のアイゲン)である「城塞レーン」についても城臣の「相統」権と授封更新請求権を認める)レーン法七一・一五とともに、「アイゲン・レーン」に関する「(第二の)例外」に数えている<sup>(186)</sup>が、この場合、アイゲンに関する限り、それは持主の死亡により「ライヒ」に帰属し「ライヒの所領」になっているのだから、家臣がそれについて(「相統」権や)授封更新請求権をもつのはむしろ当然のことと考えられる。したがってこの条項は(基本的には)(念のために「補足」された)単なる「注意規定」にすぎない、と考えられるが、わざわざこうした「注意規定」を「補足」したことに、「アイゲン・レーン」について(その「特性」は維持しながら)できるだけ「ライヒの所領」ないし *Reichlich* 並みに扱おうとする志向を読み取ることができるであろう。

④最後にレーン法七一・一七。これは(「ドイツ語第一版」のテキストでは)もともと右の(Ⅰ)で検討したレーン法七一・一五の直後に「補足」された条項であり、「ライヒの所領」から人(Ⅱ城主)は(城臣に)城塞レーンを封与することができる、たとえ城塞(そのもの)が(城主の)アイゲンであっても、としている。しかし、(Ⅰ)で述べたように、このことはすでにレーン法七一・一五で前述されそれに含まれていたことであり、したがってこの七一・一七も単なる「注意規定」であって、右の③でレーン法七一・七について述べた<sup>(186)</sup>ことがそのまま当てはまる。

(4)「アイゲン」としての特性は維持しながらも「アイゲン・レーン」をできるだけ「ライヒの所領」並みに扱おうとする志向が認められる条項がもう一つある。レーン法六九・八がそれであり、この条項も「レーン法」で「補足」されたものである。

この条項の前段には（私見によれば）著者アイケ自身による「ラント法」および「レーン法」の「定義」が見出されること<sup>(187)</sup>から、その件はこれまでも拙稿においてしばしば引用してきた<sup>(188)</sup>し、本稿でも後に本章・Dにおいて改めて検討することになるので、ここではごく簡単にすませておくが、この条項は（その前段において）まず、「主君のアイゲン」であるレーン（「アイゲン・レーン」）について判決が非難された場合にも、（国王は「ライヒの所領」の場合とは異なり「アイゲン・レーン」については（レーン法上の）最高主君ではないにもかかわらず）、「ライヒの所領」の場合と同じく、「最後ライヒの前に（国王裁判所に）持ち出されるべきである」、と述べた後、（その後段において）次のような議論を展開している。

レーン法六九・八（後段）「また家臣は彼の主君に対し彼（主君）のアイゲンをもとに（あるいは、主君のアイゲンについて）、彼（家臣）がそれ（主君のアイゲン）を彼（主君）からレーンとして受領している場合、彼（家臣）が彼（主君）に対しライヒの所領をもとに（あるいは、ライヒの所領について）なす義務を負うのと、同じ勤務をなす義務を負う。もし（その）家臣が国王の前（法廷）でアイゲンについてのレーン（*lan an egen*）のことを決定しない（あるいは、決定できない）のだとすれば、彼、つまり（主君の）アイゲンを授封されている者（家臣）はライヒの所領をレーンとして受領している者（家臣）に關していかなる判決も発見してはならないということになるし、また（文言上）前者が後者に対しても」であるが、内容上、後者が前者に対しても（そうしてはならない）<sup>(188a)</sup>（ということになって、主君のアイゲンを授封されている家臣とライヒの所領を授封されている家臣が主君に対して同じ勤務義務を負わないことになってしまふからである）。

この議論は、「主君のアイゲン」であるレーンについての判決非難を最後（そのレーンについては最高主君でない）国王の法廷に持ち出すべき理由の説明としては（改めて後述するが、前段における国王はラント法上の——したがってアイゲンに關しても——最高の裁判官に選ばれているという説明とくらべると）いささか説得力に欠ける。まず、主君に対する勤務のうち「軍事勤務」（*naeh*）「軍役義務」（*des rikes denest*）「ライヒに対する勤務」の語の多くはこの意味で用いら

れる<sup>(189)</sup>——については、前述したように、たとえば(教皇による皇帝の聖別、いわゆる「皇帝戴冠」のための)ローマ遠征の義務は、「ライヒの所領」を授封されている家臣だけが負うとされている。仮にレーン法の六九・八の「主君に対して勤務する義務」が「参廷義務」に限られるとしても、ほかならぬ *des rikes denest* の語を例外的にこの意味に用いている条項においては、主君に対する参廷義務に従うことが「ライヒに対して勤務中」とされる根拠は、家臣が受領している「ライヒの所領」に求められている<sup>(190)</sup>。それだけではない。「アイゲン・レーン」をめぐる判決非難についてこの条項とは別の——たとえばそれについては(アイゲンの持主である)主君が最終的に裁くとか、(その)主君のレーン法廷での(法廷)決闘によって決着をつけるといった——解決法を定めることも論理的には不可能ではないはずである。

しかし、それにもかかわらず著者アイケがそこで接続法第二式まで用いて右のような(いささか強引な)議論を展開しているという、まさにそのことによって、この条項では「アイゲン・レーン」をできるだけ「ライヒの所領」(ないし *reichlein*) 並みに扱おうとする著者の志向はきわめて鮮明に浮かび上がっていると見えよう。

(5) 最後に、(本稿では)例外的に、ここでもう一つアイケ以後に「補足」された条項を検討しておくことにする。レーン法二・七がそれである。

この条項は「アウクトル・ヴェートウス」に対応条項がなく、その全体が「補足」されたものであるが、その前段、著者アイケ自身の手になる部分には、「しかし、城塞レーンと教会、および、ある家臣がそれをもとにライヒに対していかなる勤務をもなす義務を負わないすべてのレーンについては、聖職者および女性は、彼等がヘールシルトをもっていないなくても、それを(自分の家臣に)封与(＝又授封)することができ、また人(＝彼等の家臣)は別な(＝新しい、あるいは、上級)主君にその授封更新を求めることができる」と言う。この前段については第四章でさらに検討するが、ここで取り上げておきたいのは、ひきつづきアイケ以後に「補足」された次のような後段である。

レーン法二・七(後段) Ⅱ「しかし、(あるいは、さらに)彼等のアイゲン、については(あるいは、ついても)彼等はそれを封与(ないし、授封)することができ、また人(Ⅱ彼等の家臣)は(主君に異動があった際に)別な(Ⅱ第二の、新しい)主君にその授封更新を求めることができるし、また、アイゲンが(持主の死亡により)彼等に帰属する(vesen)場合、人(Ⅱ前の持主の家臣)はその授封更新を(新たに持主となった彼等に)求めることができ、また、彼等は(その際)それ(Ⅱ彼等に帰属したアイゲン)を(前の持主の家臣に)封与(ないし、授封)しなくてはならない」。

このレーン二・七の後段には注目される点が二つある。

①まず、ここでは「アイゲン(・レーン)」に関する記述は、前段の「城塞レーンと教会、および、ライヒに対していかなる勤務をもなす義務を負わないすべてのレーン」にひきつづき、それと同列に並べられる形で「補足」されている。なぜか、また、そのことは何を意味するのか。

「城塞レーン」については、本章・Bで前述したように、それを受領した城臣は(城塞に住んで)城塞防備の義務と城塞法廷に参画する義務を負うが、(すでに「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のある「レーン法」の一条項で)「彼の主君(Ⅱ城主)に対し hofvart (Ⅱ Hoffahrt) および heravat (Ⅱ Heerfahrt) を行う義務がない」旨、明記されている。つまり、「城塞レーン」については、recht ten の場合のような、主君に対する(通常の)軍役義務および(主君のレーン法廷への)参廷義務(と主君の館に出仕して主君に奉仕する参邸義務)がないことははっきりしている<sup>(192)</sup>。

これに対して、「アイゲン・レーン」を受領した家臣の場合どうか。今し方(4)で述べたように、レーン法六九・八では、主に参廷義務に関して、「ライヒの所領」を受領している家臣と「アイゲン・レーン」を受領している家臣の間に差はあつてはならない、ということが強調されている。また、家臣の軍役義務に関しては、たとえば(教皇による皇帝聖別のための)ローマ遠征のように、「ライヒの所領」を受領している家臣のみがその義務を負う場合のあることは前

述した通りである。

そうだとすれば、このレーン法二・七前段の「ライヒに對しいかなる勤務をもなす (deme rike nen denest to dun) 義務を負わない」と言われている件は、des rikes denest (「ライヒに對する勤務」という表現の大多数の用法と同じように、具體的には(少なくとも主に)「ライヒに對しいかなる軍、事務の義務をも負わない」という意味であり、「アイゲン・レーン」に關することがそれにひきつづきそれと同列に並べられる形で「補足」されたのは、「アイゲン・レーン」についても「ライヒに對する軍、役、義務」がなかったからではないか、と推定することができる。

②レーン法二・七の後段は、(ヘールシルトを欠く) 聖職者や女性でも彼等のアイゲンを授封することができ、それを受領した家臣はそれについて「授封更新請求権」をもつとしているが、これは、前段で「ライヒに對しいかなる勤務をもなす義務を負わないすべてのレーン」について言われていたことを繰り返したものであつて、後段そのものについて特に注目されるのは、むしろそれにひきつづき、「アイゲン」が(その持主の死亡により) 聖職者や女性に帰属した場合のことが「補足」され、この場合、(それまでのアイゲンの持主の) 家臣が「授封更新請求権」をもつだけでなく、(新たに主君になつた) 聖職者や女性が(そうした) 家臣による授封更新の請求に應ずる「義務」さえある、とされていることである。

聖職者や女性のラント法上の地位、および、いかなる場合に彼等がアイゲンを相続するかについては、すでに第二章(二)・②、および、(四)・(一)〜(四)において詳述しておいた。また、聖職者や女性が取得するアイゲンには(前の持主から) 家臣に授封されていたものがあり、家臣が彼等にその授封更新を求めた場合、仮に家臣のシルトが下がる(あるいは、失われる) という原則があつたらどうなるか(Ⅱのような問題が生ずるか) についても、第二章・(四)・(五)で(特に一期分の場合について) 推定しておいた。レーン法二・七の末尾における記述は、アイケ以後の「補足」に属するものであるが、まさしくこうした私の推定を裏づけてくれるものである。<sup>(183)</sup> 因みに、このアイケ以後の「補足」によつて、

先ほど(三)・③の末尾で指摘しておいた(アイゲンの持主が封相<sup>レ</sup>続人なしに死亡した場合に限って、家臣の権利を保証するための配慮は必要なかったのか、という)疑問も解消されることになる。

(五)以上の検討によって、「レーン法」では(「アウクトル・ヴェートウス」とくらべると)「アイゲン・レーン」に関する記述が(かなり)大幅に「補足」されていること、および、その「補足」には全体として、「アイゲン・レーン」のもつ(主君の「アイゲン」としての)特性を維持しながらも、できるだけそれを *recht len* 並みに扱おうとする志向が認められる、と言えるであろう。

「レーン法」で「アイゲン・レーン」に関して大幅な「補足」されていること、および、その際「アイゲン・レーン」の特性について配慮されていることは、容易に、「ラント法」でその枢軸となる構成要素の一つである「アイゲン」について深く省察した結果である、という推定につながるであろう。しかし、「アイゲン・レーン」についてそれをできるだけ *recht len* 並みに扱おうとする志向は、レーン法六九・八の例に見られるように、実質的にはラント法上の裁判権の問題とも関連している。その点をさらに明らかにするために、ひきつづき「レーン法」における *gerichte* の用語法についても検討することにした。

#### D 「ザクセンシュピーゲル・レーン法」における *gerichte*

(一)ザクセンシュピーゲルにおいて *gerichte* の語は、すでに別稿で論じたように<sup>(194)</sup>、「裁判権」・「裁判管区」・「裁判集

会「ないし「法廷」・「裁判官」・「判決」ないし「刑罰」など様々な意味で用いられるが、(世俗法に限って言えば)レーン法上の裁判(所等)に関して用いられることは一度もなく、もっぱらラント法上の裁判(所等)に関して用いられている。また、*richere*の語についても(基本的には)<sup>(95)</sup>同じことが言える。つまりそれは、(基本的には)<sup>(95)</sup>レーン法廷を主宰する主君を指すことはなく、もっぱらラント法上の裁判官に関して用いられる。すでにこうした用語法が同書におけるラント法(上の裁判権)のレーン法(上の裁判権)に対する優越的地位、および、ラント法上の裁判権が同書における「法」(全体)(および、「国制」)の中で占める決定的な地位、ないし、その中で果たす決定的な役割を示唆していることは別稿で論じた通りである。

(二)・(一)まず(この意味での) *gerichte* の語は、これもすでに別稿で述べたように、「レーン法」でも一六条項中の二一箇所で用いられている。<sup>(196)</sup>これらのうち六条項(八箇所)は「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項があるが、そのうちの一条項では *gerichte* の語は「レーン法」で「補足」された箇所に姿を見せ、<sup>(198)</sup>「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のあるのは(実質的には)五条項(七箇所)にすぎない。これに対して、「アウクトル・ヴェートゥス」には対応条項・対応箇所がなく「レーン法」で(新たに)「補足」されたものが、一一一条項(二四箇所)とほぼその二倍に上っている。<sup>(199)</sup>つまり、*gerichte* も「レーン法」で(新たに)「補足」された主要テーマに属しているのである。

「レーン法」で *gerichte* と言われている箇所は、「アウクトル・ヴェートゥス」の五つの対応条項のうち、AV一・一二九(「レーン法六一・二」と二・六七(「レーン法七一・二」の二条項では *indicandi beneficium* (「裁判権レーン」)、AV一・三四(「レーン法二一・二」と二・六八(二箇所)(「レーン法七一・三」)<sup>(200)</sup>では *iudicium* (「いずれも「裁判管区」)になっており、AV三・一三では「レーン法」の対応条項(「レーン法七六・二」の *vor gerichte* (「(ラント)法廷で」)が *in iudicio*

説  
になつてゐる。

エックハルト版「アウクトル・ヴェートゥス」の Glossar に拠る限り、*indicandi beneficium* という表現が姿を見せるのは右の二条項だけであるが、*iudicium* の語はさらに他の三条項でも用いられている。<sup>(20)</sup> そのうち注目される用例が二つある。一つは、AV 三・一三につづく AV 三・一四の同じく *in iudicio* の用例であるが、これは対応する「レーン法」の条項(≡レーン法七六・二)では *vor sine lantrichere* と「改訂」されており、それによつて(も)、(AV 三・一三のそれをも含めて) *in iudicio* と言われる場合の *iudicium* の語が「ラント、法廷、(≡ラント法上の裁判所)」を指すことを確認することができるだけでなく、ここでのわれわれの検討にとつて (*geriche* の語だけでなく *richere* の語をも視野に入れる必要がある) が示唆されている。もう一つは AV 一・五五 b の (ad) *legale iudicium* という(エックハルト版「アウクトル・ヴェートゥスの Glossar では *Gerichtsverhandlung* と訳されている)<sup>(20)</sup> 用例であるが、これは「レーン法」の対応条項(≡レーン法二四・七)では単に (to) *deme lenreche* となつており、(むしろ「レーン法廷、(に)」という意味に解した方がよいと思われるが、その点はいずれにせよ)、*iudicium* の語が(少なくとも)「レーン法廷」に關しても(あるいは、それを指すためにも)用いられている。すなわちこれによつて、*geriche* の語を、ラント法上の裁判(所等)に限定する用語法は、「アウクトル・ヴェートゥス」には(まだ)見られず、「レーン法」(あるいは、「ドイツ語第一版」)ではじめて確立されたものである、ということがうかがわれるのである。

(2) 右に指摘した *richere* の語については、これも別稿で述べておいたように、「レーン法」の三条項(三箇所)に現れるが、これら三条項のうち「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項のあるのは一条項のみであり、しかもその条項の *richere* の語は「レーン法」で「補足」された箇所<sup>(20)</sup>に姿を見せる。また、「レーン法」の一条項(≡レーン法七六・二)では、このほかに *vor sine lantrichere* という表現が用いられているが、これは(先ほど述べたように)「アウクトル・ヴェートゥ

ス」の対応条項(ⅡA V三・一四)の*in iudicio*を書き改めたものであり、「レーン法」で*richtere*の語が用いられている三条項のうちの一つ(Ⅱレーン法五五・八)にも*vor des landes richtere*という(これと同じ意味の)表現が登場する。これを要するに、「レーン法」における*richtere*の語はすべて、「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項ないし対応箇所のない、「レーン法」で新たに書き加えられあるいは書き改められた箇所で用いられている。なお、これら四条項のうちには、(一)で*gerichte*の語に関連してすでに触れたものが二つあり、(land)richtereとの関連で新たに「レーン法」における*gerichte*の(検討)に加えなければならないのは二つの条項(レーン法五五・八、六九・八)に限られる。

因みに、「アウクトル・ヴェートゥス」では、同じくエックハルト版の*Glossar*に拠る限り、(そこでは*Richer*と訳されている) *index*の語が四条項で用いられている。これらのうちA V二・六七と二・六八には、*iudicandi beneficium*ないし*iudicium*の語も用いられているので、すでに(一)でも触れたが、いずれも「レーン法」の対応条項(Ⅱレーン法七一・二と七一・三)には、やがて後述するように、(*index*に対応する) *richtere*の語は見当たらない。他の二条項、A V二・五一と二・六一では、*index*の語は上級主君が主君の、あるいは、主君に代わる*index*であるという文脈の中で用いられている。したがって、*richtere*の語についても、それをラント法上の裁判官に限って用いる用語法は、「アウクトル・ヴェートゥス」には(まだ)見られないのであり、「レーン法」(ないし、「ドイツ語第一版」)いたって(ようやく)確立されたものであることが判る。<sup>(205)</sup>

(三)以下、まず「アウクトル・ヴェートゥス」の関係条項を順次検討する。

(一) A V一・三四 Ⅱ「主君が村または葡萄園、*iudicium*または十分の一税(管区)<sup>(206)</sup>、あるいは何かこの種のものをそっくり(一括して)封与した場合、あるいは、(主君が)いずれかの場所に自由な状態で(Ⅱ授封することなく)もつ

ているすべてのものを（一括して封与した場合）、こうしたレーンについて家臣は、たとえ彼に（占有）指定（*demonstratio*）が欠けていても、その授封更新を求めまたそれを相続させることができる」（*レーン法*一一・二二）。

それより少し前にあるAV一・三〇（*レーン法*一〇・三三）では、「主君が（使者をして）彼の家臣に対し、彼の二人の家臣がそれを聞きうるように、（その家臣に）封与した所領を（占有するよう）（使者を介して）指定（ないし、指示）させるや、それ（*＝*その所領）について（その）家臣は直ちに、このレーンの（占有）指定以前には主君のものであったのと同じ *wardia*（*＝*占有権）を取得する」と、家臣がレーンを占有する場合の原則的手続が定められている。AV一・三四はこれを前提にして、ある地域（的広がりをもつ場所）全体にかかわるレーン財については、（レーンの授封更新ないし相続の際に）必ずしも主君による（占有）指定がなくても家臣はレーンを占有（支配）できる旨を規定したものである。この条項によって、「裁判権レーン」については、「相続権」と「授封更新請求権」があることも判るが、ここでは *iudicium*（*ラント*法上の裁判管区、ないし、そこにおける裁判権）が、「村」や「十分の一税（管区）」など（の小さな地域）と肩を並べて登場してくることに注意しておく必要があるだろう。<sup>(207)</sup><sup>(208)</sup>

(2) AV一・一二九 *＝*「聖職者または女性、および、*ēs*（*＝*ラント法上の、各人生得の法）を欠く者（ないし、男性）は、*iudicandi beneficium* をもつ（ないし、受領する）ことを許されない」（*レーン法*六一・一）。

ヘールシルト側の原則から言えば、レーンを受領できるのはほんらい「ヘールシルト」（*＝*レーン能力）をもつ者に限られる（はずである）が、第一章・二二の④⑤⑥に明らかのように、「アウクトル・ヴェートウス」（および「レーン法」）はすでにその冒頭において、「ヘールシルト（ないし、レーン法）を欠く者」、特に「聖職者と女性」がそれにもかかわらず授封されるケースについて規定しており、こうした「例外」が通則化されている、と言うこともできる。これに対しAV一・一二九が、*iudicandi beneficium* に関してはこうした「例外」がいっさい認められない、ということを明確に

したものであることは縷説を要しないであらう。<sup>(20)</sup>

(3) 次に、AV二・六七と二・六八は、すでに本章・B、(二)・(2)・(a)で引用しておいたが、念のために再掲すると以下の通りである。

① AV二・六七 || 「*iudicandi beneficium* は第四の手まで下りて (|| 授封されて) はならない、ただし *iudices* (|| 裁判官) に対する *iura* (|| 裁判権) をもつ *praefectura* (|| シュハルトハイス職) は除く」(レーン法七一・二二)。<sup>(20)</sup>

この条項は、改めてコメントするまでもなく、ラント法上の裁判権が(国王から数えて)第四の手まで(又)授封されてはならない、という原則を明らかにした上で、シュルトハイス職を例外としたものである。ただし、「*iudices*(具体的には、主にグラーク)に対する *iura*(具体的には、裁判権)をもつ」ことが、「シュルトハイス職」を例外とする理由として十分に説得的か、(あるいは、そもそもその理由として述べられているのかさえ)、疑問なしとし<sup>(21)</sup>ない。

② AV二・六八 || 「いずれの者も彼に封与された *iudicium* (裁判管区・裁判権) を他の者に封与 (|| 又) 授封、することをえない、ただしそれ (|| *iudicium*) に付属している *singulare iudicium* (|| 特別な裁判管区・裁判権) があれば別であり、*iudicium* を授封された裁判官は) それだけは自由な (|| 授封しない) 状態で保持してはならない」(レーン法七一・三三)。<sup>(22)</sup>

この条項は、さらに進んで、*iudicium* (|| ラント法上の裁判管区・裁判権) を封与された者 (|| ラント法上の裁判官) がそれを又授封してはならない、という原則を述べた後、それに付属する *singulare iudicium* (特別な裁判管区(ないし裁判権)は逆に授封せずに手許に保持することを禁じたものである。ただし、これに対応するレーン法七一・三二くらべると、*iudicium* (後者では、「*辺領*およびその他の旗レーン」)とそれに付属する *singulare iudicium* (後者では「*グラーフシャフト*)」が具体的にどのレベルの裁判管区(・裁判権)を指すのか不明確だけでなく、*singulare iudicium* を又授封すべき期限(一年)が(まだ)明示されていない、ということがはつきりする。特にこの条項が文言上「*iudicium* を授封された裁判

官」だけにかかわり、(それを授封するだけの)国王がそれに含まれていないことは、いわゆる「授封強制」の問題との関連で(つまりその原則がAVには(まだ)存在していないという点で)見逃すことができない点であろう。<sup>(213)</sup>

(4) 最後に④ AV(三・一二bおよびそれと一体の形で書かれている)三・一三II「家臣は彼の名誉を損なうことなく(salvo honore suo)主君の債務に充てるために担保を取り(あるいは、差押えを行い)(accipiat vadium)、あるいは、その者(II主君)をその(債務の)ゆえにin iudicio(IIラント)法廷で訴えることができる、もし(彼II家臣が)まずもって彼(II主君)を彼の家臣たちの前(IIレーン法廷)で正式の訴え(iusta quaerimonia)をもつて追求し、そして主君がその者(II家臣)に対してiustitia(正義、この場合は、裁判)を拒み、レーン法廷において(in beneficiari iure)この事案に関して主君に対し差押えを行うことが判決されない、という場合には」(以上、レーン法七六・一)<sup>(214)</sup>。⑤ ひきつづきAV三・一四II「また、もし主君が彼の家臣に暴力(による攻撃)(III)を加え、あるいは、彼(II家臣)から(何かを)強奪し、そして主君を家臣が上述の仕方(IIまずレーン法廷)で追求する場合、(彼II家臣が)in iudicio(IIラント)法廷)にやつてきて(そこで)主君に対して強奪について訴え、また、その者(II家臣)が(主君の暴力に対し)身を守つても、(彼II家臣は)これによって彼のEides(IITreu)に反することは何もしていない、たとえ(家臣が)彼の主君に対し彼の臣従礼(II臣従関係)を解約せず、また(主君から受領していた)レーンを返還しなくても」(ラント法七六・一二)<sup>(215)</sup>。

これによって、主君による(レーン法廷における)「法(II裁判)の拒絶」を前提にして、家臣が主君の(彼に対する)債務に充てるため主君に対して(自力)差押えを行うことができるだけでなく、さらに、その事案および主君による強奪などの暴力行為をラント法廷に持ち出し、また(後者の場合)、主君の暴力から「身を守る」こともできる、ということが判る。<sup>(216)</sup>しかし、「アウクトル・ヴェートゥス」においてはiudiciumの語が(「ラント法廷」・「ラント法上の裁判管区」の意味に限らず)レーン法廷との関連で用いられることもあり、また、AV三・一四には(対応するレーン法七六・一二とは異なる

り)単に *mit* (＝暴力) の語が用いられているにすぎず、「犯罪」＝ *ungerichte* に当たる語は見当たらないので、これらの事案とラント法上の裁判所(ないし、裁判権)との関連そのものについても、ましてこれらの事案が(最後には)ラント法廷で裁かれなければならぬ法的根拠についても、テキストから読み取れる論旨は対応する「レーン法」の諸条項とは異なりそれほど明確ではない。

(四)次に、「レーン法」で(新たに)「補足」された条項ないし箇所に見られる *gerichte* の関する用語法を、それぞれの語義毎にまとめて検討する。

(一)まず、「ラント法上の裁判管区」という意味での *gerichte* の語が二つの条項において「追放」との関連で用いられており、それによって次のことが判る。② AV 一・五〇(第一章・二二)・③)に対応するレーン法二三・一は、まず、「主君は(主に「封相続人」について)なんびとの(捧げる)臣従礼をも拒むことをえない、ただしハールシルトを欠く者の(捧げる)それを除く」と AV と同じことを述べたのち、この場合の「例外」を次のように「補足」している。「あるいは、ライヒのアハトの中にあり(＝国王によって追放されており)、あるいは、*in deme selven gerichte* (＝当該裁判管区において)地方的に $\parallel$ その裁判管区に限り)追放されている者の(捧げるそれを除く)、あるいは、彼(＝家臣)を当該主君が強奪または他の *ungerichte* のかどで *vor des landes richere* (ラントの裁判官の前で $\parallel$ ラント法上の裁判所で)訴えており、彼(＝家臣)に裁判期日が定められて、そこへ彼が召喚されている場合には、主君は彼(＝家臣)を裁判期日までの間家臣として受け容れることを要しない」。④ また、(新たに「補足」された)レーン法二二・二は、「(教会から)破門された者、あるいは、追放または地方的に追放された者」について、「人は、彼が破門され、またはアハトの中におかれ、または地方的に追放されている *gerichte* (＝裁判管区)においては、(その者の)証言を却けることができ」、「彼等は代言人となることをえず」、

「彼等が誰かを訴えても、彼(Ⅱ訴えられた者)は彼等に応訴するを要せず」、逆に、「彼等はこの(裁判管区)中で、彼等を相手どつて訴えるすべての者に対して応訴しなければならない」としている。<sup>(219)</sup>これらの「補足」が、いずれもラント、法上の地位がレーン法上のその前提になる、という考え方にもとづいており、「ラント法」で追放の法的効果を省察したことに触発されたものと考えられる、ということについては縷説を要しないであろう。<sup>(220)</sup>

(2) 次にレーン法五五・六と一九・二。これらの条項にはいずれも vor gerichte という表現が姿を見せるが、すでに別稿で明らかにしたように、<sup>(221)</sup>この場合(も) gerichte の語は「レーン法廷」ではなく「ラント、法廷」を指している。Ⓐ まず、レーン法五五・六は、「主君は所領をある家臣に臣従礼なしに質入れることができる。しかしながら、彼(Ⅱ主君)がそれ(Ⅱ所領)を彼(Ⅱ家臣)に確実に引渡す(ないし、委ねておく)(take)か否かは、主君の信義に(coppe des herren truwe)かかっている。彼(Ⅱ主君)がそれ(Ⅱ質入れの約定)を彼(Ⅱ家臣)に対し彼(Ⅱ主君)の否認宣誓をもって破ろうと望むならば、彼(Ⅱ主君)はそのことをなすことができる、この家臣がこのこと(Ⅱ質入れの約定)について、彼(Ⅱ主君)はそれ(Ⅱその所領)を vor gerichte (Ⅱラント、法廷で)自分に質入れ(の約定を)した旨、彼(Ⅱ主君)に対し証人により立証できない限り」と述べ、後統するレーン法五五・八はそれを承けて、さらに「人は所領を、それが法的に有効になるように質入れしたのであれば、それ(Ⅱ所領の質入れ)は vor des landes richte (Ⅱそのラントの(ラント、法上の)裁判官の法廷で)行うことを要する、それについて(ラント、法上の)裁判集会参集義務者が証人になりうるように」と言う。<sup>(222)</sup>また、レーン法一九・二は、概括的に、「家臣は彼の否認宣誓をもって aller sculdunge (Ⅱ主君による)すべての問責)を免れることができる、なんびともそれ(Ⅱ問責の事由ないし原因)が vor gerichte (Ⅱラント、法廷で)生じた(あるいは、行われた)旨、(証人の)証言(により立証)しえない場合には」と述べている。Ⓒ なお、(対応する AV 三・一四では in iudicio となっていた箇所を vor ianrichtere と「改訂」した)レーン法七六・二では、さらに ungerichte に関する件が「補足」され、家臣

は(すでにA Vの対応条項に見られた)「強奪」だけでなく、「いずれの ungericht」をも「ラント裁判官の前(＝法廷)で」訴えることができる、とされて<sup>(222)</sup>いる。——以上、(1)と(2)に挙げた諸条項が、いずれも、レーン法に対するラント法の優越、裏から言えば、レーン法上の裁判権、特に主君による家臣の間責手続の限界、を物語っていることは、改めて指摘するまでもあるまい。

(3) ラント法上の裁判権をレーン財とする「裁判権レーン」については、一般の(＝rechten)の場合とは異なる次のような準則が見られる。①まず、一般のレーンについては(複数の家臣による)共同受封が可能であるの<sup>(223)</sup>に対して、レーン法七一・四は、「二人の家臣は(同じ)一つの gericht(＝ラント法上の裁判権・裁判管区)について共同の leuchtをもつ(＝共同で授封を受ける、あるいは、共同でレーン法上の(＝それをレーンとして占有・支配する)権利をもつ)ことをえない」と<sup>(224)</sup>言う。②また、一般のレーンについては、家臣がそれを父から「相続」した場合、彼自身が主君に臣従札を捧げるべき年期の間、所領をレーンとして占有・支配できる<sup>(225)</sup>のに対して、レーン法六一・二は、(原則として)、「なんびとも、彼が gericht(＝裁判権レーン、ラント法上の裁判権・裁判管区)を受領するよりも前に、裁く(＝裁判する)(richten)ことをえない」と<sup>(226)</sup>言う。③さらに、一般のレーンについては、(ラント法上)追放に処せられた家臣が直ちにそのレーン法上の支配権を失うことがないの<sup>(227)</sup>に対して、レーン法七一・五は、「誰であれ国王のアハトに処せられた者は適法には(mit rechte)(もはや)裁く(＝裁判する)(richten)ことをえない」と<sup>(228)</sup>言う。これらの準則が「裁判権レーン」の内実であるラント法上の裁判権をその「公的」な性格を維持しつつ有効に機能させようとする意図にもとづいて「補足」されたものであることは、容易に推定することができる<sup>(229)</sup>。

(4) (gericht)の語は姿を見せないものの) Hohereの語が用いられているレーン法六九・八(前段)は次のように言う。「主君のアイゲンであるレーンについてある判決が非難されるならば、人はそれを最後ライヒの前(＝国王の裁判所)に

持ち出すべきである、けだし国王は、すべての者の首(＝首刑、生命刑)に関する、および、アイゲンに関する、および、レーンに関する(最高の) *richter* に選ばれているからである。それゆえに、 *al lantrecht unde lenrecht* (すべてのラント法とレーン法) は彼(＝国王)に始まりをもつ、けだし *herschit* は彼(＝国王)に始まるからである」。

レーン法六九・一からはレーン法廷における判決非難の手續が具体的に述べられ、特にレーン法六九・六では、レーン法廷で(ある所領レリクに関する)判決が非難された場合、それが「その所領の上級主君である主君の前(＝法廷)に」持ち出されるべきである、と説かれて<sup>(230)</sup>いる。レーン法六九・八はこれを承けて、すでに本章・C、(四)・(4)でも述べておいたように、(上級主君の存在しない)「アイゲン・レーン」について判決が非難された場合、(国王はその「アイゲン・レーン」について最高主君でないにもかかわらず)、「それを最後ライヒの前(＝国王裁判所)に持ち出すべきである」、としたものである。

この条項(の前段)を正しく理解するためには、旧稿において繰り返し指摘してきたように、二・三留意すべきことがある。第一に、 *al lantrecht unde lenrecht* (＝すべてのラント法およびレーン法) と言われる場合の *recht* も、「法規範(一般)」ないし「法秩序」を意味するのではなく、「裁判権」を意味していること。第二に、ここには著者アイケ自身による「ラント法」・「レーン法」の(言わば)「定義」が見出されること——それによれば、「ラント法」とは「すべての者の生命(刑)およびアイゲンに関する裁判権」であり、「レーン法」とは「レーンに関する裁判権」である。第三に、ここに *herschit* の語が登場し、それが国王に始まる<sup>(232)</sup>ことが、単にすべてのレーン法(＝上の裁判権)が国王に始まるということだけでなく、すべてのラント法(上の裁判権)が国王に始ま(り)、したがって、国王はアイゲンについても(最高の)裁判官としてそれを裁きうる立場にあることの論拠とされること。

本稿におけるわれわれの課題にとっては、言うまでもなく、このうち最後の点が決定的に重要な意味をもつ。それに

よつて、「ハールシルト制」は、(それ自体としてはレーン法上の法制であり、レーン法上の身分秩序ではあるが、それには止まらず)同時にラント、法上の裁判権が「裁判権レーン」として国王から順次授封されていく階梯にもなっていることを、著者アイケが「レーン法」における「改訂」・「補足」の際には明確に意識していたことが明らかになるからである。しかし、ここで *herschil* の語が(国王はアイゲンについても(最高の)裁判官なのだから、たとえ最高主君でなくても、「アイゲン・レーン」についての判決非難も裁くことができるはずだ、という)「議論」の中に(その論拠として)現れる、という事実を見落としてはならない。<sup>(23)</sup> すでに本章・C、(四)・(4)で紹介したこの条項の後段における(「アイゲン・レーン」を受領している家臣も「ライヒの所領」を受領している家臣と同じ勤務の義務を主君に対して負うはずだから、という)「議論」を想起すればいちだんと鮮明になるように、こうした考え方(ないし、準則)は当時決して一般的ではなく、(少なくとも)そのまま現実ではなかつたことがうかがわれるであらう。<sup>(24)・(25)</sup>

(五)以上の検討によつて明らかになつたことを要約すれば次の通りである。

(一)「アウクトル・ヴェートウス」には、すでに、*vulgare beneficium* とは区別された「特別のレーン」の一つとして *indicandi beneficium* (≡裁判権レーン) が姿を現し、それが原則として(具体的には、シュルトハイス職を除き第四の手まで)又授封されるはならないが、それに付属する「特別な *iudicium*」はむしろ手許に置くことが許されず、それを(又)授封しなければならぬこと、また、(ハールシルトをもたない)聖職者と女性および、「(ラント法上の、各人生得の)法を欠く者」は、(例外としても)それを受領できない、ということも明言されている。さらに、家臣が(主君による法の拒絶の場合)債務(不履行)のゆえの「差押え」を求めて、また、「暴力」(*vis*)や「強奪」のかどで *in iudicio* (≡ラント法廷で)主君を訴えることができる、ということにも言及されている。しかし、同書では、そもそも「裁判権レーン」ないしラント法上

の裁判権に触れた条項が少なく、また、それを指す語が *indicandi beneficium* と *indictum* の二つに分かれ(まだ)統一されていないだけでなく、*in iudicio* および *index* の語がレーン法廷との関連でも用いられていることから、同書におけるラント法上の裁判権の姿、および、それとレーン法上の裁判権との関係は、テキスト文言だけでは必ずしもはっきりせず、それを把握するには内容に立ち入った検討が必要になるという意味で、きわめて寛束しないものになっている。<sup>(236)</sup>

(2) これに対して、「レーン法」における *senche* および *richere* に関する記述は「改訂」・「補足」によって大幅にふえているだけでなく、それによってレーン法(上の裁判権)に対するラント法(上の裁判権)の決定的優位が鮮明に打ち出されている。すなわち、家臣による主君に対する「差押え」が最終的にはラント法廷で決着をつけられる、というだけではなく、主君による所領の「質入れ」が法的な効果をもつためにはそれは(ほんらい)ラント法廷で行われなくてはならないこと、また、主君が家臣に対して犯した(「強奪」のみならず)「犯罪」(一般)も最終的にはラント法廷で裁かれるべきことが明らか(237)にされており、さらに、家臣は(主君によるあらゆる問責からその否認宣誓をもって免れることができるのに)ラント法廷で生じた(あるいは、行われた)ことは宣誓によって否認することができない、とされている。また、上級主君の存在しない「アイゲン・レーン」に関する判決非難は、レーン法(上の裁判権)の系列ではアイゲンの持主である主君から先(あるいは、それから上)へ持ち出せないはずであるにもかかわらず、国王はアイゲンに關しても「最高の」裁判官<sup>(238)</sup>に選ばれているという理由で、「ライヒの前に」——この場合、「国王のラント法廷に」——持ち出されるべきものとされている。

それだけではない。裁判権レーンとして(ラント法上の)裁判官に授封されるラント法上の裁判権の「公的」性格を維持しそれを有効に機能させるために、「(聖職者や女性、「法を欠く者」への授封を認めないだけでなく)、(複数の者による)共同授封を認めず、また、裁判権レーンを受封した後でなければ裁判権を行使できないとするなど、さまざまの準則が設

けられ(新しい「工夫」がなされ)ている。特に、(辺境領<sup>アムツ</sup>およびその他の旗レーンに属するグラーフシャフトのような)「特別の裁判管区(・裁判権)」の一年をこえる留保禁止の原則は、国王と旗レーンの関係にまで拡張られ、裁判権レーン<sup>II</sup>ラント法上の裁判権の系列そのものの「公的」な性格が、その頂点に立つ国王自身をも含めて強調されていることが注目される。<sup>(239)</sup>

(3) こうした「アウクトル・ヴェートゥス」から「レーン法」への変化は、両者における *gerichte* に関係する語の用法にも映し出されている。すなわち、「アウクトル・ヴェートゥス」で *iudicandi beneficium* (裁く、あるいは、裁判すること) ができる(レーン<sup>II</sup>裁判権レーン)と *iudicium* (裁判管区ないし裁判所) とに分かれていたものが、「レーン法」ではすべて *gerichte* に統一され、しかも *gerichte* の語は(世俗法については)ラント法上のそれに限って用いられる。同じように、*index* および *iudicare* の語は「アウクトル・ヴェートゥス」でレーン法(廷)に関連しても用いられていたのに、「レーン法」では *richere* および *richen* の語はラント法上の「裁判官」ないし「裁判」に限って用いられ、さらに「レーン法」では(語形からしても、*gerichte* の否定態、その対立物である) *ungerichte* (犯罪) の語が新たに登場してくる。こうした用語の変化には、別稿で論じたように、もともと神が「神の怒りと審判(*gerichte*)」をこの世に行わしめるために(教皇と)皇帝に託した裁判権(皇帝の場合には、ラント法上のそれ)こそが *gerichte* の名に値し、主従間ないし家臣仲間の問題についてしか管轄権をもたないレーン法上のそれはその名に値しない、という著者の考え方がうかがわれるが、こうした用語法やその背景にある考え方が、「ラント法」における中心テーマの一つとしてラント法上の裁判権について省察を加えそれを叙述したことによって触発され確立されたものである、ということには疑問の余地がないであろう。

(4) しかし、こうしたラント法上の裁判権の把握の仕方、さらに、それを枢軸にすえたザクセンシュピーゲルの「国制」像には、著者の抱く理想像としての性格が色濃くつきまどっている。「犯罪」を制圧しそれを「法」に服させるため

に当時の「国家」が手にしえた唯一の武器は、「ラント法上の（流血）裁判権」の中核に位置する「平和の法」（＝当時のある平和令から採られた苦痛刑のシステムとそれを効果的に適用するための（特に現行犯）手續）であったが、すでにその「平和の法」そのものが（底本とされた平和令以上に）「理想像」的性格を帯びていたからである。したがって、同書の（特に「ラント法」で詳しく叙述されている）「ラント法上の裁判権」の系列（＝裁判権レーン）を枢軸とする「国制」（ないし「国家」）像は（少なくとも）そのまま当時の現実ではありえなかつた、と言わなければならぬ。<sup>(242)</sup><sup>(243)</sup>

（以下次号）

## 註

- (155) 以上については、石川「アイゲン」で詳論しておいた。なお、以上のような理解にとつて最も重要なのは、ラント法（およびレーン法）の概念について著者自身が「定義」を与えたレーン法六九・八であるが、この条項については、このCの(三二)・(4)、および、本章・Dで改めて後述する。
- (156) なお、第二章の(二二)・①、および、(三三)・(一)で述べたように、ラント法一・三・二には、参審自由人は第五シルトをもつことが明記されている。
- (157) *Eigenleben* は、(*Gerichtsleben*と同じく)（学者が造った）学術用語であるが、ザクセンシュピエゲルのテキストの中にも、（後者の場合の *ten an sriche* —— ラント法三・五四・一、レーン法六一・一 —— に対応する）*ten an egen* という表現が（さらに後述する）レーン法六九・八に見られる。
- (158) 本章・B、(二二)・(2)・⑥で扱ったレーン法七一・六（＝AV二・六九と七〇）、および、同上(三三)・(3)で扱ったレーン法六五・四（＝AV二・四、二二・五、二二・六）。
- (159) 第一章・(二二)・⑭で扱ったAV一・二二四に対応するレーン法五四・一（前註(29)を参照）。
- (160) レーン法(二・七)(二回)、五四・一、六五・四(三回)、六九・八(五回)、七一・六(二回)、七一・七、七一・一五、七

一・一七、七六・三(二回)。石川「アイゲン」、註(33)を参照。また、このうち「城塞」(そのもの)が「アイゲン」と言われているのは、レーン法七一・一五と七一・一七である。同上、註(34)・(37)・(38)を参照。さらに、体僕ないし不自由人という意味での *geis* の語がレーン法二四・八に出てくるが、これについては、前稿(一)、註(13)を参照されたい。

(161) レーン法五四・一(ⅡAV一・二二四)、六五・四(ⅡAV二・五、二・六)、七一・六(ⅡAV二・六九、二・七〇)、七六・三(ⅡAV三・一五)。

(162) レーン法五四・一(ⅡAV一・二二四)——前註(159)・(29)を参照、七六・三(ⅡAV三・一五)。

(163) レーン法六五・四(三回)(ⅡAV二・五、二・六)——前註(158)を参照、七一・六(二回)(ⅡAV二・六九、二・七〇)——前註(158)・(130)を参照。

(164) レーン法五四・一(前註(162)を参照、六九・八(五回)、七一・七(前註(130)を参照)、七一・一五、七一・一七、七六・三(二回)(前註(162)を参照)。

(165) この点については、前註(130)で詳しく述べておいた。

(166) 一般の(Ⅱ「ライヒの所領」である)レーン(あるいは, *Rein*) については(レーンが上級主君の手許に戻り)家臣が上級主君に対して「授封更新」を求めるのは、具体的には次のようなケースである。a) 主君が封相続人(Ⅱ息)なしに死亡した場合。

b) 主君が(家臣に又授封されていた)以下同様、レーンを上級主君に返還した場合。c) 主君がそのレーンを上級主君のレーン法廷で判決により剥奪された場合。d) 主君がそのレーンを(同じシルトをもつ)同身分者から受領し、あるいは、同身分者の家臣になることによってそのシルトを下げた場合(AV一・二二四——第一章・二二・⑭を参照)。e) 主君が家臣に対して主従関係を解約した場合。これらのケースのうち、d) についてはレーン法五四・一で(前註(29)を参照)、また、e) についてはレーン法七六・三(二)で(前註(130)を参照)、もし家臣に授封されていたレーンが「主君のアイゲン」である場合にはどうなるかという問題が「補足」されており(同註②・b)を参照)、やがて改めて後述する機会もあるので、ここではa)・b)・c)のケースに限って家臣に授封されているレーンが「主君のアイゲン」である場合の問題点について考えておきたい。

②「主君の」アイゲン(であるレーン——以下同様)については、主君に封相続人がなくても、(特に娘など)ラント法上の相続人が存在し、「アイゲン」が彼等に相続される場合がある。この場合については「レーン法」でも特にそれとして(二見してそれと判る形では)「補足」されていない。しかし、前註(130)で述べたように、(「アイゲン」の持主である)主君がラン

ト法上の相続人(も)なしに死亡した場合には、その「アイゲン」は(言わば「国庫」に帰属して)「ライヒの所領」になり、それを授封されていた家臣が「新しい主君」(II グラーフなどラント法上の裁判官)に対して「授封更新請求権」をもつことは(実質的には)レーン法七・七で「補足」されている。(なお、「アイゲン」の持主である主君が(封相続人以外の)ラント法上の相続人を遺して死亡した場合については、後述するレーン法(二・七)を参照されたい)。

④「主君のアイゲン」については、それを上級主君に返還することはそもそもありえないが、その代わりに、主君がそれを(ラント法廷で)第三者に譲渡する場合があります。私見によれば、これはレーン法七・六の「主君がそれを必要とする場合」の一つに当たり、主君は家臣に(同等の価値をもつ)「ライヒの所領」の授封によって「補償」することが必要になる。(この私見は、ラント法二・四三・一の *mit gleicher werte* という表現に関する新しい解釈にもとづくものであり、その問題については(独文および邦文ですでに私見を論文の形で執筆済みであるが、とりあえず、石川「西洋における法の生成」6、「書齋の窓」四六八(一九九七年一〇月)、表紙裏を参照されたい。なお、石川「ゲヴェーレ」、註(91)で述べたことのうち、「ゲディングゲ」に関する推定は間違いであり、「法の生成」6のように修正する必要がある)。

⑤「主君のアイゲン」が上級主君のレーン法廷で判決をもって剥奪されることもありえないが、それが(持主が犯罪を犯して有罪とされ、あるいは、「上級アハト」に処せられると)ラント法廷の判決をもって(レーンとともに)剥奪されることはありうる。この場合、(レーンは上級主君の手許に戻ると)「アイゲン」は「国王の権力の中(II 言わば、「国庫」)に入る」ことになるが、(ラント法上の)相続人はそれを一年と一日以内に引き戻すことができることとされているから(ラント法一・三八・二を参照)、結局実質的には右の④で述べたことと同じことになる。しかし、もしこの「アイゲン」がある家臣に授封されており、それを引き戻した持主の(ラント法上の)相続人が同時にその封相続人でもあるという場合には、AV二・六九(レーン法七・六)の原則に従う限り、(その場合に限っては)家臣には「授封更新請求権」がない、ということになる。

以上の考察(および、後に⑥と⑦の場合についてさらに後述すること)によって(も)、「アイゲン・レーン」については家臣に「授封更新請求権」がない、という規定が意味をもつのは、実際上は、(主に)主君に封相続人(および、ラント法上の相続人)がある場合に限られており、しかも、(テキストの文言を字義通りに受け取れば)、その場合に限って家臣権の保護についての配慮が見られず、突出してきびしいものになっている、ということが判るであろう。

(167) 前註(166)を参照。なお、この件の本文で、単に「封相続人」と述べたことは、前註(166)で述べたことにも明らかかなよう

に、厳密に言えば、「封相続人(および、ラント法上の相続人)とすべきであらうが、煩を避けるため( )内は省略した。

(168) 前註(166)を参照。なお、レーン法四・三(前段)(II AV 一・一三)には、「また、その(II 皇帝聖別のためのローマ遠征の場合、ライヒの所領をレーンとして受領しているいずれの家臣もその主君とともに出征すべきであり、さもなければ彼(II 家臣)は、彼が毎年彼(II 主君)から受領しているライヒの所領から受け取る(収益の)一〇分の一のポンドをもってこの出征(義務)を請け戻さなくてはならない(II その額の代納金を支払わなくてはならない)」と云う。(なお、「彼が毎年彼(II 主君)から(受領しているライヒの所領から)受け取る」という件は、従来(一般的理解に従い)、「彼が毎年それ(II ライヒの所領である、レーン)から受け取る」と解してきたが——前稿(一)、註(65)を参照——、対応する AV 一・一三では *good annuuntin a domino suo ha buerat* となっているので、右のように(いささか回りくどい訳に)改めておいた。この条項に明らかのように、少なくとも(教皇による皇帝聖別のための)ローマ遠征については、「ライヒの所領をレーンとして受領している」家臣だけが主君とともにそれに参加する義務を負っており、「主君のアイゲンをレーンとして受領している」家臣はもちろん、それを又授封されたその家臣にもその義務がないということになる。

因みに、(家臣の軍役義務に関する基本的条項である)レーン法四・一によれば、(ローマ遠征以外の)家臣の軍役義務(一般)は、直接には、(主君からレーン法廷の判決をもって命令されて)主君に対して行われ、国王との関係は(少なくとも文言上は)姿を見せない。(この点については、「前稿」(一)、四三六頁、および、四四二・四四三頁で述べた私見を参照されたい)。序に述べておくと、「前稿」(一)、註(62)に挙げた *des rikes denst* の語の「レーン法」における所出箇所(II レーン法四・一(II AV 一・九)、二四・七(II AV 一・五六)、四六・一(II AV 一・一〇八)、四六・二(II AV 一・一一〇)、四六・三、七九・一、七九・三、——それにアイケ以後の補遺にかかるものだが——(二・七)のうち、AV に対応条項のあるものについては(また、前述したレーン法四・三の後段の *de herwat* の箇所に対応する AV 一・一五においても)、この語は AV では(実質的には)すべて *regis (iustum) servitium* となっているが、AV に対応条項のない三(四)条項については、「前稿」(一)、註(26)で私見を述べた(レーン法四六・三が(同じく「前稿」(一)、註(69)で私見を述べた)レーン法七九・一および七九・三とともに)そこに属していることが特に(レーン法四六・三における *des rikes denst* の用語法に——レーン法七九・一や七九・三のそれと同じく——レーン制の「公的」性格の強調を認めようとする私見を支持する「状況証拠」の一つとして)注目される。なお、レーン法(二・七)についてはやがて改めて後述する。同じく「前稿」(一)、註(62)に掲げた *des rikes gu* の語の「レーン法」における所出箇所(II レーン法(前出)二・

六〇〇(前出)七二・七、七二・一七)のうち、AVに对应条項のあるものについては、この語は大部分が *imperialia beneficia*、AV二・七〇(「レーン法七二・六」だけが *bona imperialia* になつてゐるが、AVに对应条項のない三条項(レーン法六九・八、七二・七、七二・一七)においては *des riles guri* の語はすべて明示的に(主君の) *egan* (であるレーン)と對比されていることが(これらの条項を「補足」した動機が「アイゲン・レーン」に関する「補足」にあつたことを示すものとして)特に注目される。

(169) 前註(166)③、および、(「ドイツ語第二版」に属するものであるが)レーン法七二・一六(「しかるに城塞および城臣をもつ者(「城主」)があり、彼が死亡する(あるいは、した)場合、彼の子たちまたはそれ以外のラント法上、またはレーン法上の彼の相続人たちが城塞についてまだ分割していない(「三十日忌までの)間は、彼等が女性であつても男性であつても、城臣は彼等すべてに對して、城臣がその主君(「城主」)に對してそうあるべきように、*truwe* (「*truw*)であり *hilt* である旨、誓約する義務を負い、そして城臣の法(「義務」)に従い、彼等のために彼等の城塞をあらゆる者に對抗して保持し(ないし、守ら)なくてはならない。いづれの者(「城臣)も、彼が彼(「新しい主君)の城臣であらうとする限り、このことをなすべきである。しかし彼は、彼の城塞、レーン、を彼等のうち一人以上の者から受領するを要しない)を参照されたい。因みにこの条項は、「それ(「子たち)以外のラント法上またはレーン法上の彼の相続人たち」と言つてゐるが、言うまでもなくレーン法上の相続人は「息」に限られるから、「それ以外のレーン法上の相続人」はありえない。また、もしこの「城塞」が上級主君から城主に授封されていた場合には、城主が死亡した場合には当然レーン法上の準則に従つて封相続人である「息」(通常は、一人)だけがそれを「相続」することになり、「レーン法上」女性がそれを「相続」したり、複数の相続人がそれを「分割」したりすることはありえないから、この条項はまさしく「城塞」が(死亡した)城主の「アイゲン」であつて、それが「ラント法」上の準則に従つて「相続」される場合にかかわることが判る。さらに、この(ラント法上の)相続人(「新しい城主)が複数いる場合にも、城臣が「城塞レーン」は一人の主君から受領すればよい、とされていることは、(城塞レーンが「ライヒの所領」であるとは限らないが、それだけ一層)ここでのわれわれの問題にとつて参考になるはずである。なお、主君にラント法上の相続人もない場合については、前註(166)・④で述べたように、城塞は「ライヒの所領」となり(「国庫」に帰属するが、この場合、城臣が(「国庫」を代表する「裁判官」に對して)「授封更新請求権」をもつてゐるとしても(後述するレーン法七二・七を参照)、(死亡した)城主に對してそれを授封してゐた上級主君と「裁判官」の関係については判然としない点が残る。

- (170) 前註(166)を参照されたい。
- (171) 前註(166)・a、および、前註(169)を参照されたい。
- (172) 前註(168)、および、それに対応する本文を参照されたい。なお、以上の考察によって、前註(130)の②で紹介し批判したホーマイヤー説のように、このレーン法七一・一五は「城塞」および「城塞レーン」(のいずれか)が「主君のアイゲン」である場合に限って、「アイゲン・レーン」について例外として家臣の「相続権」および「授封更新請求権」が(全面的に)認められると解すること(したがって、この条項を根拠にして、「アイゲン・レーン」一般については「授封更新請求権」だけでなく「相続権」もないという帰結を引き出すこと)がかなり粗雑な議論であることも明らかになつたはずである。なお、彼が「第二の例外」と考えたレーン法七一・七についてはやがて述べるが、(もともと)レーン法七一・一五の直後にひきつづき「補足」されたレーン法七一・一七(レーン法七一・一六は、前註(169)で述べたように、「ドイツ語第二版」における「補足」である)は、「ライヒの所領から人(＝城主)は城塞レーンを封与することができる、たとえ城塞が(城主の)アイゲンであつても」、と言う。この条項についてもやがて(3)で改めて触れるが、この条項で述べられていることがレーン法七一・一五で前提され、あるいは、それに含まれていることは以上の検討によつて明らかであろう。すなわち、レーン法七一・一七は「レーン法」(特にそこでAVに「補足」された条項・箇所)には単なる「注意規定」が存在することをはっきり示しており、その点から言つてもホーマイヤーの推論は成立し難い。
- (173) 前註(130)の②・aを参照。
- (174) 同上、②・bを参照。
- (174・a) 前註(98)を参照。
- (175) この条項については、前註(29)を参照されたい。
- (176) 前註(175)に挙げた前註(29)のほか、第一章・(三)・(8)・(a)、および、前註(38)を参照されたい。
- (177) この箇所、「テキスト」II (s. 116)では *verloren* となつてゐるが、*HOMERER, II, 1, S. 303* では *verloren* となつており、おそらくミス・プリントと思われる。
- (178) 前註(130)の②・bに訳出しておいたように、ここで「中略」した箇所は、「あるいは、その者(＝別な新しい主君)から(家臣が)前の主君から受領してゐたのと同じだけの名譽をもつて(＝自分のシルトを下げる)ことなく」(s. (レーン法上の支配権)を

受領できるよう、別な(新しい)主君(を指定して、自分をその)の許へ送るよう乞う」である。「レーン法」でこれを省略したの  
は、(たとえば)すぐに触れるレーン法二五・一ですでに同じことが言われているからであろう。

(179) レーン法二〇・四「ある主君が不法にも(= unrecht)彼の家臣に対し(主従関係を)解約し、そして家臣は主君に対して  
(そう)しないならば、家臣はそれによつてゲディングをもまたレーンをも失うことはなく、そして彼がその先(上級主君の  
許)まで追いかける(= 授封更新を求める)ことをえない所領を、彼の存命中(主君に対する)勤務なしに保持する」。なお、こ  
の条項は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で「補足」されたものである。

(180) これについては前註(26)をも参照されたい。

(181) 「アイゲン」は「自分の土地」であつてなんびとの(= いかなる主君や領主の)「私的」支配をも受けないから、その持主は  
(ラント法上の言わば「公的」な裁判所への参廷義務を除いて)なんびとに対しても「勤務」の義務を負わないし、また、それを  
(いかなる手続をも要せずに)言わば「自動的に」(ラント法上の)相続人に「相続」させ、あるいは、自分の家臣に「授封」する  
こともできる(石川「アイゲン」を参照されたい)。主君による(一方的な)主従関係の解約の場合、家臣に授封されていた「主  
君のアイゲン」が、レーン法七六・三の規定によつて、事実上「家臣のアイゲン」に近づくことは明らかであろう。しかし、  
同条項は、それが「家臣のアイゲンになる」(あるいは、「家臣のものになる」とまでは言つておらず、それは依然として「主  
君のアイゲン」なのである。それが「家臣のアイゲン」になる場合と(少なくとも「法的には」)なお「主君のアイゲン」である  
場合の違いは(実質的に)どこにあるのか。おそらく、後者の場合、家臣が死亡した際に「アイゲン・レーン」をその封相続  
人に「相続させることができる」と言つても、この「相続」は自動的に行われるのではなく、封相続人は——一般のレーン  
の「相続」の場合と同じく——一年と一日以内に主君の許へ赴いて臣従礼を捧げその「アイゲン(レーン)」の「授封」を受  
けなくてはならない(レーン法三二・一を参照)。したがつて、主君による(一方的な)主従関係の解約は、(遅くても)家臣の  
封相続人がこの「アイゲン・レーン」を「相続」する際に解消されるはずだし、著者アイケはそれを期待したのではないか。  
(主君がこの封相続人による「相続」をも拒めばどうなるかについては、やがて註(182)で後述するレーン法三二・三を参照されたい)。  
(182) ザクセンシュピールにおける「平和」への(強い)志向については、クレッシェル「法の記録と法の現実——ザクセンシュ  
ピールの事例」、石川監訳「ゲルマン法の虚像と実像——ドイツ法史の新しい道」(一九八九年、創文社)、一七五頁以下、  
および、石川「平和と法」を参照されたい。



されているが、主君の封相統人に対するそれについてはそうした明示の「補足」はなく、その点からしても、レーン法二一・一―二二・五の規定は、(少なくとも)主君の封相統人に対する「授封更新請求」の場合(だけ)は含んでいると解するのが妥当であろう。これが、家臣が「相統権」をもつ、あるいは、「その所領を封相統人に相統させる(ことができる)」ということの具体的な意味である。あるいは、これをレーン法七六・三と比較して、レーン法二二・三では「生きた証拠を有する限り」(同条項の末尾では、同じことが「彼(＝家臣)にとって彼の(ための)証人が死亡する場合は除き」と言い直されている)という条件が付されているのに七六・三にはそうした条件が見られないから、後者の方がその分だけ(アイゲンの持主である主君にとって)よりきびしい、と考えられるかも知れないが、こうした推定は当たらない。レーン法二二・三の場合には、家臣が(主君に臣従礼を捧げたもの)の(主君からまだ所領の「授封」は受けておらず、主君からその所領の「占有」を「不法」として問責された時にはその正当性(＝臣従礼を捧げたこと)を(それを見聞した)家臣仲間を証人として立証しなくてはならない。これに対してレーン法七六・三の場合には、主君が主従関係を解約した場合であるから、主君が家臣を召喚して所領の「占有」の「不法性」について問責することはまずありそうにないが、レーン法五四・一の場合には、仮に主君が家臣を所領の「不法な占有」のゆえにそのレーン法廷で問責しようとしても、それに対抗して家臣が立証すべきことは、(自分が臣従礼を捧げたということではなく)主君が同身分者の家臣となつてそのシルトを引き下げたことであるから、それについての証人は(ヘールシルト制の原則に反する)主君の臣従関係がつづく限り幾らでもいるはずである(し、前述したように、レーン法八〇・三では、家臣が上級主君に対して授封更新を求めた場合、主君にはそれに対する対抗手段が認められていない)。つまり、レーン法二二・三と七六・三(ないし、五四・一)との間に見られる相違は、(二つの事案における立証事項の相違に應じた)証明手続の差を示すものであつて、家臣の「相統権」(や「授封更新権」)そのものには差がない、と考えられる。要するに、私見によれば、レーン法七六・三および五四・一の帰結は、確かに主君にとつてはきびしいものではあるが、実質的には、一般にレーンの「相統」および「授封更新請求」を主君が拒んだ際に(それらの「権利」をもつ)家臣に認められているのと実質的には同じ「権利」を「アイゲン・レーン」を授封されている家臣にも認めようとするものであつて、それ以上にきびしいものではない。つまりここにもその意味では、「アイゲン・レーン」をできるだけ「ライヒの所領」並みに扱おうとする志向が認められるのである。

(184) この条項については、すでに前註(130)で訳出し検討を加えておいたので、以下においてはそれを前提して叙述する。

(185) 前註(130)の②を参照されたい。

- (186) レーン法七一・一七については、前註(172)をも参照されたい。
- (187) このレーン法六九・八における「定義」(の発見)の意義については、K. KROESCHELL, *Der Sachsenpiegel als Land- und Lehnrecht*, in: *Der Oldenburger Sachsenpiegel, Kommentarband*, hrsg. v. R. SCHMIDT-WIEGAND, 1997, S. 20f.; u. ders., *Lehnrecht und Verfassung im deutschen Mittelalter*, 1997, S. 24 (カール・クレッツェル「中世中期ドイツのレーン法と国制」(和田卓朗訳)「法学雑誌」(大阪市大)四四・一、二三頁)を参照されたい。
- (188) 石川「アイゲン」, 一―二頁、「ラント法とレーン法」, 一六一〇頁、「補論」, 四九二―四九五頁、「中世法の規範構造を求めて——最終講義」, 『北大法学論集』四二の三(一九九二年), 八二八頁、「裁判(権)」, 二八―二九頁および註(156), 「中世法」, 五一〇―五二二頁、「西洋における法の生成」8, 『書齋の窓』四七〇(一九九七年二月), 表紙裏, 「前稿」(一), 四三二頁および註(7), 同(三), 一―八二―一―八三頁および註(208), 一―八九頁および註(235)等を参照。
- (188・a) この箇所、原文は noch jene over tissen となっており、文字通りには「前者が後者に対しても(そうしてはならない)」であるが、内容から本文のように訳しておいた。因みにこれと同じ表現(同じ問題)は、レーン法七一・一九にも見られ(前註(3))を参照)、二つの条項が同時に(同じ手で)「補足」されたことをうかがわせる。
- (189) des rikes dienst の用語法については、「前稿」(一)、四四二―四四三頁および註(65)を参照されたい。
- (189・a) 前註(168)に訳出したレーン法四・三を参照されたい。
- (190) 「前稿」(一)、四四三頁および註(69)に訳出したレーン法七九・一を参照されたい。
- (191) versterven の語については、前註(85)で述べた irerren の用語法を参照されたい。因みに、この補筆者は「封与(ないし、授封)する」という動詞にも(アイケ自身は大部分 *irren* の語を用いているのに) *verren* の語を選んでおり、その点からしても *versterren* の語を *irerren* のシノニムとして用いていることが判る。
- (192) 「教会」が(レーン財として)授封される場合については、第四章で改めて触れる機会があるが、関連条項が少なくはつきりしたことは判らない。
- (193) アイゲンについて設定される一期分は、第二章・(四)・(5)・(a)で述べたように、夫(ないし父)の存命中に(IIそれが「彼女の生涯に限り」譲渡された瞬間に)すでに、妻(ないし娘)の有に帰している。したがってそれは、秘密には、レーン法二・七の後段の「アイゲンが(持ち主の死亡により)彼等に帰属する場合」には含まれないことになる。しかし、たとえば(兄弟

のない)女性が既に結婚しており、父の死亡により父のアイゲンを相続した場合に、それを父から授封されていた家臣がこの女性に対して「授封更新請求権」をもつことというのであれば、夫が妻に一分分として与えたアイゲンを授封された家臣が妻に対して「授封更新請求権」をもつことには(少なくとも)何の支障もないはずである。

なお、念のために一言しておく、*「城塞レーン」*については、本章・B、(二)・(2)・(a)で述べたように、一般には又授封権がないから、*レーン法*二・七の前段で新たに「*ヘールシルト*をもたない主君」からそれを授封した城臣に認められているのは「又授封権」であるのに対して、「*アイゲン・レーン*」については、このCで前述してきたように、一般には「授封更新請求権」がないから、*レーン法*二・七の後段で「*ヘールシルト*をもたない主君」からそれを授封した家臣に新たに認められているのは「授封更新請求権」である。これは(偶然にもせよ)本章・A、(二)・(3)で前述した*レーン法*二・三が*レーン*について設定された二期分について、一期分権者である妻の「授封更新請求権」を認めているのと同じ方向を指していることが注目される。また、これに対して、この条項でも「*アイゲン・レーン*」についての「*相続権*」にいつさい言及されていないことも、(おそらく補筆者はそれが自明のことと考えていたことを示唆している、という意味で、見逃すことのできない点であろう。(この点については前註(130)を参照されたい)。

(194) 以下については、石川「裁判権」を参照されたい。

(195) 本文で「(基本的には)」の語を補っておいたのは、(国王がラント法上・*レーン*法上の「裁判官」に選ばれているとする) *レーン法*六九・八があるからである。しかし、この条項の *richere* の語に関しても(基本的には)同じことが言えるということについては、すでに石川「裁判権」、註(156)でも指摘し、「前稿」(三)、一一八四―一一八五頁で述べておいただけでなく、本稿でもやがて重ねて後述する。

(196) 石川「裁判権」、註(4)に挙げられている *レーン法*一・二、一一二・二、一九二・二、二二三・一、二六・七、五五・六、六〇・一(二回)、六一・一、六一・二(二回)、六九・六(二回)、六九・一二、七一・二、七一・三(三回)、七一・四、七一・五(二回)、七三・二、七六・一のうち、*gerichte* の語が「料理(のコース)」を意味する *レーン法*六九・六(対応するAV二・六二七二・六三ではいずれも *fercula*) を除外した数である。

(197) *レーン法*一・二(=AV一・三四)、一三三・一(=AV一・五〇)、六一・一(=AV一・二二九)、七一・二(=AV二・六七)、七一・三(三回)(=AV二・六八)、七六・一(=AV三・二二)。

- (198) レーン法二三・一。
- (199) 右のレーン法二三・一のほか、(AV に対応条項のない)レーン法二二・二、一九・二、二六・七、五五・六、六〇・一(二回)、六一・二(二回)、六九・二、七一・四、七一・五(二回)、七三・二。
- (200) AV 二・六八では一箇所が代名詞 (*ihud*) になっている。
- (201) 念のために、エックハルト版「アウクトル・ヴェートゥス」(Lateinische Texte, S. 134) の Glossar を再掲すると、「*judicium subst.* 〓 *Ureil* I 100; 〓 *Gericht* I 34, 35, II 68, III 13, 14. — *aquaticum iudicium* = *Wasserurteil* I 100. — *legare iudicium* = *Gerichtsverhandlung* I 55」とある。このうち「一・一〇〇の二箇所に対応するレーン法四〇・三と四〇・二は、それぞれ (Godes) *ordel* ならし *water ordel* となっていて、それによっても、この条項の *iudicium* の語がここで問題になっている *gerichte* と関係のないことは容易に確かめられる。Gericht ないし *Gerichtsverhandlung* と訳されたそれ以外の箇所で本文では触れていないものうち、一・三三五には(管見の限り)そもそも *iudicium* の語が姿を見せない。また、三・一四と一・五五については本文ですぐに触れる。
- (202) 前註(201)を参照。
- (203) レーン法三三・一(〓 AV 一・五〇)、五五・八 (*vor des landes richtere*)、六九・八。石川「裁判(権)」、註(153)を参照されたい。
- (204) ①より明確な AV 二・六一から始めると、この条項は、直前の AV 二・六〇(〓「ある家臣の発見(〓提案)した判決を非難する家臣が主君(ないし、レーン法廷)に対して、「私は(これ)〓非難された判決に関してどこへ、またいかなる場所に、またいかなる期限内に、向かう(〓持ち出す)べきか」という問うたの)を承けて、「この場合、次のように判決されるべきである (*iudicium*)。すなわち、この受封者(〓家臣)の上級主君が非難された判決の(〓に關する *index* でなければならず、両者はその(上級主君の)許へ赴くべきである(下略)」。因みに、この条項中の *iudicium* の語は対応するレーン法六九・六では (so) *vind men to rechte* となっている。このことから、ザクセンシュピーゲルにおける *to rechte vinden* という表現がもともととは単に *iudicare* (〓 *urteilen*) という意味であつて、(フリッツ・ケルンに代表される、中世においては「法」は常にあらかじめ存在しており人はそれを「発見」することができるだけであるという)「法発見」テーゼの根拠にはなりえないことが判るであろう。
- ② AV 二・五一は、まず「(ある)家臣が(他の)家臣に彼の主君の(〓主君から受領している)所領に關して不法を犯し

(*imputatur*)、あるいは誰か主君の勤務の中にある(主君に対して勤務中の)者を行為または言葉をもって傷つけ(ないし、侮辱し)、あるいは主君の所領を彼から受領している家臣に対して、または、(主君の)所領に生まれ(ついで)た者に対して不法を犯し、そして被害者が加害者を主君の前(主君の法廷)で正規の訴え(*quaerimonia iusta*)をもって訴追する(ないし、訴追した)場合は、(加害者である家臣は)これらのことについて主君に対して罰金を支払うよう判決されるべきである(*iudicium*)と、(ほぼ)レーン法六八・四と同旨のことを述べた後、(ただし、後者では、最初の件が「ある家臣が彼の家臣仲間のレーンを不法に(占取して)わがものにし」と具体的に改められ、最後の件は、「それらのことのゆえに彼(家臣)は主君に罰金を支払わなくてはならず」の後に、「さもなければ彼はこの問責を聖遺物にかけて(の宣誓により)雪冤しなければならない」という一文が付け加えられている)、「しかし、自分の家臣に対して家臣(主君の上級主君の家臣である主君)は、彼の主君(主君の上級主君)の前(主君の法廷)で応訴するを要しない。しかし、(上級主君の家臣である)主君がその者(主君の自分)の自分(主君)の家臣(主君の上級主君)の罪過(主君の自分)の自分(主君)の家臣である主君による裁判拒絶に關してだけは自分の家臣(である主君)の被害者(主君を拒絶された家臣)の *index* であるべきである」と言う。因みに、これに對應するレーン法六八・五は、「しかしながら、主君は彼の家臣に対し上級主君の前(主君の法廷)で応訴する義務はない、彼(主君)が彼(家臣)に対しそれ以前に彼の家臣たちの前で(主君の法廷で)法(主君の裁判)を拒絶したのでない限り」の後に、「また、彼(主君)が彼の小作人(*ingalde* 賃租支払義務者)に対し彼の小作人たちの前で、法(主君の裁判)を拒絶したのでない限り」という一文を付け加えている。これは、確かに「レーン法」における「補足」ではあるが、AV二・五一(もすで)に見られた「家臣が所領に生まれ(ついで)た者に対して不法を犯した」場合も主君のレーン法廷において裁かれるという考え方の論理的帰結にすぎない、ということも見逃してはならないであろう。(換言すれば、この「補足」には、いわゆる「莊園裁判所」生成の端緒という新しい面がうかがわれるが、それと同時に、それがなおレーン法(上の裁判権)の系列上に位置づけられているという古い面のあることを見逃してはならない、ということである。なお、この件に關する私見については、石川「中世法」、註(10)、および、五三三頁(の本文)、「前稿」(二)、註(10)をも参照されたい)。

(205) 石川「裁判権」において、私は *richen* および *ungeriche* の語についても同じことを主張しておいた(同上、二九頁以下)ので、念のために、この二つの語についても「アウクトル・ヴェートゥス」の用語法を補足しておきたい。

① まず、*ungeriche* の語は「レーン法」では三三・一(=AV一・五〇)、七二・七(=AV三・一〇)、七六・二(=三・一四)

の三条項(三箇所)に現れる(石川「裁判(権)」、註(165)を参照)。これらはいずれもAVに対応条項があるが、そのうち(すでに触れた、そしてさらに後述する)レーン法二三・一と七六・二においては、*ungentliche*の語はいずれも「レーン法」で「補足」ないし「改訂」された箇所に見え、AVの対応条項にはそれに対応する語がない。レーン法七二・七は、「ある城塞が暴力によつて破壊され、あるいは主君がそれを荒廃するに任せ、あるいはそれが*ungentliche*(「犯罪」)のかどで破壊された場合」について、城塞の破壊に責任のない城臣のもつ権利(「城塞の再建まで城塞レーンを*recht* *len*として保持することができる)を規定したものであるが、対応するAV三・一〇では、「城塞が破壊され、あるいは主君の貧困または怠慢によつて荒廃し、あるいは*inimiae*(「不法ないし不法行為」)のかどで判決によつて破壊された場合」となっていて、「レーン法」の*ungentliche*の語はAVの*inimiae*を「改訂」したものであることが判る。すでに石川「裁判(権)」、三〇―三二頁に述べたことからも明らかのように、この「改訂」は「ラント法」(具体的には三・六六・二と四)によつて触発されたものである。(なお、*inimiae*の語はAVではほかにもう一箇所、AV三・一〇につづく三・一一に同じ意味で用いられているだけであり、それに対応するレーン法七二・七の末尾では、これに当たる語は省略されている)。

② *richten*の語は、「レーン法」の二条項(レーン法六一・二と七一・五)(三箇所)で用いられているが(石川「裁判(権)」、註(168)を参照)、これら二つの条項は「アウクトル・ヴェートゥス」に対応条項がなく、いずれも「レーン法」で「補足」されたものである。また、これら二つの条項では*gentliche*の語も用いられているので、すでに前註(196)および(199)でも触れたが、後に「レーン法」における*gentliche*の用語法を検討する際に改めて関説する機会がある。なお、念のために「アウクトル・ヴェートゥス」における*judicare*の用語法を調べてみると以下の通りである。エックハルト版のGlossarに拠れば、この語は、(すでに触れた)AV一・二二九と二・六七の*judicandi beneficium*(直訳すれば、*richtendes Leben*なす) *Lehen zum Richten*、実質的にはラント法上の裁判権のほか、AV一・二九(「レーン法七・四」、二・二二(「レーン法六五・一八」、二・二八(「レーン法六五・二〇)では*entscheiden*の意味で、また、AV一・四〇(「レーン法一四・二」、一・一三〇(「レーン法六三・二」、二・一八(「レーン法六五・一五」、二・五一(「レーン法六八・四」前註(204)・⑩を参照)、二・六一(「レーン法六九・六一」前註(204)・⑩を参照)、三・一三(「レーン法六七・一」さらに後述する)では*urteilen*の意味で用いられている、という(Latinische Texte, S. 134)。しかし、「レーン法」の対応条項と比較しながら検討してみると、後者のうち「判断する」という一般的な意味になるのは、(AVの(*possessio in hoc esse non iudicatur*が「レーン法」の対応条項で *ne het (nen recht were)*となつてゐる)

AV 一・四〇(IIレーン法二四・二)と一・一三〇(IIレーン法六三・二)だけであり、他はすべて(レーン法廷で)「判決を下す(あるいは、少なくとも)判決を發見(II提案する)」という意味であることが判る。特に *to rechte vanden* という表現が、(*judicare* の語が *entscheiden* の意味で用いられているとされる AV 二・二二と二・二二八に対応する)レーン法六五・一八と六五・二〇だけでなく、(それが *stellen* を意味するとされる AV 二・一八に対応する)レーン法六五・一五にも(直接的対応とは言えないにせよ)姿を見せることに注意しておきたい(なお、この *to rechte vanden* という表現については、前註(204)・①を参照されたい)。

以上の検討によつて、*riehen* および *ungerichte* の語についても、それをラント法上の裁判との関連に限って用いる用語法は「ラント法」(ないし、「ドイツ語第一版」)ではじめて見られることを確認することができる。

(206) *decima* の語は言うまでもなく「十分の一税」を意味するが、J. F. NIEMMEYER, *Mediae latinitatis lexicon minus* によれば、「十分の一税を徵集する権利」ないし「特定の管区から支払われる十分の一税」を指す場合もあるという。ここでは、全体の文脈から、「ある十分の一税管区」II「そこで十分の一税を徵集する(ないし、そこで徵集された十分の一税を取得する)権利」を指すと解されるが、その意味をこめて「十分の一税(管区)」と訳したものである。

(207) レーン法上の裁判集会(IIレーン法廷)は主従関係という主君と家臣の間の人的な絆によつて構成されるから、それには「裁判管区」はありえない。したがつて、「裁判管区」というだけで、それは(世俗の裁判(所)に関する限り)「ラント法上の裁判(所)ないし裁判権」にかかわる、と考えることができる。

(208) 「村」が(中世においても)最小のゲマインデであつたことは改めて指摘するまでもあるまいが(ザクセンシュピーゲルにおける「村」については、「前稿」(二)・八二七頁以下の「ゴークラフ」、および、八二二頁以下の「パウアーマイスター」に関する叙述を参照されたい)、「十分の一税」(の徵集)は主に *Pfarrikirche* (II(小)教区教会)に属した(vgl. Art. Zehnt, in: HRG, Bd. 5, Sp. 1629ff. (v. H. J. BECKER))。また、「村」は別にしても、「葡萄園」と「十分の一税」はいわゆる *Rentenlehen* (II「定期金レーン」)の対象になりうるし、さらに後述するように、レーン法六一・二で「なんびとも彼が *gerichte* (II裁判権・裁判管区)を(レーンとして)受領する以前には裁く(II裁判する) (*riehen*) ことをえない」と(「裁判権レーン」については授封がそれについての権利を行使する前提になるという趣旨の)「補足」が施されてい(て、レーン法一一・二の)「占有」指定がなくても *gerichte* を占有(・支配)できる」という趣旨の規定とどのように関係ないし調和するのか、という疑問が生じ(る。こうしたことに関連で、レーン法一一・二の *gerichte* を(ある裁判所の収入をレーン財とする)「定期金レーン」と理解する余地が生まれてくることにもなる。

(209) 「レーン法(上の能力を欠く者)を列挙したAV一・四(第一章・二二・③)と比較すると、このAV一・二二九には(実質的には)「農民、商人、父および祖父(の代)から騎士の出自をもたない者」が姿を見せない。もちろん、AV一・二二九は「レーン法を欠く者」についての「定義」的条項ではないから、そこに挙げられている「聖職者と女性、および法を欠く者(ないし男性)」で、AV一・四で列挙された者すべてが代表されている、と解するのが自然であろう。しかし、後述するレーン法七七(「パウアーマイス職・レーン」との関連で、そこに「農民」・騎士の出自をもたない者」が欠けているのは単なる偶然以上の含みをもつことはないのか、多少気になるところである。

(210) これに対して、対応するレーン法七一・二は次のように「改訂」ないし「補足」されている。レーン法七一・二II「誰かが國王から下つて、(きた) *gerichte* をレーンとして受領する(ないし、した)場合、それ(II裁判権レーン)は第四の手へ渡つてはならない、ただしシュルトハイス職は除く、いかなるグラーフも(裁判権を)授封されたシュルトハイスなしには裁判集會を開きえないからである」。AV二・六七との違いは次の二つの点に見られる。

① 「國王から下つて」という一句が「補足」されたことにより、「第四の手」が「國王」を起点として教えられたものであり、「裁判権レーン」がもともと「國王」に発するものであることが、紛う方なく明確にされている。なお、AV一・六一↓レーン法二五・三(前註(27)を参照)、および、AV二・六九↓レーン法七一・六(本章・C、(四)・(3)・⑥)、および、前註(130)・①・⑥を参照)で、ヘルシルト制に関しても同趣旨の「改訂」ないし「補足」が行われている。

② もう一つの相違は、シュルトハイス職が例外とされる理由について、AV二・六七では「裁判官に対する裁判権をもつ(から)」とされていたものが、レーン法七一・二では「いかなるグラーフも(裁判権レーンを)授封されたシュルトハイスなしには裁判集會を開きえないから」に「改訂」されている。この「改訂」はなぜ行われたのか、あるいは、なぜ必要になったのか。この問題に関連して注目されるのは「ラント法」の二つの条項である。

④ ラント法一・五九・二は、グラーフが裁判集會を開く手続を次のように述べている。「彼(II裁判官、この場合グラーフ)は彼のシュルトハイスの前で自らを法へと(II裁判集會の開催を)申し出なければならぬ。それゆえ彼はシュルトハイスに最初の判決を訊ねなくてはならない、(今)裁判集會の(II裁判集會を開くべき)時(刻)(具体的には、午前中)であるかを、また、次のことを(訊ねなくてはならない)、彼(II自分)は裁判集會の妨害および騷擾を禁止すべきか」と。これによつて、グラーフがシュルトハイスなしには裁判集會を開きえない理由が具体的に明らかにされている(「前稿」(二)、八一七頁を参

照)。

⑥ しかし、もっと重要なのはラント法三・五二・三である。この条項は、レーン法七一・二と同じく、「首に関する、および、手に関する *gerichte* であるレーンは、第四の手に渡つてはならない」という原則について、「ただしグラーフシャフト(II グラーフ職)の中の(II それに含まれる)シュルトハイス職だけは除く」という例外を設け、その理由を(レーン法七一・二よりはやや厳密に)「いかなる裁判官(II グラーフ)もシュルトハイスなしには正規(II 定例)の裁判集会を開くことをえないから」という点に求める。そして、この「裁判官がシュルトハイスなしに正規の裁判集会を開くことをえない」(付随的)理由として、AV二・六七が挙げたのと同じ、「裁判官(II グラーフ)が訴えられる(あるいは、訴えられた)場合、シュルトハイスが彼(II グラーフ)の責についての裁判官であるから、彼(II グラーフ)はシュルトハイスの前で応訴しなくてはならない」ということを挙げ、さらに、「同じように王官伯は皇帝に対する、また、城塞伯は辺境伯に対する(裁判官である)」ことを「補足」している(「前稿」(二)、註(158)を参照)。

これによって、こうした「ラント法」における記述(および、そのためのラント法上の裁判(権)に関するより具体的な省察)が、AV二・六七↓レーン法七一・二の「改訂」の契機ないし前提となつてゐることはほぼ確実に推定できるであらう。特に⑥のラント法三・五二・三においてこの「改訂」がすでに「先取り」されていることは、こうした推定のために決定的な意味をもつと思われる。

(211) 前註(210)に紹介した「ラント法」における説明と比較されたい。

(212) これに対して、対応するレーン法七一・三は次のように述べている。「なんびとも、彼に封与されている *gerichte* (II 裁判権・裁判管区)を封与(II 又授封)することをえない、ただしそれが、辺境領および、その他、旗、レーンに、グラーフ、シャフトが、そうして(II 属して)いるように、彼の(II 彼に授封された) *gerichte* に属している *sonderlik gerichte* (II 特別な)つまり、それとして特定された)裁判管区)である場合は別であり、これを彼は封与することができるし、またそれどころか、それを適法に、は (*mit rechte*) 一年をこえて自由な(II 授封しない)状態で保持することをえない。同じように、国王はいかなる旗、レーンをも(そうする II 一年以上授封せずに保持することが)できない」。

この条項と対応する AV二・六八との相違は次の四つの点に認められる。① *iudicum* の語がすべて *gerichte* と訳され、前条(レーン法七一・二)の *gerichte* (AV二・六七では *iudicandi beneficium*) との連続性・同一性が直接的な形で明確にされている。

②「辺境領およびその他の旗レーンにそうして(＝属して)いるように」の一文が「補足」されたことにより、この条項で述べられている *gerichte* とそれに属する *sonderlik gerichte* が具体的には(少なくとも主に)「(世俗)諸侯領(ないし諸侯権)」と「グラーフシャフト」のレベルにかかわることが(いちだんと)明確になっている。③「特別な裁判管区(ないし、裁判権)」を(又)授封せずに手許に保持できる期限が「一年」と明示されている。④この条項に、国王についても一年をこえる旗レーンの留保禁止がはじめて——それも諸侯に対する「特別な裁判管区(裁判権)」の留保禁止との並びで、したがってそれと同じ文脈で——姿を見せ、その「公的」性格、ないし、それを(いたずらに休止させることなく)有効に機能させようとする意図が(いちだんと)明確になっている。このうち③と特に④は、前註(129)でも述べたように、いわゆる「授封強制」説との関連で(＝ザクセンシュペーゲルをその論拠として援用することはできない、という意味で)重要であるが、同説についてはここではも挙げた「前稿」(二)、八〇九頁を参照されたい。

(213) 前註(129)および(212)を参照されたい。

(214) レーン法七六・一「『家臣は彼の主君に対し(主君が彼に負う)債務のため(＝債務に充てるため)に差押えを行いました(主君を) vor gerichte (＝ラント法廷で) 訴えることができる、彼(＝主君)が彼(＝家臣)に対し彼(＝主君)の家臣たちの前(＝レーン法廷)でそれについて法(＝裁判)を拒んだ (rechtes gewigert hevet) 場合、彼(＝家臣)がそのことについて証人を有するならば。』」

なお、AV(三・二三と二体の形で書かれている)三・二二bの *accipiat vadium* は、それ自体としてはむしろ「抵当を取る」というほどの意味であろうが、つづく三・二三では(同じことを言うのに) *vadire* (＝*pfänden*) の語が用いられているので、むしろ右のレーン法七六・一(＝*paden*)に合わせる「あるいは、差押えを行い」という補正を施しておいた。また、*iusa gnerimonia* の語は、ここでは明らかに主君のレーン法廷で起こされる訴えを指しているが、レーン法七六・一にはそれに対応する *rechte klage* の語が姿を見せない。私見によれば、「(ドイツ語版ザクセンシュペーゲル)における」*rechte klage* の語は(少なくとも主に)ラント法廷における訴えに限って用いられ、(少なくとも)レーン法廷における訴えだけを指すことはない。したがって、そうした *rechte klage* の用語法も、「ラント法においてラント法上の裁判権をそれとして省察した結果」「レーン法」ではじめて確立された可能性が大きいが、この問題については改めて別稿で論ずることにしたい。

(215) ラント法七六・二「『しかし、主君が彼の家臣(から何か)を強奪するならば、彼(＝家臣)は彼のラント(法上の)裁判官

の前(=法廷)で(vor sine Iantichere)、そのことについて、また、いずれの犯罪(ungeriche)についても、彼(=主君)を訴え、また、彼(=主君)に対して身を守ることができ、そして彼(=主君)に彼の(=)家臣が受領していた所領を返還する(late)に及ばない、彼(=家臣)が主君を、彼(=主君)が彼(=家臣)に法(=裁判)を拒絶する(rechtes geweiget hevet)まで彼(=主君)の家臣たちの前(=主君のレーン法廷)で訴えていた場合には。この条項では、AV三・一四のvis(暴力)に代わってungericheの語が登場し、また、「in iudicio(法廷に)やつてきて」が「vor sine Iantichere(=彼のラント裁判官の前で)訴える」と「改訂」されたこと——前述(二)・(2)を参照——によって、ここで問題になっている「裁判所」(ないし「法廷」)が紛れもなくラント法上のそれであることが明確になっている。なお、この条項で「身を守る」という表現が置かれている文脈については、次註(216)を参照されたい。

(216)「前稿」(二)、八〇六―八〇七頁で指摘しておいたように、中世においては家臣や臣民が主君や国王に対して「抵抗権」をもっていた、ということの論拠としてしばしば引用される(特にラント法三・七八・一と二は、ザクセンシュピールゲルにおける「法」のあり方を体系的に分析すれば、国王や主君に対する「抵抗権」を一般的・全面的に認めただけではなく、ラント法上の裁判を正しくおこなない、あるいは、そのために協力する「公的」な義務が、主従間ないし親族間の「私的」な Treue の義務に優先することを説いたものである、と言わなくてはならない。このAV三・一四(およびレーン法七六・二二)において、家臣が主君(の暴力)に対して「身を守る」ことができるとされているのは、家臣が主君をまずレーン法廷で訴えることを前提にし、さらに(裁判拒絶の場合には)ラント法廷でも訴えることと結びついた(ものと理解できる)形で書かれていることに注意されたい。

(217) 前註(201)を参照されたい。

(218) 前註(205)・①を参照されたい。

(219) この条項では geriche の語が「教会(法上)の裁判管区」という意味でも用いられている(これについては、石川「裁判権」、四九頁を参照されたい)。

(220) なお、レーン法六九・一二は、「しかし、ある者に対し平和と祝日の平和(de vire)を(同時に)破る(=)ある者を祝日に攻撃する者があれば、その者は一つの事件のゆえに二度罰金を払わなくてはならない、deme werlekeme unde deme geistlekeme geriche(世俗の裁判所と教会のそれに——石川、同上、註(108)を参照)、「下略」と述べられており、(二)でも geriche の語は

「教会の裁判所」にもかかわっているが、この条項はラント法一・五三・四で述べられていることを(下略の部分でやや詳しくして)繰り返したものであり、「ラント法」執筆後に「補足」された可能性が大きいことは言うまでもあるまい(なお、「邦訳」では、ラント法一・五三・四の to geistelike rechte unde to werltelike rechte を「宗教的な法および世俗的なそれに従つて」と訳しているが、レーン法六九・一二を参照すれば、当然「教会の裁判所および世俗のそれ(「裁判所」に)と改めなければならぬ」。

(221) 以下については、石川「裁判権」、二三頁以下で詳論しておいたので、それを参照されたい。

(222) なお、このレーン法五五・八は、「誰であれ、所領が質として(あるいは、質入れのために) (to sethene) 封与される、と言者があれば、その者は間違つたことを言っている、けだしなんびとも質を封与することをえないからである」と始まり、「封与された質はレーンでもなければ質でもない」という文章で結ばれている。つまり、著者アイケはこ(れら)の条項で、質入れのための授封ができるとする見解を論駁し、質入れが法的に有効でありうるためにはそれをラント法廷で行わなくてはならない、ということとその論拠に挙げているのである。「前稿」(三三)、一一八七―一一八八頁でも述べたように、ザクセンシュペーゲルでこうした「議論」が(力をこめて)展開されている場合、そこで述べられていることが必ずしも現実でないこと——この場合には、質入れのための授封が当時(少なくとも)かなり広く行われていたこと——の傍証になる、ということに注意されたい。

(222・a) この点については、前註(215)を参照されたい。

(223) たとえばレーン法八・一、八・二、三三・一などを参照。なお、女性との共同授封については、次章においてさらに後述する。

(224) 「前稿」(三三)、註(20)に訳出しておいたように、レーン法七一・四は、このあと、裁判権レーンについて(も)ゲディングを授封することはこの意味での「共同授封」には当たらない、という趣旨のことを述べている。

(225) この点については、石川「ゲヴェーレ」、一四五頁以下を参照されたい。

(226) 本文で、「(原則として)」の一句を補つたのは、レーン法六一・二が——「前稿」(三三)、註(203)に訳出したように——「彼の主君が死亡し、または、彼(「主君」がそれ(「裁判権レーン」を(上級主君に)返還した場合、)つまり主君に異動があつた際の)、「彼(「家臣」が seichne を(改めて)受領すべき彼の年期の間)」を例外としてこの原則から除外しているからである。(227) 「追放」は下級の裁判管区限りのそれから、順次上級裁判管区限りのそれへと「格上げ」され、最後「ライヒのアハト」に

なるが、*rechelos*と宣告され、アイゲンやレーンを剥奪されるのは、その「ライヒのアハト」の中に一年と一日以上いた者（「上級アハト」に処せられた者——ラント法三・三四・三を参照）だけである（ラント法一・三八・二を参照）。なお、（ラント法上）追放に処せられた者のレーン法上の地位については、（一）で前述したレーン法三三・一と二二・二をも参照されたい。

(228) 以上については、「前稿」(二三)、註(204)を参照されたい。なお、そこに訳出しておいたように、レーン法七一・五は、その後ひきつづき、「また、誰であれその*genthe*（「裁判権レーン」として授封された（ラント法上の）裁判権・裁判管区）を判決をもって剥奪された者も、彼がそれを引き（あるいは、請け）戻さない間は（「裁く、ないし、裁判することをえない）」、と述べている。これに対して、一般のレーンを「判決をもって剥奪された者」はそれを引き（ないし、請け）戻すべき年期の間そのレーンを占有・支配していた、と思われるが、これについては必ずしも判然としない点もあるので本稿では立ち入らない。

(229) なお、レーン法二六・七には、*agevelle*（「封相続人が未成年の間、レーン法上の後見人（多くの場合、主君）が所領からの収益を取得する権利、*avelle*とも言う））について、*genthe*（「裁判権レーン」の場合の特例が出てくる（「*avelle*」についてはレーン法（上の権利、この場合は（*v*）授封権）もレーンに対する*vöge*（i）（「レーンの承継」）もない。しかしながら、人（「レーン法上の後見人、ないし、主君）は*genthe*については*agevelle*を封与（「*v*）授封）することができる。しかし、それについて*vöge*（ii）（この場合は、授封更新請求権）はない。また人（「*v*）授封された家臣）はそれを息に相続させることもない。またそれは、（レーンそのものを）授封された（「被後見人である）子が死亡しあるいは成熟に達した時に終る」——なお、この条項の*vöge*の語については、前註(96)を参照されたい）が、この場合、*angefele*は「所領からの収益を取得する権利」であるから、この特例を少なくともラント法上の裁判権の特徴だけから説明することは難しく、それが（実質的に）前註(208)でレーン法一一・二との関連で触れた、また、やがてレーン法六〇・一との関連で改めて触れる「定期金レーン」である可能性も決して小さくはない。しかし本稿では、煩を避けるため、問題の所在を指摘するにとどめ、この問題にはそれ以上立ち入らない。

(230) なお、レーン法六九・六については、前註(204)・①でも触れた。

(231) 前註(188)を参照されたい。また、このレーン法六九・八における「定義」(の発見)の意義については、前註(187)を参照されたい。

(232) これも旧稿においてしばしば指摘したことであるが、ラント法上の裁判官は、アイゲンの帰属と参審自由人の犯罪を裁くためには、裁判権レーンとして（上級の裁判官から）授封されたラント法上の裁判権のほかに、国王から直接に「国王の罰

令権」を(「臣従礼なしに」)受領する必要がある。それによつてはじめてこれら二つの事案を含む「すべての訴え」について裁く権限をもつことになる。このことによつても、ザクセンシュペーゲルにおけるラント法(上の裁判権)の中で、まさしくレーン法六九・八の「定義」通り、アイゲンと(特に参考自由人を含む)すべての者の生命(刑)に関する裁判権が特に重要な(＝枢軸的な)位置を含めていることは明らかであろう。また、このラント法上の裁判権が「国王の(もつ)権力」の核心に位置することは、「国王」の語(が「(最高の)裁判官」・「(最高の)裁判権者」・「国王罰令権の授与者」との関連で用いられる用例)が全用例の半ばに達する、というその用語法にも反映している(「前稿」(二)、八〇五～八〇六頁以下を参照されたい)。

(233) ザクセンシュペーゲルにおいて、自説の正しさを主張するために(力をこめて)「議論」を展開している場合に、本文で述べたような想定が可能であることについては、前註(222)を参照されたい。

(234) 本文では触れなかったが、レーン法七三・二(＝「彼(＝所領に生まれついていない客人)、具体的には「ラントザッセ」)はそれ(＝小作地)をもとに *sechle* (＝世俗の裁判所、具体的には(主に)ゴークラークのそれ)および *seil* (＝教会裁判所、具体的には主任司祭のそれ)に参集しなくてはならない」)の中の *sechle* がラント法上の裁判所を指し、しかもこの法文が「ラント法」(一・二・一と四)に対応する形になっていることは、改めて指摘するまでもあるまい。

(235) 以上、「レーン法」で「改訂」・「補足」された条項に *sechle* および *schene* の語が現れるケースについては、註で検討したものを含めると、レーン法六〇・一を除きすべて検討をすませたことになるが、残されたレーン法六〇・一については、便宜上、後註(243)で取り上げる。

(236) 前註(201)・(204)・(205)を参照されたい。なお、ザクセンシュペーゲル(テキスト)成立史に関する本稿での「作業仮説」を前提にすれば、「アウクトル・ヴェートゥス」(＝「ザクセンシュペーゲル・レーン法」のラテン語原本)には、それをラテン語からドイツ語へ移すに際してだけではなく、「ザクセンシュペーゲル・ラント法」のラテン語原文が成立した後にも、(少なくとも)何がしかの「補筆」が加えられた可能性がある(「序章」(四)③を参照)。したがって、特に「アウクトル・ヴェートゥス」の末尾近くに位置する AV二・六七と二・六八、および、AV三・一二bと三・一四については、常にその可能性を念頭に置いて検討する必要があるが、この問題について確かな見通しを立てるためには、「アウクトル・ヴェートゥス」の全面的・体系的検討が必要になるので、本稿では問題の所在を指摘するに止めざるをえない。

(237) 前註(213)を参照されたい。

(238) このことが国制の(積極的)構成要因としてのレーン法の限界を意味することについては、「前稿」(二三、一一八二―一一八三頁を参照されたい)。

(239) この点については、前註(212)で述べたレーン法七一・三(と対応するAV二・六八との相違)をもう一度参照されたい。

(240) 前註(204・205)を参照されたい。

(241) まさにこのことを論証することが石川「裁判(権)」の主題であったが、特にその「結び」に当たる三三三―三三三頁を参照されたい。

(242) 「前稿」(二三、特にその(四)——一八六頁以下)を参照されたい。

(243) 本文で触れることができなかったが、「レーン法」にはもう一つ、AVに対応条項のない条項で *geichte* の語が現れる条項がある。次に掲げるレーン法六〇・一がそれである。

レーン法六〇・一 Ⅱ「誰であれ授封(を受けること)なしに、不法な占有の中にいる(Ⅱ所領を不法にレーンとして占有・支配してゐる) (*in unrechter were sit*) 者があり、彼がそれ(Ⅱ不法な占有)を、この所領は彼の(Ⅱ彼に借地として貸し与えた)小作地 (*ingut*) であると主張することによって(立証)保持しようとし、しかもそのことを彼がそれについて(証人として)引き合ひ出す(なしし、出した)者も承認する場合、人は次のことを承知すべきである、(すなわち)なんびとも城塞を、また都市も、また *geichte* も、また家臣の(Ⅱ家臣に授封された)所領にもとづく勤務をも、とりわけ彼の(レーン法上の)同身分者(Ⅱ彼と同じシルトをもつ者)や自分より(ヘルシルト制の上で)上位にある者に対して、賃料(Ⅱ小作料)と引きかえに貸し出し、それによって、彼の主君が、またその *geichte* が及ぶ人々(Ⅱ裁判管区民)またはその勤務が及ぶ家臣が、彼についてそれ(Ⅱ不法な占有・支配)を忍ばなければならなくなるようにすることはできない(ということ)を」。

この条項を正しく理解するためには、まず、この条項の主旨がその前段にあることを確認することが必要である。すなわち、ここで著者アイケが言いたいことは、ある所領を(主君からの)授封を受けることなく(レーンとして)占有・支配することは「不法なゲヴェーレ」である、という認識を前提にして、ある家臣がその(「不法なゲヴェーレ」)のかどで主君から問責された場合、この所領は(第三者——後述するところから、多くの場合、同じ主君の家臣であると推定されるが——から)賃料(Ⅱ小作料)と引きかえに借り受けた「小作地」である、と言い逃れをし、さらに彼が証人として引き合ひに出した者(Ⅱ第三者)も彼の主張を裏づける証言をしたとしても、その家臣の主張は却けられる、ということである。

この点は、レーン法六〇・一の後段を暫く措いて、その直後につづくレーン法六〇・二「しかし(むしろ、また)、水車場(＝粉碾場)および造幣所およびあらゆる種類の税関(からの収益)および賃料(＝小作料)または賃租(Daag)と引きかえに貸し出されているフーフエ(＝耕地)または土地を、なんびとももう一度賃料(もちろん小作料を含む)と引きかえに、人がそれを法(の定め)によって恐ばなければならなくなるように、貸し出すことをえない。誰であれ適正に(Fetake)小作地(tingut)を受領しよう(あるいは、もとう)とする者は、それを自分で耕作するか、あるいは、彼の下僕(knechte)が(それを耕作する、すなわち、彼の下僕にそれを耕作させる)べきである。彼がそれを他の者たちに賃料(＝小作料)または賃租と引きかえに貸し出すならば、彼自身がその土地について不法な小作人(unrechtmann)ということになる」——を讀むことによつてはつきり理解できるであろう。

この条項で「レーン」と「小作地」の峻別が説かれ、「小作地」の「定義」が与えられていることは改めて指摘するまでもないであろうが、それによつて同時に、レーン法六〇・一で問責の事由とされている「不法なゲヴェーレ」が、主君からの授封なしにある所領を(単に占有・支配することではなく)レーンとして、占有・支配すること(つまり、それを自分の家臣に又授封するか、あるいは、それを小作人に「小作地」として貸し出すこと)である、ということも判るであろう。(序に「言すると、レーン法六〇・一で、たとえ」そのことを彼(＝家臣)がそれについて引き合ひに出す者が承認」しても彼(＝家臣)の主張は通らない、とされているのは、この家臣が「それ(＝その土地)を自分で耕作するか、あるいは、彼の下僕が(それを耕作)」していないことは周知のことだからであろう。なお、「不法なゲヴェーレ」については、石川「ゲヴェーレ」、一四八―一五〇頁を、また、「レーン」と「小作地」の峻別については、同上、一五三―一五四頁、および、次註(23)を参照されたい)。

以上のように考えてくると、留保しておいたレーン法六〇・一の後段で、「城塞」や「都市」や「genzie」に言及されているのは、それらのものが「同身分者」やまして「自分より上位にある者」に対して「賃料」と引きかえに貸し出されることもありうるからではなく、逆に、(自分の)家臣の勤務を伴う所領の(つまり、レーンとしての)占有・支配をそうしただおよそありそうもないことと同列に並べることによつて、所領の「不法なゲヴェーレ」を「小作地」と言い逃れをすることがいかに馬鹿げているかを端的に論証できると考えられたからである、ということも自ずから理解されよう。(なお、ザクセンシュピエゲルにおいて「力」をこめて「議論」が展開されている場合、それは多かれ少なかれ現実からの距離を示す指標になる、という私見との関係で、念のために次のことを注意しておきたい。すなわち、レーン法六〇・一で説かれている原則に反して現実に行われていたの

は、家臣が主君からの授封を受けずにある所領をレーンとして占有・支配すること、あるいは、そうした「不法なゲヴェーレ」を「小作地」であるとして言い逃れしようとするのであって、「城塞」・「都市」・「*gerichte*」が賃料と引きかえに同身分者や自分より上位の者に貸し出されることではない、ということがそれである。

しかし、それにしても、レーン法六〇・一はなぜ問題の所領を「小作地」であると言い逃れをし、また（場合によっては）第三者がその主張を支持する証言をすることが可能であり、あるいは、必要だったのであろうか。そのことが可能であったのは、言うまでもなく、「レーン」と「小作地」の区別が（現実には）それほどはっきりしていなかったからであろう。（だからこそレーン法六〇・二のような「補足」が必要と感ぜられたのである）。しかし、そのことが必要と感ぜられたのは、（本稿でのわれわれの主題である）ヘールシルト制（の原則）とも関係する可能性があるかも知れない。というのは、ある家臣が自分の家臣仲間（つまり、同じ主君の他の家臣）から所領を授封されるということもそう珍しいことではなく（少なくとも考えられることであって）、もしそれを家臣が「公然と」認めれば（ヘールシルト制の原則に従って）自分のシルトが下がってしまうことになるので、そのことを回避しようとしたからではないか、ということが考えられるからである。しかし、その点はともかくとして、以上に述べたことが間違っていないければ、*gerichte* に関してレーン法六〇・一からわれわれが本文で述べたこと以外に新しい認識を得ることはできないであろう。（なお、これも念のために付言すると、前註（208）で指摘した *gerichte* が「定期金レーン」として授封される可能性についても、レーン法六〇・一は——ここでは *gerichte* が「城塞」や「都市」など特別な「防備」を施されたものと肩を並べて登場してくるから——その手がかりにはなりえない）。

**THE HOKKAIDO LAW REVIEW**Vol. 51 NO. 2 (2000)  
SUMMARY OF CONTENTS**Die Heerschildordnung im Sachsenspiegel (3)**

— Im Zusammenhang mit der Entstehung des Rechtsbuchs —

Takeshi ISHIKAWA \*

## III. Exkurs — Zusammenhängende Probleme (Fortsetzung)

C. *egen* im Sachsenspiegel- Lehnrecht

1. Das Eigen im Sachsenspiegel stellt, im Gegensatz zur Leihe wie *len* oder *tinsgut*, ein eigenes Gut dar, und zwar eigentlich ein von den Vätern ererbtes, und weiter auf die Nachkommen zu vererbendes Gut. Dessen Hauptinhaber, Schöffenbarfreie, sind verpflichtet, das Gericht des Grafen aufzusuchen, um es zu unterstützen, sie sind Mitträger des Grafengerichts. Nach der "Definition" unseres Spieglers selbst bildet die Gerichtsbarkeit über das Eigen, neben der über jedermanns Leben, eine Hauptsäule des "*lantrecht*"-Begriffs. Kein Wunder ist also, daß das Eigen zu den Hauptthemen des Ssp-Landrechts gehört.

Die Inhaber des Eigens können es ihren Vasallen zu Lehen verleihen, d. h. nämlich Eigenlehen. Infolgedessen erscheint das Wort *egen* auch im Ssp-Lehnrecht (in der Hauptsache) im Zusammenhang mit dem Eigenlehen. Ferner ist das Eigenlehen, wie eben in III, B erwähnt, nicht nur, dem *gemene lenrecht* (substantiell dem *recht len*) gegenübergestellt, sondern das Wort *egen* kommt auch in den Artikeln vor, die sich auf den Heerschild beziehen. Wollen wir also nunmehr den Gerrauch dieses Worts im

---

\* Professor (emeritus) an der Hokkaido Universität.

### Ssp-Lehnrechts überprüfen!

2. Im Ssp-Lehnrecht ist das Wort *egen* (im eben erklärten Sinne) an 16 Stellen in 8 Artikeln gebraucht.<sup>95)</sup> Davon haben zwar 4 Artikel (8 Stellen) im AV eine Parallele,<sup>96)</sup> aber in 2 Artikeln (an 3 Stellen) erscheint das Wort an der im Lehnrecht ergänzte Stelle.<sup>97)</sup> Infolgedessen hat das Wort *egen* substantiell nur an 5 Stellen in 2 Artikeln ein entsprechendes in AV,<sup>98)</sup> an übrigen 11 Stellen in 6 Artikeln hat es kein solches in AV.<sup>99)</sup> Diese Ziffer zeigen deutlich genug, daß es sich auch beim Eigen um ein erst im Ssp-Lehnrecht beträchtlich ergänztes Thema handelt.

3. Zunächst über das Eigenlehen im Auctor vetus und in denjenigen Artikeln des Ssp-Lehnrechts, die im AV eine Parallele haben.

1) AV II 5 und II 6 (= Lnr. 65 §4), die sich mit der Frage beschäftigen, wohin der Herr seinen Vasallen, um diesen zu beschuldigen, vorladen soll. Diese beiden Artikel sowie der entsprechende Artikel Lnr. 65 §4, der AV II 6 etwas korrigiert hat, sind aber bereits oben in III, B, 3, 3) nicht nur angeführt, sondern auch eingehend behandelt.

2) AV II 69 und II 70 (= Lnr. 71 §6), die Unterschiede des Eigenlehens vom *vulgare beneficium* erklären. Auch diese beiden Artikel sowie der entsprechende Artikel Lnr. 71 §6 sind bereits oben in III, B, 2, 2), b) behandelt.

3) Das ist schon alles, was der AV über das Eigenlehen (unmittelbar) beschreibt. Zusammenzufassen sei vorsichtshalber was daran besonders zu bemerken ist.

a) Nach AV II 70 kann der Herr, der seine *proprietas* zu Lehen verliehen hat, falls er es bedarf, sie beliebig zurücknehmen, nur wenn er sie dem Vasallen in Gestalt von Belehnung mit den Reichsgütern erstattet. Dies zeigt uns selbstverständlich eine stärkere Herrschafts- od. Verfügungsgewalt des Herren über sein Eigen, aber es fehlt nicht auch an Erwägungen der Vasallenrechte.

95) Lnr. 54 §1, 65 §4 (3mal), 69 §8 (5mal), 71 §6 (2mal), §7, §15, §17, 76 §3 (2mal) (in einem nach-eikischen Texte erscheint das Wort übrigens 2mal in 2 §7). In 2 Artikeln davon bezieht es sich auf *borch*. Im übrigen ist das Wort einmal (Lnr. 24 §8) im Sinne vom Leibeigenen (wahrscheinlich vom unfreien Dienstmann) gebraucht.

96) Lnr. 54 §1 = AV I 124, 65 §4 (3mal) = II 5, 6, 71 §6 (2mal) = II 69, 70, 76 §3 (2mal) = III 15.

97) Lnr. 54 §1, 76 §3 (2mal).

98) Lnr. 65 §4 (3mal) = AV II 5, 6, 71 §6 (2mal) = II 69, 70.

99) Lnr. 54 §1, 69 §8 (5mal), 71 §7, §15, §17, 76 §3 (2mal).

b) Was das Erbrecht des Vasallen angeht, so können wir wohl schließen, daß er es auch am Eigenlehen innehat, obwohl keine ausdrückliche Bestimmung darüber zu finden ist.<sup>100)</sup> Auch das Erbrecht kann selbstverständlich im Sinne der Sicherstellung der Vasallenrechte wirken.

c) Dagegen ist ausdrücklich gesagt, daß der Vasall beim Herrenwechsel keinen Anspruch auf die Erneuerung der Belehnung damit hat. Soweit die Fälle, wo das Gut an den Oberherren zurückgeht,<sup>101)</sup> anbelangt, so ist dies nur logisch, weil es in Bezug auf das Eigenlehen kein Oberherr existiert. Aber falls der Herr, der einen Lehnserben hat, stirbt, wäre auch eine andere Wahl logisch nicht ganz ausgeschlossen. In Bezug auf solch einen Fall kann sich sogar eine Frage erheben, warum man (nur) in diesem Fall Sicherstellung der Vasallenrechte überhaupt nicht zu erwägen gebraucht hat.

d) Diese Eigenschaften des Eigenlehens, a) und c), gelten aber nur insoweit, als der Vasall, der das Eigen unmittelbar vom Herren zu Lehen erhalten hat, in Frage kommt. Falls es von diesem Vasallen weiter verliehen worden ist, gelten sie nicht mehr, vielmehr ist eine Tendenz oder Neigung zu erkennen, das Eigenlehen möglichst an das Reichsgut anzugleichen, wie es bereits oben in III, B 3, 3) hingewiesen worden ist.<sup>102)</sup>

4. Nunmehr über das Eigenlehen an den korrigierten Stellen und in den ergänzten Artikeln des Ssp-Lehnrechts.

1) Zunächst beschäftigen wir uns mit dem ergänzten Artikel Lnr. 71 §15, der oben in Fn. 79 angeführt ist.

a) In der ersten Hälfte besagt der Artikel ausdrücklich, daß (*borch*)man (beim Herrenwechsel) die erneute Belehnung mit dem *borchlene* verlangen und (beim Mannfall) es vererben kann. Das ist in AV III 1 (sowie in Lnr. 71 §9), der, wie oben in III, B, 2, 2), c) erwähnt, (prinzipiell) die Aferbelehnung mit dem *urbanum beneficium* untersagt,

100) Vgl. dazu o. Fn. 78. Übrigens sei zu bemerken, daß AV II 70 (sowie Lnr. 71 §6) zu denjenigen Artikeln gehört, die zur Erklärung der Unterschiede der Sonderlehen vom *vulgare beneficium* (od. *recht len*) bestimmt sind. Vgl. dazu aber auch den unten in 4, 2), a) zu behandelnden Artikel Lnr. 76 §3.

101) Konkret gesagt, falls der Herr ohne Lehnserben stirbt, falls er das Lehen dem Oberherren zurückgibt, falls ihm das Lehen mit Urteil des Lehngerichts (des Oberherren) abgesprochen wird, falls er, indem er seines Standesgenossen Vasall wird, seinen Schild herabsetzt und falls er seinem Vasallen (die vasallistische Beziehung) aufkündigt.

102) Vgl. dazu auch o. Fn. 93.

noch nicht ausdrücklich gesagt.<sup>103)</sup>

b) Indem in der zweiten Hälfte der Satz: *al si beide borch unde borchlen egen des herren, de it eme gelegen hevet oder er ander* hinzugefügt worden ist, ist aber die Eigenschaft des Eigenlehens insoweit verlorengegangen, weil ein Vasall, wie oben wiederholt hingewiesen, im allgemeinen eine erneute Belehnung mit dem Eigenlehen nicht verlangen darf.

c) Hier müssen wir jedoch ganz genau überdenken, was in diesem Fall der Anspruch auf die Belehnungserneuerung konkret bedeutet, oder, auf welche konkreten Fälle sich der Anspruch in diesem Artikel bezieht.

aa) Zunächst über den Fall, daß Burg und Burglehen beide Reichsgut sind. In diesem Fall verfügt der Burgmann freilich (das Afterbelehnungsrecht ausgenommen — dies ist auch allen anderen Fällen gemeinsam) sowohl über das Erbrecht am Burglehen als auch über den Anspruch auf die erneute Belehnung damit (und zwar im Verhältnis nicht nur zum Lehnserben des Herren, sondern auch zum Oberherren sowie zum anderen neuen Herren).

bb) Dann über den Fall, daß nur die Burg das Eigen des Herren ist. Auch in diesem Fall verfügt der Burgmann ebenfalls sowohl über das Erbrecht am Burglehen als auch über den Anspruch auf die erneute Belehnung damit (und zwar im Verhältnis nicht nur zum Lehnserben des Herren, sondern auch zum Oberherren), weil es, soweit es das Burglehen (=Reichsgut) angeht, für den Burgmann einen Oberherren gibt. Insoweit gilt also jedenfalls im Grunde dasselbe wie für den Fall aa). Nur falls der Burgherr aber ohne Lehnserben stirbt, ist die Burg, die sein Eigen gewesen ist, (infolgedessen auch die Stellung des Burgherren) nach den landrechtlichen Regeln auf die landrechtlichen Erben (meistens auf seine Töchter) vererbt,<sup>104)</sup> In diesem Fall wird also der Kreis der Herren, von denen der Burgmann unmittelbar die Belehnungserneuerung verlangen soll, anders

---

103) Vgl. dazu o. Fn. 100. Auch der Artikel AV III 1 (sowie der entsprechende Lnr. 71 §9) gehört zu denjenigen Artikeln, die zur Erklärung der Unterschiede der Sonderlehen vom *vulgare beneficium* (od. *recht len*) bestimmt sind.

104) Vgl. dazu den in der 2. deutschen Fassung gleich danach ergänzten Artikel Lnr. 71 §16 (= *Swe aver borge unde borgere hevet, stirft he, de wile sine kindere oder andere sine erven to lantechte oder to lenrechte umbedelet sin mit der borch, de borgere sint plichtich en allen to swerene, truwe unde holt to wesene, alse en bogere sime herren wesen scal, se sin wif oder man, unde ere borch en*

als im Fall aa).<sup>105)</sup>

cc) Dann über den Fall, daß umgekehrt nur das Burglehen das Eigen des Burgherren ist, die Burg selbst dagegen zu den Reichsgütern gehört. Dazu sei vor allen Dingen zu bemerken, daß der Burgmann nunmehr in Bezug auf sein Burglehen keinen Oberherren hat. Deshalb kann sein Anspruch auf die erneute Belehnung mit dem Burglehen trotz des Wortlauts des Artikels keineswegs vollständig sein, sondern er ist höchstens auf den Fall beschränkt, daß der Burgherr Söhne oder andere landrechtlichen Erben (meistens Töchter) hat und sein Eigen, das dem Burgmann zu Burglehen verliehen ist, auf sie vererbt wird.<sup>106)</sup>

dd) Schließlich über den Fall, daß die Burg und das Burglehen beide das Eigen des Burgherren sind. Für diesen Fall gilt eben das gleiche wie für den Fall cc). Denn, einmal, auch in diesem Fall hat der Burgmann in Bezug auf sein Burglehen keinen Oberherren, zum anderen ist der Kreis der Herren, von denen der Burgmann, falls der Herr seiner Eigen-Burg ohne Lehnserben (= Söhne) stirbt, erneute Belehnung mit dem Burglehen verlangen kann, bereits im Fall cc) mit einbegriffen ist (s. oben den Fall bb)).

d) Durch diese Überprüfung ist also folgendes klaggestellt : Falls das Burglehen das Eigen des Burgherren ist, kann nämlich der Burgmann trotz des Wortlauts des Artikels erneute Belehnung mit dem Burglehen verlangen kann, nur von den Erben des Burgherren, aber nicht nur von seinen Söhnen, sondern auch von den anderen landrecht-

---

*to haldene wedder aller maniekeme na borgeres rechte. Dit scal dun iewelk, de wile he sin borgere wesen wel. Sin borchen ne darf he aver nicht mer den van er eneme untva).* Hier ist vorausgesetzt, daß die Burg nach den landrechtlichen Regeln auf eine Frau vererbt werden kann. In diesem Fall muß die Burg das Eigen des gestorbenen Herren gewesen sein.

105) Noch eine Frage bleibt ungelöst übrig: Wenn nämlich der Herr, dessen Eigen die Burg ist, auch ohne landrechtliche Erben stirbt? In Ldr. III 80 §1 isi zwar eine Bestimmung zu lesen, daß das Eigen ohne (landrechtliche) Erben je nach seiner Größe einem (landrechtlichen) Richter (meistens dem Grafen) (sozusagen als Vertreter des Fiskus) zufällt. Ferner lautet Lnr. 71 §7: *Of egen des rikes gut wert, so dat it an dat rike irstirft, cder dat men it in en goddeshus gift, den man de it to lene hevet ne mach men van der volge nicht wisen.* Diese beiden Artikel (bes. aber Ldr. III 80 §1) beschäftigen sich aber mit dem (gewöhnlichen) Eigen, das Grund und Boden ist. Auch wenn wir annehmen, daß diese Regel auch für das Eigen-Burg gelten, ist es sehr fragwürdig, ob der Oberherr den neuen Burgherren (meistens den Grafen) nach wie vor mit dem Reichsgut belehnen könnte. So muß ein Fragezeichen auch darüber übrigbleiben, ob der Burgmann nämlich auch in diesem Fall wirklich nach wie vor die erneute Belehnung mit dem Burglehen an den Oberherren verlangen könnte.

106) Vgl. dazu nochmals o. Fn. 104 u. 105.

lichen Erben. Auch hier ist also die Eigenschaft als Eigen nicht ganz geschwunden.<sup>107)</sup>

2) Dann wollen wir uns den 2 Artikein zuwenden, wo das Wort *egen*, obwohl in ihrer Parallele im AV nicht von *proprietas* gesprochen ist, erst an den ergänzten Stellen des Ssp-Lehnrechts vorkommt.

a) Lnr.76 §3 (= AV III 15). In der ersten Hälfte lautet der Artikel wie folgt (im folgenden Zitat sind die korrigierten oder ergänzten Stellen mit Unterstrich verdeutlicht): *Of de man sime herren untseget, dat gut si sineme herren ledich dat he van eme hadde. Untseget ok de herre deme manne, he hevet dat gut verlor(e)n<sup>108)</sup> dat de man van eme hadde, it ne si des herren egen, unde de man volge dar mede an den overen herren, alse dit buk hir vore leret.<sup>109)</sup> Die Ergänzung: *it ne si des herren egen* leitet eine weitere, längere Ergänzung wie folgt ein:*

*Is it aver enes herren egen, oder horet it in en goddeshus, dar it nicht ut komen ne mach, unde de man nicht vorbat volgen ne mach, dat gut scal de man behalden ane denest to sime live, unde erft it an sine kint, unde mach dar lenrechte mede dun, of de herre deme manne untseget unde de deme herren nicht.*

b) Lnr. 54 § (= AV I 124 u. 126)<sup>110)</sup> : *Swen de herre sinen scilt mit manscap nederet, al siner manne len hevet he verlor(en),<sup>111)</sup> dat sin egen nicht n'is, unde de man scolen er gut van deme overen herren untvan, oder he scal se wisen an eres herren genot. Dat selve do de man, of sin herre sin gut nederet unde van eneme nederme herren untvet, dan he it er hadde.*

Der Artikel soll also, etwas verständlicher umgeschrieben, etwa folgendes besagen: Nicht nur falls der Herr das Gut, das er dem betreffenden Vasallen zu Lehen verliehen hat, (erneut) von einem Oberherren, der sein Standesgenosse ist, zu Lehen erhalten hat, sondern auch falls der Herr (wenn auch unabhängig von dem Gut des betreffenden Vasallen) seines Standesgenossen Vasall wird und damit seinen Schild herabsetzt, so

107) Übrigens sei zu bemerken, daß die Frage in o. 3, 2), c) (= warum in Bezug auf das Eigenlenen im allgemeinen kein Anspruch auf die Belehnungserneuerung anerkannt ist) damit um so ernster wird.

108) Vgl. dazu u. Fn. 111. sowie 2), c), ii).

109) Vgl. dazu die vorn im Lnr. stehenden Artikel 20 §4 25 §1 (= AV II 57 u. 58) und 54 §1 (s. gleich unten).

110) Vgl. dazu o. Fn. 17.

111) Vgl. dazu o. Fn. 17 (sowie u. 2), c), i).

hat er die Güter, die er seinen Vasallen zu Lehen verliehen hat, alle verloren, diese Güter werden dem Oberherren *ledich* (= gehen an ihn zurück). Deswegen sollen (und können) alle Vasallen von dem Oberherren erneute Belehnung damit verlangen. Zugleich ist auch die gleiche Ausnahme über das Eigen wie im Lnr. 76 §3 hinzugefügt.

c) Was aus diesen beiden Artikeln klarzustellen ist, sei etwa wie folgt zusammenzufassen.

i) Wie bereits oben hingewiesen, hat Lnr. 54 §1 zwei entsprechende Artikel im AV (II 124 u, 126) vereinigt, die weder miteinander ganz harmonisch noch juristisch ganz konsequent sind, um besonders den rechtlichen Grund dafür, daß die Vasallen in solch einem Fall gerade beim Oberherren die Belehnungserneuerung verlangen sollen, juristisch konsequenter klarzumachen: das gehört also den Beispielen der inhaltlichen Verbesserung im Ssp-Lehnrecht.<sup>112)</sup> Nebenbei sei auf die Möglichkeit hingewiesen, daß die Ergänzung des Satzes: *dat sin egen nicht n'is* auch durch diese Verbesserung veranlaßt worden ist. Sie führt doch dazu, daß auch das Lehen, das das Eigen des Herren ist, nunmehr, ohne diesen Zusatz, dem Oberherren hätte *ledich* werden können.

ii) Auch in Lnr. 76 §3 ist dieselbe Verbesserung zu finden. Während im entsprechenden AV III 15 nämlich von folgendem gesprochen ist: *Dominus... perdat beneficium, quod ab eo habet homo, ...si statim a superiori domini petit secundum ius illud bebeficium*, so beschreibt Lnr. 76 §3, wie oben angeführt, stattdessen ganz einfach und klar wie folgt: *he hevet dat gut verlor(e)n dat de man van eme hadde..., unde de men volge dar mede an den overen herren*. Auch hier könnte also der Zusatz: *it ne si des herren egen* durch diese Verbesserung unentbehrlich geworden sein.

iii) Lnr. 76 §3 zufolge darf der Vasall, falls der Herr ihm die vasallistische Beziehung aufkündigt und er dem Herren nicht, das Lehen, das das Eigen des Herren ist, nicht nur lebenslang, ohne dem Herren zu dienen, behalten, sondern auch es auf seinen Sohn vererben sowie seinen Vasallen weiter verleihen. Die Aufkündigung der Vasallität könnte in der damaligen Wirklichkeit immer der Ansage der Fehde gleichen. Diese strenge Vorschrift kommt also sicher aus dem Interesse des Spieglers für den Frieden her, das übrigens erst im Ssp-Landrecht deutlich gestaltet ist.<sup>113)</sup> Aus dem

112) Vgl. dazu o. I, 2, 8), a) mit Fn. 17 sowie I, 3, 3) u. 4).

113) Vgl. dazu meinen Aufsatz, wie o. Fn. 1 (deutsche Zusammenfassung, S. III - IV u. S. XXV, sowie,

Artikel ist aber zu entnehmen, auch daß der Vasall im allgemeinen am Eigenlehen nicht nur über das Afterbelehungsrecht, sondern auch über das Erbrecht verfügt, weil dieser Artikel eigentlich dazu bestimmt ist, um die Vasallenrechte unverändert zu bewahren, keineswegs aber um sie zu erweitern.<sup>114)</sup>

iv) Dagegen schweigt Lnr. 54 §1 über das weitere Schicksal des Eigenlehens. Trotzdem dürfen wir auch für den Fall dieses Artikels dieselbe Maßnahme wie im Lnr. 76 §3 annehmen. Denn sonst hätte man die Vasallenrechte nicht schützen können, obwohl der Vasall (dem Herren die Vasallität nicht aufgekündigt, sondern auch) überhaupt nichts gegen seine Treuepflicht getan hat.<sup>115)</sup> Beim ersten Anblick könnte einem dieser Schluß für den Herren allzusehr streng scheinen. Man erinnere sich aber nochmals daran, daß auch die Ergänzung des Lnr. 54 §1, wahrscheinlich durch die Verbesserung (oder wie oben in i) erwähnt, für den Herren strengen Korrigierung) in dem Artikel veranlaßt worden ist.<sup>116)</sup>

3) Nun über 4 Artikel, wo das Eigenlehen im Verhältnis zum Reichsgut erscheint.

a) Lnr. 65 §4 (= AV II 5 u. II 6). Wie bereits oben in III, B, 3, 3) eingehend untersucht, behandelt der Artikel die Frage, wohin der Herr den Vasallen, den er mit dem Eigen des Oberherren afterbelehnt hat, vorladen soll. Dem Artikel zufolge darf der Herr in solch einem Fall seinen Vasallen vor Lehngericht nicht nur auf dem Lehnsgut, das

Die innere Struktur des mittelalterlichen Rechts. Das Beispiel des Sachsenspiegels, in: Funktion und Form. Quellen- und Methodenprobleme der mittelalterlichen Rechtsgeschichte, hrsg. v. K. KROESCHELL u. A. CORDES, 1996, S. 146 ff.

114) So gegen die Ansicht von C. G. HOMEYER, Des Sachsenspiegels zweiter Theil, nebst den verwandten Rechtsbüchern, 2. Bd., 1844, S. 527 f. Vgl. dazu o. Fn. 100 u. Fn. 78. Auch seine Ansicht über Lnr. 71 §15 u. 71 §7 (als Ausnahme), S. 528, ist nicht überzeugend (man vergleiche dazu meine Ansicht in oben I) und gleich unten).

115) Dabei hilft uns auch der Zusatz: *alse dit buk hir vore leret*. Er zeigt doch deutlich, daß bei der Ergänzung dieses Satzes unserem Spiegler auch der Zusammenhang mit Lnr. 54 §1 bewußt war (Vgl. dazu auch o. Fn. 109).

116) Im übrigen ist die gleiche Maßnahme bereits in Lnr. 22 §3 (= AV I 48) zu finden. Der Artikel lautet nämlich wie folgt: *Of de herre* (beim Mannfall, aber wahrscheinlich auch beim Herrenfall) *weigert mit unrechte, dat he ene* (= Lehnserben des gestorbenen Vasallen od. (beim Herrenfall) den Vasallen selbst) *to manne unwa, de man scal behalden dat gut, dar he sine manscap umme geboden hevet, besitte ane denest, unde ne darf nimmer des gudes gesinnen, de wile he is levende orkunde* (= tuch, Zeugen) *hevet, unde erft dat gut an sine kindere, unde mach dar mede belenen sine man...* (Dabei kommt die neue Bedingung (= *de wile he is levende orkunde hevet*) wahrscheinlich deswegen hinzu, weil in diesem Fall der Herr noch nicht den Vasallen belehnt hat).

das Eigen des Oberherren ist, vorladen, sondern auch auf dem Reichsgut. Daran haben wir also eine Tendenz oder Neigung erkennen können, das Eigenlehen, falls es weiter verliehen ist, möglichst an das Reichsgut anzugleichen.

b) Lnr. 71 §6 (= AV II 69 u. II 70). Wie oben in III, B, 2, 2), b) und III, C, 3, 2) ausgeführt, erklärt der Artikel den Unterschied des Eigenlehens vom *gemene lenrecht* (oder *recht len*). Der Artikel beginnt wie folgt: *Swe egen to lene hevet, dar n'is nen volge an. Doch geit de lenunge bit an de sevende hant, alse ander len dat des rikes gut is*. Dabei ist der letzte Satz im Ssp-Lehnrecht ergänzt und das Wort *sevende (hant)* löst das Wort *sextam (manum)* im AV ab, indem man, nicht vom obersten Herren aus, dessen Eigen das Gut ist, sondern vom König aus zählt.<sup>117)</sup> Daraus ist also ebenfalls dieselbe Tendenz oder Neigung wie in Lnr. 65 §4 zu entnehmen.

c) Lnr. 71 §7. Der Artikel, der gleich nach dem Lnr. 71 §6 ergänzt ist, ist bereits oben in Fn. 105 zitiert. Dazu sei nur folgendes zu bemerken: Das Wort *volge* in diesem Artikel muß nämlich mit dem in Lnr. 71 §6 gleichbedeutend sein.<sup>118)</sup> Im übrigen ist es, soweit es das dem Reich zugefallene Gut angeht, selbstverständlich, daß der Vasall daran *volge* (= Anspruch auf die Belehnungserneuerung) hat.

d) Lnr. 71 §17 (= *Van des rikes gude mut man wol borchlen lien, al si de borch egen*). Der Artikel ist ursprünglich gleich nach dem Lnr. 71 §15 ergänzt worden ist.<sup>119)</sup> Auch das, was darin dargestellt ist, ist sachlich bereits im vorangehenden Lnr. 71 §15 mit einbegriffen, wie es durch die eingehende Analyse oben in 3,1) bewiesen worden ist.

4) Es gibt noch einen im Ssp-Lehnrecht ergänzten Artikel, der eine Tendenz oder Neigung, das Eigenlehen möglichst an das Reichsgut anzugleichen, deutlich zeigt: nämlich Lnr. 69 §8, der die Urteilsschelte betreffs des Eigenlehens behandelt. Hier sei zunächst die zweite Hälfte des Artikels zu untersuchen, um auf dessen erste Hälfte, wo die "Definition" der Begriffe *lant-* und *lenrecht* zu finden ist, noch unten (IV, 4, 3))

117) Dazu sei zu bemerken, daß das Wort *hant* in diesem Artikel infolge der Korrigierung mit dem Wort *scilt* gleichbedeutend geworden ist. Im Vergleich dazu ist der Ausdruck *sexta manum* im AV eigentlich mangelhaft gewesen, weil der oberste Herr, dessen Eigen das Gut ist, nicht immer den 2. Schild hat und auch sein Eigen infolgedessen nicht immer bis an die *sexta manum* gehen kann. In diesem Sinne stellt auch diese Korrigierung eine Verbesserung dar.

118) Val. dazu o. Fn. 114.

119) Vgl. dazu o. Fn. 104 (über Lnr. 71 §16).

erneut einzugehen.

Lnr. 69 §8 besagt in dessen 2. Hälfte folgendes: *Dat selve denest is ok de man plichtich van sineme (= des Herren) egen sime herren to dunde, of he it to lene van eme (= dem Herren) hevet, dat he eme plichtich is to dunde van des rikes gude. Ne scolde man vor deme koninge len an egen nicht besceden, so ne muste he nen ordel vinden de mit eigene beleni is, over den de des rikes gut to lene hevet, noch jene over dissen.*

In der ersten Hälfte des Artikels ist die Ansicht entwickelt, daß auch die Schelte des Urteils über das Eigenlehen zuletzt *vor dat rike* gezogen werden soll. Auch die 2. Hälfte des Artikels will (neben der 1. Argumentation in der 1. Hälfte) als 2. Argumentation diese Ansicht begründen. Ob sie so überzeugend (wie die 1. Argumentation) ist, ist zwar etwas fragwürdig.<sup>120)</sup> Für unsere Fragestellung ist aber folgendes entscheidend: unser Spiegler behauptet nämlich, daß der Vasall auch vom Eigenlehen dem Herren denselben (Gerichts-)Dienst wie vom Reichsgut leisten sollte. Im übrigen sei zu bemerken, daß er dabei dies mit (ungewöhnlichem) Nachdruck (sogar mit dem — in unserem Rechtsbuch sehr selten gebrauchten — Konjunktiv II) behauptet. Das muß doch ein Anzeichen dafür sein, daß dort entwickelte Ansicht nicht (ganz) der damaligen Wirklichkeit entspricht.<sup>121)</sup>

5) Schließlich wollen wir uns hier auch mit einem Artikel beschäftigen, der ebenfalls im AV keine Parallele hat, aber teilweise auch nach-eikische Ergänzung enthält.

Lnr. 2 §7 lautet in der 1. Hälfte, die zur 1. deutschen Fassung gehört, wie folgt: *Borchlen aver unde kerken, unde alle len, dar en man deme rike nen denest plichtich n'is af to dun, dat mach lien pape unde wif, al ne hebben se des herschildes nicht, unde deme mach men (= ihr Vasall) volgen an enen anderen herren.* Die 2. Hälfte aus einem nach-eikischen Texte führt dies wie folgt weiter: *Er egen aver dat mogen se verliën, unde dem mach men (= ihr Vasall) volgen an enen anderen herren, unde of egen oppe se verstirft, deme mach men (= ihr Vasall) volgen, unde dat scolen se lien.*

Aus der 2. Hälfte des Artikels, die uns hier zunächst interessiert (auf die 1. Hälfte sei noch unten in III, D, erneut einzugehen), ist zwierlei zu entnehmen:

a) Zuerst müssen wir uns fragen, warum der Abschreiber dieses nach-eikischen

120) Vgl. dazu meinen Aufsatz (wie o. Fn. 1), S. XXIV u. Fn. 12.

121) A.a.O. S. XXIII f.

Textes eben an dieser Stelle obere Sätze über das Eigenlehen ergänzen wollte. Damit sei klazustellen, daß das Eigenlehen, jedenfalls seiner Ansicht zufolge, genau wie *borchen* und *kerken* (als Lehnsubjekt) keinen Reichsdienst (im Sinne vom Militärdienst) mit sich bringt.<sup>122)</sup> Denn auch im etwas dahinten stehenden Lnr. 4 §3, so hätte er hinzufügen können, ist (zwar über die Romfahrt, doch) ausdrücklich wie folgt dargelegt: *Ok scal dar (= nach Rom) varen iewlk man mit sime herren, de des rikes gut to lene hevet, oder he scal de vart losen mit deme tegeden punde dat he jarlekes van eme hevet.*<sup>123)</sup>

b) Es wäre aber noch wichtiger für uns folgendes: In der 2. Hälfte des Artikels ist vorausgesetzt, nicht nur daß *pape unde wif* ihr Eigen ihren Vasallen zu Lehen verleihen kann, sondern auch daß ihnen das zu Lehen verliehen gewesene Eigen durch den Tod des "Eigentümers" zufallen kann.<sup>124)</sup> Im Bezug auf den letzteren Fall ist ferner hinzugefügt, daß ihr Vasallen dabei nicht nur von ihnen erneute Belehnung mit dem Eigen verlangen können, sondern auch sie es ihnen nicht verweigern dürfen. Damit ist auch unsere oben in II, 3, 5) angestellte Vermutung unterstützt.<sup>125)</sup>

5. Durch bisherige Ausführungen ist etwa folgendes festzustellen. Im Vergleich zum Auctor vetus ist die Beschreibung über das Eigenlehen im Ssp-Lehnrecht vermehrt, an den Korrigierungen und Ergänzungen im Ssp-Lehnrecht ist ferner im großen und ganzen eine Tendenz oder Neigung zu erkennen, daß man, einerseits seine Eigenschaft als Eigen bewahrend, das Eigenlehen doch möglichst an das Reichsgut angleichen will.

Die Tatsachen, daß die Beschreibung über das Eigenlehen merklich korrigiert und ergänzt ist, und, daß dabei seine Eigenschaft als Eigen mit in Betracht gezogen ist, können wir ohne weiteres auf Überlegungen bei der Beschredung des Ssp-Landrechts zurückführen. Aber die Tendenz oder Neigung, es möglichst an das Reichsgut anzu-

122) Vgl. zum Ausdruck *des rikes denest* im Ssp. a.a.O. S. X.

123) Im übrigen sind die Worte *des rikes denest* auch in der eben in 4) angeführten 2. Hälfte des Lnr. 69 §8 (nur) im Sinne vom Gerichtsdienst gebraucht.

124) Vgl. zum Wort *versterven* (= *irsterven*) o. Fn. 51.

125) Im übrigen sei zu bemerken, daß auch in diesem nach-cikischen Zusatz, der eigens dem Vasallen den Anspruch auf den neuen, lehnsunfähigen Herren anerkannt hat, das Erbrecht des Vasallen am Eigenlehen überhaupt nicht in Frage kommt. Wahrscheinlich wäre es dem Abschreiber selbstverständlich, daß der Vasall (im allgemeinen) am Eigenlehen über das Erbrecht verfügt (vgl. dazu o. 4, 2), c), iii) u. Fn. 114).

gleichen, steht auch mit dem Problem der landrechtlichen Gerichtsbarkeit im Zusammenhang, wie es Lnr. 69 §8 andeutet. So wollen wir uns weiter mit dem *gerichte* im Ssp-Lehnrecht beschäftigen.

#### D. *gerichte* im Sachsenspiegel-Lehnrecht

1. Das Wort *gerichte*, das im Sachsenspiegel, wie in meinem anderen Aufsatz<sup>126)</sup> eingehend untersucht, im Sinne von Gerichtsbarkeit, Gerichtsbezirk, Ding oder Gerichtshof, Richter und Urteil oder Strafe gebraucht ist, bezieht sich kein einziges Mal auf das Gericht zu Lehnrecht, sondern (soweit es das weltliche Recht angeht) ausschließlich auf das zu Landrecht. Dasselbe gilt (im Grunde)<sup>127)</sup> auch für die damit eng zusammenhängenden Wörter *richtere*, *richten* und *ungerichte*. In diesem charakteristischen Wortgebrauch sind bereits der Vorrang des Landrechts gegenüber dem Lehnrecht und die entscheidende Stellung oder Rolle der landrechtlichen (Blut-)Gerichtsbarkeit im ganzen Recht sowie in der "Verfassung" symptomatisch angedeutet.

2. 1) Auch im Lehnrecht unseres Rechtsbuchs erscheint das Wort *gerichte* (im oben erklärten Sinne)<sup>128)</sup> an 21 Stellen in 16 Artikeln.<sup>129)</sup> Davon haben die 6 Artikel (8 Stellen) zwar im Auctor vetus eine Parallele,<sup>130)</sup> aber in einem Artikel davon kommt das Wort an der im Ssp-Lehnrecht ergänzten Stelle vor.<sup>131)</sup> Infolgedessen macht das, was im AV eine Parallele hat, substantiell nur noch 5 Artikel (7 Stellen) aus, während das, was darin keine Parallele hat, völlig das Doppelt davon (14 Stellen in 11 Artikeln) beträgt.<sup>132)</sup> Anders gesagt, gehört auch das *gerichte* zu den Hauptthemen, die erst im Ssp-Lehnrecht beträchtlich ergänzt worden sind.

126) Das Gericht im Sachsenspiegel, in: Wirkungen europäischer Rechtskultur. Festschrift f. K. Kroeschell zum 70. Geburtstag, hrsg. v. G. KÖBLER u. H. NEHLSSEN, 1997.

127) Vgl. dazu den Gebrauch des Worts *richtere* in der noch u. 4, 4) zu behandelnden I. Hälfte des Lnr. 69 §8.

128) D. h.: das Wort *gerichte* in Lnr. 69 §6 (2mal im Sinne von Speise oder Gang der Speise) angenommen.

129) Lnr. 11 §2, 12 §2, 19 §2, 23 §1, 26 §7, 55 §6. 60 §1 (2mal), 61 §1, §2 (2mal), 69 §12, 71 §2, §3 (3mal), §4, §5 (2mal), 73 §2, 76 §1.

130) Lnr. 11 §2 (= AV I 34), 23 §1 (= I 50), 61 §1 (= I 129), 71 §2 (= II 67), 71 §3 (3mal) (=II 68), 76 §1 (= III 13).

131) Lnr. 23 §1.

132) Außer Lnr. 23 §1: Lnr. 12 §2, 19 §2, 26 §7, 55 §6. 60 §1 (2mal), 61 §2 (2mal), 69 §12, 71 §4, §5 (2mal), 73 §2.

Was das Wort in den parallelen Artikeln im AV, das dem *gerichte* im Ssp-Lehnrecht entspricht, angeht, so ist ohne weiteres folgendes festzustellen: In 2 Artikeln ist es nämlich *iudicandi beneficium* (AV I 129 = Lnr. 61 §1, II 67 = 71 §2), in weiteren 2 Artikeln *iudicium* (AV I 34 = Lnr. 11 §2, II 68 (2mal) = 71 §3).<sup>133)</sup> Zudem entsprechen in einem Artikel des AV (III 13) die Worte *in iudicio* denen *vor gerichte* im Ssp-Lehnrecht (76 §1).

Außerdem ist das Wort *iudicium* in weiteren 2 Artikeln mit dem *gerichte* gleichbedeutend gebraucht. Einmal erscheint nämlich derselbe Ausdruck *in iudicio* wie in III 13 im gleich dahinten stehenden Artikel (III 14). Im entsprechenden Artikel des Ssp-Lehnrechts (76 §2) ist der Ausdruck aber (nicht in *vor gerichte* wie in 76 §1, sondern) in *vor sime lanrichtere* übertragen. Damit ist einwandfrei festzustellen, daß es sich beim Wort *iudicium* um das Gericht zu Landrecht handelt. Dieses Beispiel veranlaßt uns aber zugleich dazu, im folgenden auch den Gebrauch des Worts *richtere* mit in Betracht zu ziehen.

2) Im Ssp-Lehnrecht erscheint das Wort *richtere* je einmal in 3 Artikeln.<sup>134)</sup> Von diesen 3 Artikeln hat nur einer im AV eine Parallele, wo das Wort aber an der im Ssp-Lehnrecht ergänzte Stelle vorkommt.<sup>135)</sup> Außerdem hat das Wort *lanrichtere*, das übrigens mit den *des landes richtere* gleichbedeutend ist,<sup>136)</sup> wie bereits oben erwähnt, das *iudicium* im parallelen Artikel im AV abgelöst (oder korrigiert). Kurz gesagt, erscheint das Wort *richtere* also alles an der im Ssp-Lehnrecht korrigierten oder ergänzten Stelle. In 2 von einschlägigen 4 Artikeln ist auch das Wort *gerichte* gebraucht. Es sind also substantiell 2 Artikel (Lnr. 55 §8, 69 §8), die im folgenden wegen des Worts *richtere* mit in Betracht zu ziehen sind.

Im Auctor vetus erscheint demgegenüber das Wort *iudex*, das dem *richtere* im Sachsenspiegel entsprechen sollte, (an 5 Stellen) in 4 Artikeln.<sup>137)</sup> In AV II 67 und II 68 davon sind, wie oben erwähnt, auch die Worte *iudicandi beneficium* oder *iudicium* gebraucht. In den beiden Artikeln des Ssp-Lehnrechts, die diesen entsprechen (Lnr. 71

133) An einer Stelle in AV II 68 entspricht dem Wort *gerichte* im Ssp-Lehnrecht (71 §3) nur noch das Pronomen *illud*.

134) Lnr. 23 §1, 55 §8, 69 §8.

135) Lnr. 23 §1 (s. o. F. 130).

136) Sowohl *des landes richtere* in Lnr. 23 §1 als auch *lanrichtere* in Lnr. 76 §2 erscheint im Zusammenhang mit dem landrechtlichen Gericht, um *rof oder ander ungerichte* zu richten.

137) AV II 51 (= Lnr. 68 §5), II 61 (= 69 §6), II 67 (= 71 §2, s.o. Fn. 129), II 68 (= 71 §3, s.o. Fn. 129).

§2 und §3), ist jedoch, wie es bald erneut zu behandeln sei, das Wort *iudex* nicht zu finden.<sup>138)</sup> In weiteren 2 Artikeln, AV II 51 und II 61, erscheint das Wort *iudex* in solch einem Zusammenhang, wie der Oberherr über den Herren oder anstatt des Herren *iudex* ist.<sup>139)</sup> Der Wortgebrauch, das Wort *iudex* = *richtere* auf den landrechtlichen Richter zu beschränken, ist also noch nicht im Auctor vetus zu finden, sondern erst im Ssp-Lehnrecht oder in der ersten deutschen Fassung unseres Rechtsbuchs hergesellt.<sup>140)</sup>

3. Wollen wir nunmehr die einschlägigen Artikel im Aucton vetus überprüfen.

1) AV I 34 (= Lnr. 11 §2): *Si dominus villam vel vineam, iudicium vel decimam, vel huiusmodi aliquid integrum concesserit, vel omne quod in aliquo solutum habet loco; haec beneficia homo sequitur et hereditat, quamvis demonstratione careat.*

138) Vgl. dazu unten 3, 3).

139) a) Vgl. zuerst zu AV II 61 (= *Tunc iudicetur, quod illius beneficii superior dominus argutae sententiae iudex esse debeat*) Lnr. 69 §6 (= *So vunde men to rechte: Vor den herren de de overe herre des gudes is*). Damit ist aber zugleich festzustellen, daß der Ausdruck *to rechte vinden* im Ssp. dem Wort *iudicari* im AV entspricht (eigentlich also keinen besonderen Sinn, wie ihn Fr. KERN den Worten "Recht finden" zuschreiben mochte, gehabt hat).

b) Vgl. dann zu AV II 51 (= *Si homo iniuriatur homini in bonis domini sui..... et laesus si quaeremonia iusta actorem coram domino prosequitur, domino pro his causis vaditare iudicetur. Sed suo homini homo non respondebit coram domino suo, nisi probetur, quod coram suis hominibus iustitiam illi renuerit dominus. Dominus non nisi praedictae causae offensionis iudex erit laesi sui hominis*) Lnr. 68 §4 (= *Underwint sek ok en man sines husgenoten lenes mit unrechte, ...dar umme mat he deme herren wedden, oder he mut sek der scult untseggen oppe'n hilgen*) und Lnr. 68 §5 (= *Doch n'is de herre nicht plichtlich to antwardene sime manne vor deme overen herren, he ne hebbe eme er rechtes geweigert vor sinen manne*). Im übrigen sei zu bemerken, daß die Worte, die denen *quaeremonia iusta* in AV II 51 entsprechen sollte, in Lnr. 68 §4 nicht zu finden ist. Auch die Worte *rechte klage* sind doch im Ssp, meiner Ansicht nach, nur (wenigstens hauptsächlich) in Bezug auf die Klage, die vor Gericht zu Landrecht geschiet oder geschehen soll.

140) Auch für die Wörter *richten* und *ungerichte* gilt dasselbe.

a) Das Wort *ungerichte* erscheint je einmal in 3 Artikeln des Ssp-Lehnrechts (23 §1, 72 §7, 76 §2). Diese Artikel haben zwar alle im AV eine Parallele, in Lnr. 23 §1 und 76 §2 (s. o. Fn. 129, 135) ist das Wort aber an der korrigierten oder ergänzten Stelle gebraucht. Auch in Lnr. 72 §7 hat das Wort *ungerichte* das *iniuria* in AV III 10 abgelöst.

b) Das Wort *richten* erscheint nur in 2 Artikeln (an 3 Stellen) des Ssp-Lehnrechts, die im AV keine Parallele haben (Lnr. 61 §2 und 71 §5. s. o. Fn. 131), und zwar immer im Zusammenhang mit dem *gerichte* (zu Landrecht). Was das Wort *iudicare* im AV anbelangt, so ist es auch im Zusammenhang mit dem Gericht zu Landrecht (= *iudicandi beneficium* in AV I 129 u. II 67, s. o. 1) gebraucht. Aber es ist dort nicht nur im allgemeineren Sinne (=be)urteilen) gebraucht (AV I 40, I 130), sondern auch im Zusammenhang mit dem Lehngericht im Sinne von "entscheiden" oder "Urteil treffen od. vorschlagen" (AV I 29, II 18, 22, 28, 51, 61, III 14).

In einem vorangehenden Artikel AV I 30 (= Lnr. 10 §3) ist etwa folgendes bestimmt: Wenn ein Herr (durch den Dritten = Einweiser) seinen Vasallen in das Gut, das er diesem zu Lehen verleiht (oder verliehen hat), einweisen läßt (*facit demonstrari* od. *bewisen let*), so hat der Vasall sofort die Gewere (*warandiam*) an dem Gut, die dem Herren zustand, ehe er es diesem verlieh. Diese allgemeine Verfahrensregel über die Besitznahme des Lehens vorausgesetzt, nimmt der Artikel davon den Fall aus, daß das Lehen ein Bezirk ist oder doch etwas, was eine räumliche Größe hat. Solch ein Lehen darf der Vasall nämlich auch ohne Einweisung vom Herren in Besitz nehmen. Dazu gehört auch *iudicium* (= Gerichtsbezirk).<sup>141)</sup> Aus diesem Artikel ist auch zu entnehmen, daß der damit Belehnte daran sowohl das Erbrecht als auch den Anspruch auf erneute Belehnung an einen neuen Herren gehabt hat. Was uns etwas beunruhigen könnte, ist nur die Frage, warum *iudicium* hier in einer Reihe mit dem kleineren Bezirk wie *villa* oder *decima* erscheint.<sup>142)</sup>

2) AV I 129 (= Lnr. 61 §1): *Iudicandi beneficium habere non est licitum clerico vel mulieri, nec viro in iure deficiente.*

Obwohl eingangs des Rechtsbuchs der Grundsatz: *Clerici et mulieres, ... et iure carentes..., iure carent beneficiali* hergestellt ist (AV I 4 = Lnr. 2 §1), so ist doch in den gleich dahinten stehenden Artikeln der Fall, daß ein Herr einen von ihnen, besonders aber einen Paffen oder eine Frau, mit einem Gut belehnt, geregelt.<sup>143)</sup> In diesem Sinne hat sich die Belehnung solcher Lehnsunfähigen beinahe in eine Regel verwandelt. Es wäre überflüssig eigens zu erwähnen, daß der Art. AV I 129 in Bezug auf das Gerichtslehen diese beinahe zu einer Regel gewordenen Belehnung der Lehnsunfähigen ausschließen will, um den oben genannten Grundsatz von Lehnsunfähigkeit streng einzuhalten.<sup>144)</sup>

---

141) Das Gericht zu Lehnrecht, das aufgrund der persönlichen Beziehung zwischen Herren und Vasallen zusammengesetzt wird, hat freilich keinen Bezirk. Bei dem *iudicium* oder *gerichte* als Gerichtsbezirk handelt es sich also ausschließlich um solchen zu Landrecht.

142) Anders gesagt: die Frage, ob das *iudicium* in diesem Artikel mit dem *len to burmesterscap* in Lnr. 77 nicht in irgendeinem Zusammenhang steht. Auf diese Frage sei aber noch unten im IV. Kap. einzugehen.

143) Vgl. dazu o. I, 2, 6) u. 7) sowie II, 2, 3)~5).

144) Im Zusammenhang mit der Frage in o. Fn. 142 sei zu bemerken, daß auch in diesem Artikel *rustici* nicht ausdrücklich genannt ist.

3) AV II 67 und II 68. Diese beiden Artikel haben wir bereits oben in III, B, 2, 2), b) behandelt. Vorsichtshalber wollen wir aber hier ihren ganzen Text wörtlich anführen.

a) AV II 67 (= Lnr. 71 §2): *Iudicandi beneficium non descendit in quartam manum, nisi sola praefectura, quae super iudices habet iura.*

b) AV II 68 (= ebenfalls Lnr. 71 §2): *Dum iudex incusatur ab aliquibus, iudex super iudicem erit praefectus. Nec aliquis potest concedere alteri iudicium concessum sibi, nisi singulare sit iudicium, quod in illud pertineat, hoc saltem solutum non habere.*

In diesen beiden Artikeln ist also der Grundsatz dargelegt, daß das *iudicandi beneficium* oder *iudicium* nicht weiter verliehen werden darf. Davon ist aber das *singulare iudicium*, das zum *iudicium* gehört, ausgenommen, das man vielmehr nicht bei sich *solutum* (= unverliehen) behalten darf. Dabei sei keineswegs zu übersehen, daß der "Leihezwang", wie es aus den Worten *concedere iudicium concessum sibi* eindeutig klarzustellen ist, nur für den mit dem *iudicium* belehnten *iudex* gilt, aber nicht für den König, der es nur verleihen kann.<sup>145)</sup>

Im Zusammenhang damit ist auch der zweite Grundstz dargelegt, daß das *iudicandi beneficium* nicht bis an die *quarta manus* gehen (= weiter verliehen werden) darf. Davon ist zwar ausdrücklich *praefectura* (= Schultheißtum) ausgenommen. Trotzdem müssen wir dazu auf folgendes hinweisen: Als Grund für diese Ausnahme ist es nicht ganz überzeugend, daß der *praefectus iudex super iudicem* ist.<sup>146)</sup> Außerdem bleibt die Frage immer noch unklar, wer denn (außer *praefectus*) mit dem Wort *iudex*, oder was mit dem Wort *singulare iudicium*, konkret gemeint ist.

4) Zum Schluß über die beiden Artikel AV III 13 und III 14.

a) AV III 13 (einschließlich III 12 b) (= Lnr. 76 §1): *Salvo honore suo | homo pro debito domini accipiat vadium aut conqueratur de hoc in iudicio illum; si eum primo iusta prosecutus fuerit quaerimonia coram suis hominibus, et iustitiam illi renuerit dominus, si in beneficiali esset iure, pro hoc facto non iudicetur vadire domino.*

b) AV III 14 (= Lnr. 76 §2): *Dominus etiam si suo homini vim intulerit, aut eum*

145) Vgl. zur Frage des "Leihezwangs" im Sachsenspiegel meinen Aufsatz wie o. Fn. 1, S. XVI f. sowie H.-G. KRAUSE, Der Sachsenspiegel und das Problem des sogenannten Leihezwangs, ZRG. GA. Bd. 93, 1976.

146) Z. B. könnte man sich doch (nicht ohne Grund) fragen, warum in solch einem Fall der obere Richter nicht *iudex super iudicem* sein kann.

*spoliaverit et praedicto modo domium prosecutus fuerit homo, si in iudicio veniens spoliū consequatur super dominum, et ille se defendat, in hoc contra fidem suam nihil faciat, quamvis domino non contradixerit suum hominum nec resignaverit beneficium.*

Daraus ist ohne weiteres folgendes zu entnehmen: Die Rechtsverweigerung vom Herren in seinem Lehngericht vorausgesetzt, darf der Vasall wegen der Schuld des Herren diesen pfänden oder *in iudicio* verklagen. Falls er von dem Herren mit Gewalt beraubt ist, darf er sich nicht nur dagegen wehren,<sup>147)</sup> sondern auch unter der gleichen Voraussetzung den Herren wegen des *spoliū in iudicio* verklagen. Dabei wäre es zwar nicht so schwierig, zu schließen, daß es sich bei diesem *iudicium* das Gericht zu Landrecht handelt. Davon ist jedoch der (rechtliche) Grund dafür kaum zu erschließen, daß der Vasall wegen solcher Sachen eben vor *iudicium* zu Landrecht gehen darf oder soll.<sup>148)</sup>

4. Wollen wir uns nunmehr zur Korrigierung und Ergänzung in Bezug auf das *gerichte* im Ssp-Lehnrecht zuwenden!

1) In den 2 Artikeln erscheint das Wort *gerichte* im Sinne von Gerichtsbezirk im Zusammenhag mit Verfestung und Acht.

a) Lnr. 23 §1 beginnt, dem parallelen Artikel im AV (I 50) entsprechend, wie folgt: *De herre ne scal nemandes manscap verspreken, ane des de herschildes darvet.*<sup>149)</sup> Dahinten ist aber eine folgende längere Ergänzung hinzugefügt: *oder des de in des rikes achte is, oder in deme selven gerichte vervestet is, oder of ene de selve herre beklaget hevet vor des landes richtere umme rof oder umme ander ungerichte, unde eme mit ordelen gedegedinget is, binnan den degedingen ne darf ene de herre to manne nicht untvan.*

b) Lnr. 12 §2 (ein im Ssp-Lehnrecht ergänzter Artikel) lautet wie folgt: *Des verbanen mannes oder verachten mannes unde verfesteden mannes tuch mach men wol verleggen binnan deme gerichte, dar he gebannen is oder in achte gedan is oder vervestet is. Vorspreken ne mogen se nicht wesen, klaget se op iemande, he ne darf ene nicht antwarden, of he den ban oder achte oder vestinge getugen mach. Doch mute se ant-*

147) Vgl. dazu auch Ldr. III 76 §§ 5, 6.

148) Vor allem muß sich eine folgende Frage erheben, warum der Vasall dabei nicht vor den Oberherren geht, indem man AV II 51 (o. Fn. 139) mit in Betracht zieht.

149) Vgl. dazu o. Fn. 11.

*warden hir binnen alle den de oppe se klaget.*<sup>150)</sup>

In diesen beiden Artikeln ist also vorausgesetzt, daß die Rechtsstellung des Vasallen durch seine landrechtliche Stellung bedingt ist. Daraus sei ohne weiteres zu schließen, daß die Ergänzung in den beiden Artikeln auf Überlegungen über die Rechtsstellung des Verfesteten und Gebannten im Ssp-Landrecht zurückgeht.

c) Durch die Korrigierungen in Lnr. 71 §2 und 71 §3<sup>151)</sup> sind übrigens die oben (in 3, 3), über AV II 67 und II 68 angeschnittenen Fragen klar geantwortet oder doch wesentlich klarer geworden. Lnr. 71 §2 ersetzt nämlich das Wort *iudices* in AV II 67 durch das *greve*, auch in Lnr. 71 §3 ist anstatt von *singulare iudicium, quod in illud pertineat* in AV II 68 (etwas ergänzend) von *en sunderlik gerichte dat in sin gerichte hore, also gravescap dut in de marke unde in andere vanlen* gesprochen. Auch als Grund der Ausnahme über das Weiterverlehnung des Gerichtslehens nennt Lnr. 71 §2, (nicht mehr daß *praefectura...super iudices habet iura* wie in AV II 67, sondern) daß *nen greve dingen ne mach ane belenden sculteiten.*<sup>152)</sup>

2) In den weiteren 2 Artikeln, Lnr. 55 §6 und 19 §2 (die beide im Ssp-Lehnrecht ergänzt sind), erscheint der Ausdruck *vor gerichte*. Wie in meinem anderen Aufsatz untersucht, bezeichnet das Wort *gerichte* in diesem Ausdruck immer das Gericht (= Gerichtshof) zu Landrecht.<sup>153)</sup>

a) Lnr. 55 §6 lautet: *Gut mach de herre setten sunder manscap eneme manne. Dat steit oppe des herren truwe, dat he it deme manne stede late; wel he it eme breken mit siner unscult, dat mut he wol dun, de man ne moge en des vertugen, dat he it vor gerichte gesat hebbe.* Daß dabei mit dem Wort *gerichte* das landrechtliche Gericht gemeint ist, sei aus einem dahinten stehenden Artikel klarzustellen: Lnr. 55 §8 besagt nämlich wie folgt: *Swe seget gut to sattunge gelegen, de seget unrechte, went sattunge*

150) Hier ist auch von *ban* (= Kirechenbann) gesprochen, infolgedessen ist das Wort *gerichte* zugleich auch im Sinne von Gerichtsbezirk zu Kirchenrecht gebraucht. Aber wir beschränken uns in diesem Aufsatz auf das weltliche Recht.

151) Lnr. 71 §2 = *Swe gerichte to lene hevet van deme koninge nederwart dat ne mach nicht komen in de virde hant, ane sculteidum, dorch dat nen greve dingen ne mach ane belenden sculteiten.* Lnr. 71 §3 = *It ne mach ok neman getichte lien dat eme gelegen is, it ne si en sunderlik gerichte dat in sin gerichte hore, also gravescap dut in de marke unde in andere vanlen, dat mut he wol verliien, unde ne mut it san mit rechte nicht behalden over en jar. Also ne mut de koning nen vanlen.*

152) Vgl. dazu Ldr. III 52 §3 sowie eine konkrete Beschreibung darüber in Ldr. I 59 §2.

153) Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. Fn. 126.

*ne mach neman lien. Scal men gut setten, alse it helpende si, dat mut gescen vor des landes richtere, so dat men is de dingplichtegen to tuge hebbe; scal aver lenunge gescen, de scal gescen vor des herren mannen, an den men is getuch hebbe. Gelegen sattunge dat n'is weder len noch sattunge.* Nach der Ansicht unseres Spieglers soll also die Verpfändung eines Guts, um rechtsgültig zu sein, vor Gericht zu Landrecht geschehen.<sup>154)</sup> Im übrigen sei zugleich zu bemerken, daß er auch diese Ansicht mit besonderem Nachdruck argumentiert.<sup>155)</sup>

b) Lnr. 19 §2 lautet: *De man mach aller sculdegunge (durch den Herren)<sup>156)</sup> mit siner unscult untgan, de neman getugen ne mach, dat it vor gerichte gescen si.* Wie in meinem anderen Aufsatz eingehend argumentiert, handelt es sich auch hier bei dem Wort *gerichte* um das zu Landrecht. Als das, was *vor gerichte* (zu Landrecht) geschehen ist und zur Beschuldigung (durch den Herren) geführt hat, wäre außer der oben (Lnr. 23 §1, 12 §2, 55 §6) dargelegten Sachen vor allem etwa folgende zu nennen: die Sachen, die die Geburt<sup>157)</sup> oder das (angeborene) *recht* betreffen oder (vor allem wegen des *ungerichte*) zur Rechtslosigkeit führen,<sup>158)</sup> sowie die gerichtliche Auffassung des Eigens und des Leibeigenen.<sup>159)</sup>

Diese Beispiele (in 1) und 2)) belegen alle mehr oder weniger deutlich die Vorrangstellung des Landrechts gegenüber dem Lehnrecht oder Grenzen der lehnrechtlichen gegenüber der landrechtlichen Gerichtsbarkeit.

3) In den 3 weiteren Artikeln, die keine Paralle im AV haben, sind weitere Sonderregel betreffs des *len an gerichte*<sup>160)</sup> ergänzt.

a) Lnr. 71 §4 bestimmt, daß *twene manne mogen an eneme gerichte nen gemene*

154) Vgl dazu meinen Aufsatz wie in o. Fn. 126, S. S458 f. Im übrigen besagt Lnr. 76 §2, wo das Wort *lantrichtere* mit *des landes richtere* gleichbedeutend gebraucht ist, den entsprechenden AV III 14 korrigierend, folgendes: *Rovet aver de herre sinen man, he mut dat wol unde iewelk ungerichte* (erst im Lnr. ergänzt) *oppe ene klagen vor sime lantrichtere* (statt *in iudicio* im AV), *unde mut sek eme wol weren, unde ne darf eme sin gut nicht laten, of he eme rechtes geweigert hevet.*

155) Vgl. dazu o. III C, 4, 4).

156) Vgl. dazu den vorangehenden Art. Lnr. 18

157) Vgl. dazu außer Lnr. 2 §1 (= AV I 4 (o. I, 2, 4)) z. B. Lnr. 21 §1 (noch unten im IV. Kep.) sowie 20 §3.

158) Vgl. dazu außer Lnr. 2 §1 (= AV I 4) (ebd.) z. B. Lnr. 61 §1 (= AV I 129) (o. 3, 2)).

159) Vgl dazu Ldr. I 59 §1. Hierzu gehört auch der Fall in Ldr. II 43 §1.

160) Vgl. dazu Lnr. 61 §1 (wahrscheinlich nach Ldr. III 54 §1).

*lenrecht hebben; dat gedinge mach men aver dar an verlien, alse an anderme len*”, obwohl die gemeinsame Belehnung mehrerer Vasallen mit einem Gut oder die Belehnung *mit gesameder hant* im allgemeinen (besonders aber in Bezug auf das *recht len*) erlaubt ist.<sup>161)</sup>

b) Lnr. 61 §2 lautet wie folgt: *It mut ok neman richten, er he dat gerichte untvangen hebbe. Swen he it aver enes untvet, stirft sin herre, oder let he it op, he mut wol richten binnen siner jartale, dat he dat gerichte untvan scal*, obwohl der Lehnserbe beim Mannfall im allgemeinen während seiner Jahresfrist *de were* (= Besitzrecht) *des gudes mit sament deme gude* (des verstorbenen Vaters) übernehmen darf.<sup>162)</sup>

c) Lnr. 71 §5 fügt folgendes hinzu: *Swene de kening in achte gedan havet, de ne mach nicht richten mit rechte, noch sweme sin gerichte verdelst is, de wile he it nicht ut getogen ne hevet...*,<sup>163)</sup> obwohl wenigstens die Acht als Zwangsmittel, um einen flüchtigen Verklagten sich vor Gericht stellen zu lassen, nicht sofort einen Verlust seines Rechts am Gut mitbringt (Vgl. dazu Ldr. I 38 §2).

Es liegt also nahe, zu schließen, daß diese Artikel dazu bestimmt sind, das System der landrechtlichen Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen, seinen “öffentlichen” Charakter bewahrend, wirksam funktionieren zu lassen.<sup>164)</sup>

4) Lnr. 69 §8 (wo zwar nicht das Wort *gerichte*, aber das *richtere* zu finden ist) besagt in der ersten Hälfte folgendes: *Wert en ordel besculden umme len dat des herren egen is, men scal dar mede op it leste vor dat rike ten ; went de koning to richtere gekoren is over iewelkes mannes hals*<sup>165)</sup> *unde over egen unde over len. Dar umme so hevet al lanrecht unde lenrecht begyn an eme, went de herscilt an eme begint.*

Im Ssp-Lehnrecht ist, mit dem vorangehenden Lnr. 69 §1 (= AV II 57)<sup>166)</sup> beginnend, das Verfahren der Urteilsschle im Lehngericht konkret beschrieben. Nach

161) Vgl. dazu Lnr.8 §§1, 2 sowie 32 §1.

162) Vgl. dazu Lnr. 6 §1 sowie meinen Aufsatz, Die Gewere im Sachsenspiegel, in : Festschrift für H. Thieme zu seinem 80. Geburtstag, hrsg. v. K. KROESCHELL, 1986, S. 71 ff.

163) Darauf setzt sich der Artikel fort wie folgt : *noch neman oppe den dat gerichte irstrft, de wile he it nicht untvangen ne hevet.* Damit ist geradeaus gesagt, was aus dem eben behandelten Lnr. 61 §2 über diesen Fall (= Mannfall) nur mittelbar zu entnehmen ist.

164) Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. Fn. 1, S. XX ff.

165) Vgl. dazu Ldr, III 52 §2 : *Den koning kuset men to richtere over egen unde len unde over iewelken mannes lif.*

166) Vgl. dazu o. Fn. 12.

dem Lnr. 69 §6 (= AV II 61) soll sie im allgemeinen *vor den herren de de overe herre des gudes is* gezogen werden.<sup>167)</sup> Soweit es *des herren egen* betrifft, so gibt es keinen Oberherren, vor den man sie hätte ziehen können. Lnr. 69 §8 will eben diese Lücke erfüllen. Die Antwort selbst, die unser Spiegler über diesen Fall gegeben hat, ist eindeutig: man soll nämlich auch die Urteilsschelte betreffs des Eigenlehens zuletzt *vor dat rike* (= vor Königsgesicht) ziehen.

Für unsere Fragestellung wäre noch wichtiger zweifelsohne die Begründung dieser Ansicht. Um sie richtig zu verstehen, soll jedoch zweierlei klargestellt werden. i) Hier ist eine "Definition" der beiden Begriffe *lant-* und *lenrecht* zu finden. Während das *lenrecht* nämlich die Gerichtsbarkeit *over len* darstellt, ist das *lantrecht* nichts anders als die Gerichtsbarkeit *over egen* und *over iewelkes mannes hals* (oder *lif*).<sup>168)</sup> ii) Obwohl der *herscilt* an sich ein lehnrechtliches Rechtsinstitut ist, will der Spiegler mit der von dem König ausgehenden Heerschildordnung begründen, daß nicht nur *al lenrecht*, sondern auch *al lantrecht* (im oberen Sinne) vom König beginnt. Ihm war klar bewußt also, daß die Heerschildordnung zugleich als Treppe fungiert, wodurch die landrechtliche Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen (im Grundsatz) bis an die dritte Hand herabsteigt. Kurz gesagt, will der Spiegler so behaupten, daß der König als oberster Richter zu Landrecht imstande sein sollte, auch die Urteilsschelte über das Eigen(lehen) zu richten.<sup>169)</sup> Darin ist der Vorrang des Landrechts gegenüber dem Lehnrecht besonders deutlich gezeigt. Dieser Fall überschreitet doch bereits den Bereich des Lehnrechts, es muß hier dem Landrecht weichen.<sup>170)</sup> Dabei sei jedoch nicht zu übersehen, daß auch diese Behauptung mit besonderem Nachdruck argumentiert ist.<sup>171)</sup>

5. Aus den bisherigen Untersuchungen<sup>172)</sup> sei etwa folgendes festgestellt.

167) Vgl. dazu o. Fn. 139.

168) S. o. Fn. 165.

169) Es wäre nicht ganz ausgeschlossen, aus dem Wortlaut dieses Artikels zu entnehmen, daß der König auch zum obersten Lehnsherren gewählt ist. Das ist aber falsch. Die Vasallen können ihren Herren überhaupt nicht "wählen", sondern nur einem von ihnen, die bereits über die lehnrechtliche Gerichtsbarkeit verfügt haben, die Mannschaft anbieten. Zu neuem Herren wird bei einem Herrenfall selbstverständlich der Lehnserbe des Verstorbenen, der Oberherren (selbst) oder derjenige, an den dieser einen Vasallen weist.

170) Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. in Fn. 1, S. XXI f.

171) Vgl. dazu o. Fn. 152.

172) Der einzige einschlägige Artikel, der bisher noch nicht behandelt ist, ist Lnr. 60 §1. Der Artikel besagt in der ersten Hälfte wie folgt : *Swe in unrechter were sit sunder lenunge, wel he se behalden*

1) Im Auctor vetus erscheint bereits das *iudicandi beneficium* als ein Sonderlehen, das vom *vulgare beneficium* unterschieden ist. Es darf nicht im Prinzip (d. h. konkret: das Schultheißtum ausgenommen) bis an die 4. Hand weiter verliehen werden, aber das *singulare iudicium*, das dem Gerichtslehen zugehört, darf nicht vielmehr *solutus* (= unverliehen) bei sich behalten, sondern der damit belehnte Richter muß es weiter verleihen. Ausdrücklich erwähnt ist ferner, nicht nur daß man einen Pfaffen, eine Frau oder einen, dem es an *ius* (zu Landrecht) fehlt, nicht damit belehnen darf, sondern auch daß ein Vasall (im Fall der Rechtsverweigerung durch den Herren) um die Pfändung (zur Erfüllung der Schuld) sowie wegen *vis* oder *spolium* seinen Herren *in iudicio* verklagen darf. Aber die Anzahl der Artikel, die sich auf das Gerichtslehen beziehen, ist noch sehr gering. Auch die Wörter, die das Gerichtslehen bezeichnen sollen (= *iudicandi beneficium* und *iudicium*), sind noch nicht vereinheitlicht. Zudem sind die Wörter *iudicium* und *iudex* auch in Bezug auf Gericht oder Richter zu Lehnrecht gebraucht. Infolgedessen ist über die landrechtliche Gerichtsbarkeit oder ihre Beziehung zur lehnrechtlichen aus dem Wortlaut des Rechtsbuchs etwas Bestimmtes kaum zu erschließen.

2) Demgegenüber ist die Beschreibung im Ssp-Lehnrecht über das *gerichte* durch Korrigierung und Ergänzung wesentlich vermehrt ist, so daß die Vorrangstellung des Land- gegenüber dem Lehnrecht klar zum Ausdruck kommt. Nach dem Ssp-Lehnrecht ist nämlich nicht nur die Pfändung des Herren durch seinen Vasallen zuletzt *vor gerichte* zu Landrecht entscheiden, sondern auch die Verpfändung eines Guts durch den Herren soll, um rechtsgültig zu sein, *vor des landes richtere* geschehen. (Nicht nur Gewalt und Raub, sondern) Auch jedes *ungerichte* ist *vor lantrichtere* endgültig zu richten. Ferner

---

*dar mede, dat he seget, dat gut si sin tinsgut, unde of is ok jene bekant, an den he is tut....* Soweit wir daraufhin nur den nächsten Artikel, Lnr. 60 §2, lesen, wäre es nicht so schwer, die Weiterführung der Argumentation zu verfolgen. In Lnr. 60 §2 sind doch die "Definition" des Begriffs *tinsgut* und die strenge Trennung des Lehens vom *tinsgut* entwickelt. Davor lesen wir aber auch die folgende 2. Hälfte des Lnr. 60 §1 : *so wete men, dat borge noch stede noch gerichte noch denest over manne gut neman to tinsse dun ne mach, nemeleke sime genote oder manne boven sek, also it sin herre van eme dulden dorve, noch de tude noch de man, over de dat gerichte geit.* Vorläufig verstehe ich sie etwa wie folgt : Mit diesen Beispielen, die jedem völlig ausgeschlossen scheinen sollten, will der Spiegler die unrechte Behauptung des Vasallen in absurdum führen. Im Vergleich zu Lnr. 11 §2 (= AV I 34, o. in 3, 3) u. Fn. 141) sei übrigens darauf hinzuweisen, daß das *gerichte* in Lnr. 60 §1 in einer Reihe mit *borge* und *stede* erscheint.

darf der Vasall jeder Beschuldigung durch den Herren mit seinem Unschuldseid entgehen, davon ist jedoch, was *vor gericht* (zu Landrecht) geschehen ist, ausgenommen. Auch die Urteilsschelte über das Eigenlehen soll zuletzt *vor dat rike* gezogen werden, obwohl der König dabei in Bezug auf das Lehen keineswegs ein Oberherr ist. Außerdem sind im Ssp-Lehnrecht mehrere Sonderregel über das Gerichtslehen von neuem hinzugefügt, die dazu bestimmt sind, die landrechtliche Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen wirksam funktionieren zu lassen.<sup>173)</sup>

3) Dieser Wandel vom Auctor vetus zum Ssp-Lehnrecht spiegelt sich auch im Wortgebrauch in den beiden Rechtsbüchern wider. Die Bezeichnung des Gerichtslehens, das im AV noch in zwei (= *iudicandi beneficium* und *iudicium*) getrennt sind, im Ssp-Lehnrecht alles zum einen Wort *gerichte* vereinheitlicht, das übrigens nur in Bezug auf das Gericht zu Landrecht gebraucht ist. Während die Wörter *iudex* und *iudicare* auch im Zusammenhang mit dem Lehngericht erscheinen, kommen die Wörter *richtere* und *richten* im Ssp-Lehnrecht ebenfalls nur im Zusammenhang mit dem Gericht zu Landrecht vor. Während im AV von *iniuriae* gesprochen ist, tritt im Ssp-Lehnrecht das Wort *ungerichte* auf, was der zusammengesetzten Form nach eine Negation des Gerichts oder einen Gegensatz dazu darstellt. Dieser Wandel im Wortgebrauch geht freilich auf die Überlegung und Beschreibung des Landrechts im Ssp-Landrecht zurück. Die Auffassung, daß das *gerichte* (= Gerichtsbarkeit) zu Landrecht, um Gottes Zorn und sein *gerichte* in dieser Welt ergehen zu lassen, von Gott dem Kaiser anvertraut ist und eben deshalb nur das *gerichte* zu Landrecht, das jedes *ungerichte* bekämpfen sollte, den Namen des Gerichts wert ist, ist erst im Ssp-Landrecht entstanden.<sup>174)</sup>

4) Zugleich sei jedoch keineswegs zu übersehen, daß diese Auffassung und das darauf beruhende Verfassungsbild im Sachsenspiegel mehr oder weniger einen Charakter als Idealbild des Spieglers annehmen müssen. Sie entsprechen nämlich der damaligen Wirklichkeit (jedenfalls) nicht ganz.<sup>175)</sup>

---

173) Im Zusammenhang mit der Lehre vom "Leihzwang" sei übrigens besonders auf folgendes hinzuweisen. Auch der Satz : *Also ne mut de koning nen vanlen* in Lnr. 71 §3 (o. Fn. 151) ist nämlich erst im Ssp-Lehnrecht ergänzt. Das soll heißen, daß auch der König, der an der Spitze der Heerschildordnung steht, nunmehr ins System der landrechtlichen Gerichtsbarkeit als Gerichtslehen oder in den (damaligen) "Staat" (tiefer als je) eingegliedert ist.

174) Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. Fn. 114, bes. S. 464 f.

175) Vgl. dazu meinen Aufsatz wie o. Fn. 1, S. XXII ff.